



ずっと住み続けたい

“ここちいい (心地好い)”

いまぼい

第2次 今治市総合計画 2016-2025

未来へ
あの橋を渡って 世界へ

目次

| | |
|------------------------|----------|
| I 序論 | 1 |
| 第1章 総合計画の策定に当たって | 2 |
| 1 総合計画策定の趣旨 | 2 |
| 2 総合計画の役割 | 2 |
| 3 総合計画の構成と期間 | 3 |
| 第2章 総合計画策定の背景 | 4 |
| 1 今治市の地域特性 | 4 |
| 2 社会情勢の変化 | 9 |
| 3 市民アンケートの結果 | 12 |
| 第3章 今治市の主要課題 | 15 |



Ⅱ 基本構想 17

| | | |
|--------|-----------------------------|----|
| 第1章 | 今治市の目指す姿 | 18 |
| 1 | 今治市の将来像 | 18 |
| 2 | 今治市の人口の推移と将来推計人口 | 20 |
| 第2章 | 施策の展開方向 | 22 |
| 1 | 「心」を育む | 22 |
| 2 | この「地」を思う | 23 |
| 3 | まちを「好」きになる | 23 |
| 第3章 | ふるさと共創〔走〕システム | 24 |
| 第4章 | 施策の大綱 | 26 |
| 施策の大綱1 | 健やかに安心して暮らせるまちづくり | 26 |
| 施策の大綱2 | 豊かな心と生きる力を育むまちづくり | 27 |
| 施策の大綱3 | みんながつながり支えあうまちづくり | 27 |
| 施策の大綱4 | 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり | 28 |
| 施策の大綱5 | 美しい地球を未来へつなぐまちづくり | 29 |
| 施策の大綱6 | 誇りに思える魅力があふれるまちづくり | 30 |
| 施策の大綱7 | 産業の飛躍と創造に満ちた活力あるまちづくり | 31 |
| 第5章 | 新たな行政改革への取組 | 32 |



Ⅲ 基本計画 33

| | |
|----------------------------------------------|----|
| 第1章 基本計画の構成 | 34 |
| 1 基本計画とは | 34 |
| 2 計画の期間 | 34 |
| 3 計画の構成 | 34 |
| 第2章 ふるさと共創〔走〕システム | 36 |
| 元気にこぎだせ！ 地域共働システム | 37 |
| 未来へこぎだせ！ 子ども共育システム | 38 |
| 世界へこぎだせ！ 魅力共感システム | 39 |
| 第3章 分野別施策 | 41 |
| 施策の方向① 安心して子どもを産み、育てていける基盤づくり | 42 |
| 施策の方向② いつまでも健やかに暮らしていける基盤づくり | 46 |
| 施策の方向③ 支えあい、いきいきと暮らしていける基盤づくり | 50 |
| 施策の方向④ 子どもたちの生きる力を育む基盤づくり | 54 |
| 施策の方向⑤ 豊かな心と地域の元気を育む基盤づくり | 56 |
| 施策の方向⑥ 世代を超えて、みんながつながる地域の基盤づくり | 60 |
| 施策の方向⑦ 身近で、わかりやすい市政の基盤づくり | 64 |
| 施策の方向⑧ 地域の和を広げ、安全・安心・快適に暮らしていける基盤づくり | 66 |
| 施策の方向⑨ みんなで災害に備える、安全・安心の基盤づくり | 70 |
| 施策の方向⑩ 豊かな自然を守り、育て、次代に返すための基盤づくり | 74 |
| 施策の方向⑪ 環境に配慮した暮らしの基盤づくり | 76 |
| 施策の方向⑫ 交流とにぎわいを創造する、魅力あふれる都市（まち）の基盤づくり | 78 |
| 施策の方向⑬ 魅力ある観光資源をいかした、交流とにぎわいの基盤づくり | 80 |
| 施策の方向⑭ 世界で活躍する産業のさらなる飛躍の基盤づくり | 84 |
| 施策の方向⑮ いきいきと働ける活力ある産業の基盤づくり | 88 |
| 第4章 行政改革の推進に向けて | 92 |

資料編 95

総合計画施策体系図 134

I 序論

1 総合計画策定の趣旨

私たちのまち今治市は、平成17年1月16日に、12市町村による大合併を経て新たなスタートを切りました。

そして、平成18年12月には合併後初の総合計画を策定し、『ゆとり彩りものづくり みんなで奏でる 海響都市 いまばり』を将来像として掲げ、多彩な地域資源と交流をいかしたまちづくりを進めてきました。

しかしながら、合併後10年を経た今、少子高齢化の進展や人口減少、地球規模の環境変化、大規模災害発生の可能性、中心市街地の活力低下、厳しい財政状況など、様々な課題に直面しており、これらの課題への的確な対応が求められています。

ふるさと今治が50年後も100年後もずっと住みたいと思えるまちであり続けるように、中長期にわたる市政運営の指針として本総合計画を策定し、魅力のあるまちづくりを進めようとするものです。

2 総合計画の役割

総合計画は、本市の最上位計画であり、まちづくりの羅針盤となるものです。現状や課題を踏まえて、今後10年間の進むべき方向を明確に示すことで、目指すべき将来像の実現に向けた取組を推進します。

その主な役割は、次のとおりです。

市民と歩むまちづくりの指針

市民に対し、目標とするまちの姿を示すとともに、市民や事業者などと共にまちづくりを進めていく際の指針となるものです。

行政運営の指針

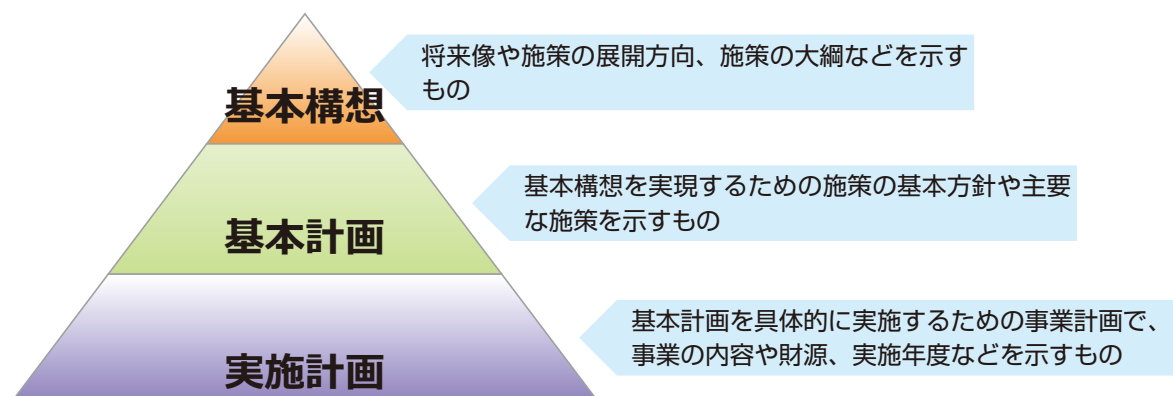
目標とするまちの姿を実現するための総合的な行政運営の指針となるものです。

国や県、関係機関に示す市政の指針

国や県、関係機関に対し、本市のまちづくりの指針について意思表示するとともに、まちづくりに関する相互調整の基準となるものです。

3 総合計画の構成と期間

総合計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されます。



(1) 基本構想

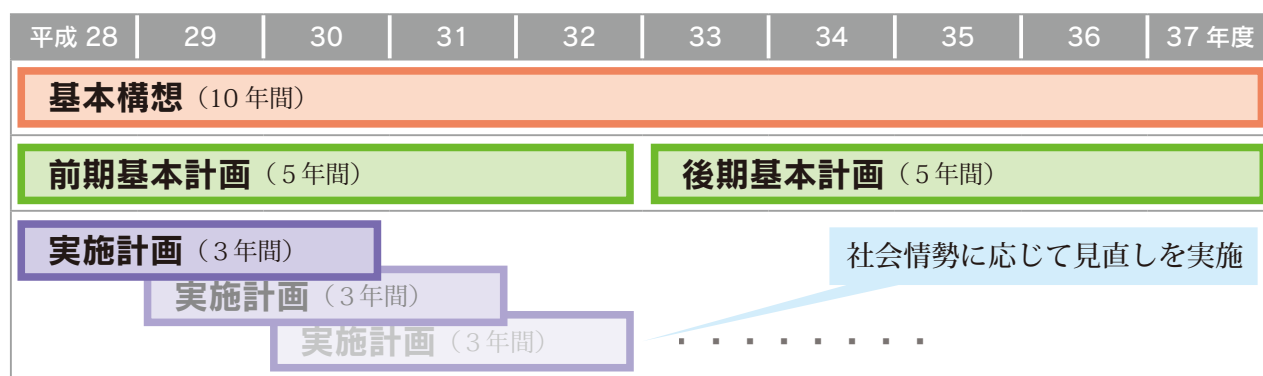
基本構想は、本市の特色や課題、社会情勢の変化などを踏まえ、中長期的な視点で本市が目指すべき将来像を示し、それを実現するための施策の展開方向や施策の大綱などを示すものです。基本構想の対象期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための施策の基本方針や主要な施策を示すものです。計画期間は、本市を取り巻く社会情勢に応じて見直すため、前期基本計画・後期基本計画で構成し、計画期間は各5年間とします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画で示された主要な施策に沿って、具体的に実施するための事業の内容や財源、実施年度などを示すものです。計画期間は3年間とし、本市を取り巻く社会情勢に応じて見直すものとします。



1 今治市の地域特性

(1) 市の沿革

今治地方は、古墳時代の遺跡が多くあり、また7世紀には伊予国府がおかれていたように、古くから政治や経済、文化の中心地でした。中世には村上氏などの水軍が台頭し、戦国の動向に大きな影響を与えました。慶長5年（1600年）には藤堂高虎が20万石の領主としてこの地に入り、地名を「今張」から「今治」へと改め、今治城と城下町を築いて都市の原型をつくりました。その後、松平（久松）氏の所領となり、明治2年の版籍奉還まで治めました。

明治22年には市町村制の施行により陸地部の中心が今治町となり、大正9年には日吉村と合併して今治市が誕生しました。その直後に港湾の整備を進め、大正11年に今治港は四国初の開港場となりました。

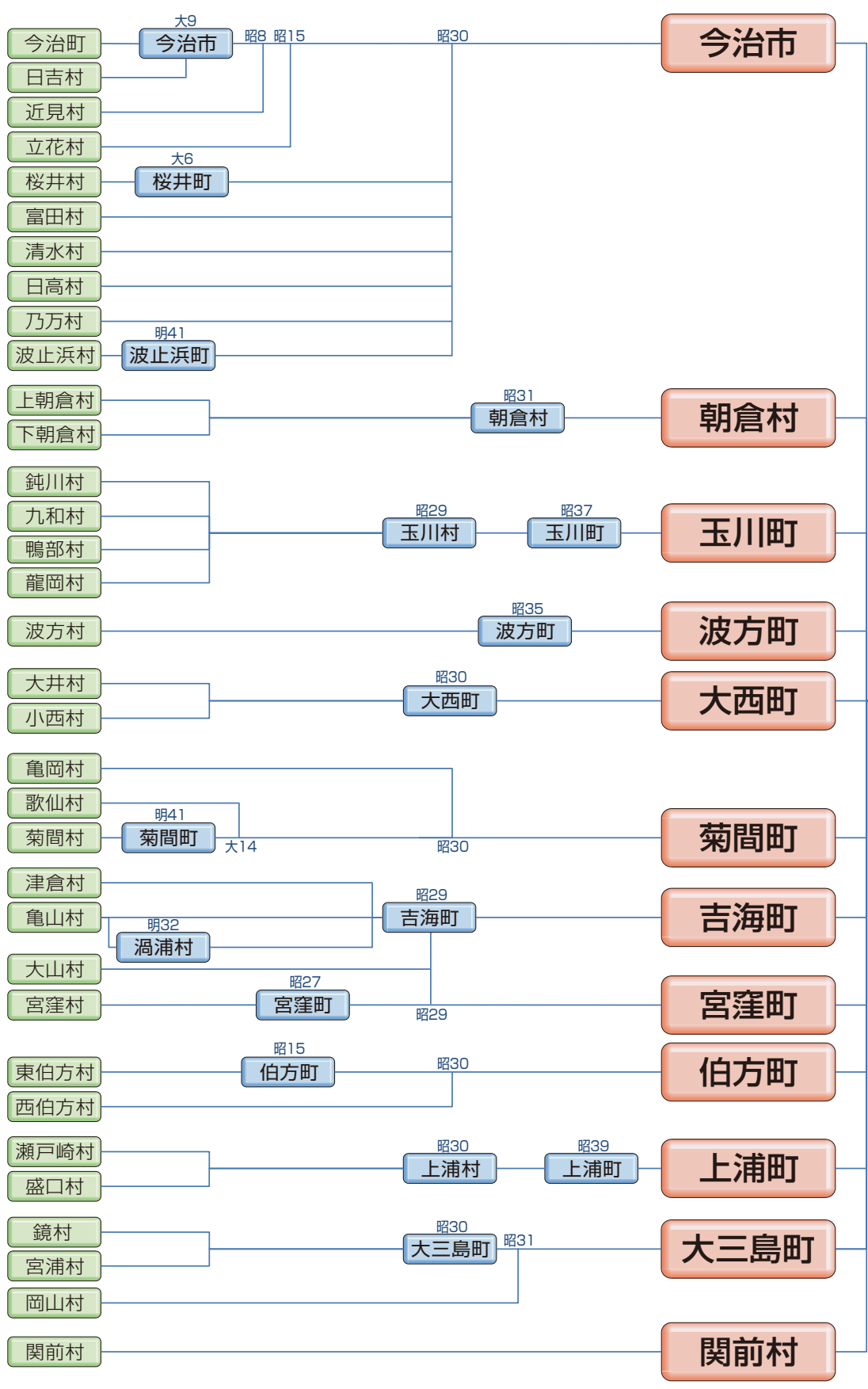
昭和に入り、周辺町村との合併・編入を経て、昭和37年には人口が10万人を超えました。この間、太平洋戦争での戦禍に遭いながらも港を中心とした商業都市として、またタオル・縫製、造船・海運・船用などを基幹産業としてめざましい発展を遂げました。

そして、平成11年には瀬戸内しまなみ海道（西瀬戸自動車道）が開通し、中四国の交流や流通の拠点となりました。

平成17年1月16日には12市町村による広域合併を成し遂げ、松山市に次ぐ人口18万人の県下第2の都市、新「今治市」が誕生しました。こうして新しく生まれ変わった今治市は、瀬戸内海の風光明媚な景観と、大山祇神社や村上水軍城址などの歴史遺産にも恵まれ、また船舶建造隻数が国内の約19%を占める海事都市として、更にはブランド戦略により新たな飛躍を遂げたタオルの産地として、国内外に広く知られています。



今治市の変遷

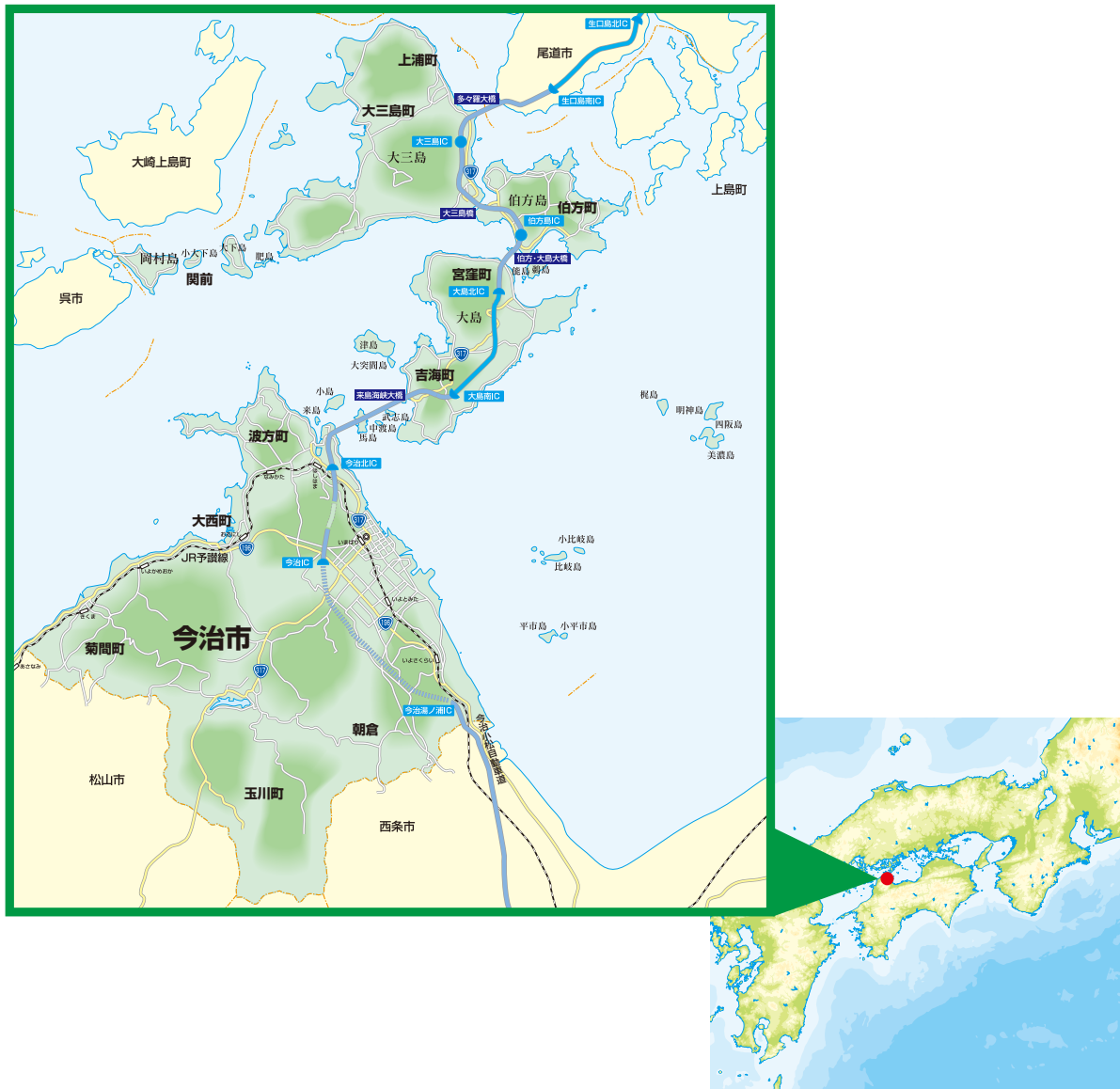


平成17年1月新「今治市」誕生

(2) 地勢・気候

本市は、総面積419.13 k²（平成26年10月1日 国土地理院調）、愛媛県の北東部に位置し、瀬戸内海のほぼ中央部に突出した高縄半島の東半分を占める陸地部と、世界有数の多島美を誇る大小およそ100の島々で形成される島しょ部から構成されています。豊かな自然と美しい景観に恵まれ、日本三大急潮の1つとして知られる来島海峡や中心市街地が位置する平野部、緑豊かな高縄山系など、変化に富んだ地勢が特徴です。

本市の年平均気温は16～17度程度、平均降雨量は1,200～1,300mm程度で、台風やその他の自然災害が少なく、温暖少雨な瀬戸内海式気候区に属しています。



(3) まちの産業

本市は、瀬戸内の海上交通の要衝として古くから海運業が発達してきました。90年余りの歴史を持ち四国初の開港場である今治港は、平成8年には四国初のコンテナ用ガントリークレーンが設置され、国内外の物流の拠点となっています。海運業の繁栄により、各種船舶を建造する造船業も盛んです。市内には14の造船所があり、その他の海事産業とともに国内最大の海事産業集積地を形成しています。また、次世代の人材育

成と国際交流機会の創出を図るため、西日本唯一の国際海事展「バリシップ」が隔年で開催されるなど、世界に向けて海事都市今治を発信しています。

タオルや縫製品などの繊維産業も盛んで、特にタオルの生産は、年間の生産量が約1万1千トン、全国の約6割のシェアを誇ります。平成18年度からは、四国タオル工業組合と今治市、愛媛県、今治商工会議所など、まさに地域一体となって「今治タオル」のブランド化に取り組んでいます。佐藤可士和氏を起用したこの「今治タオルプロジェクト」の取組は、産地復活の成功事例として多くのメディアに取り上げられるなど、着実に成果を上げ、高品質を誇る「今治タオル」は、国内のみならず海外からも高い評価を得ています。

造船やタオル以外にも、全国的な競争力を持つ食品や石油・ガスなどの大手企業のほか、大島石の石材加工、伝統工芸・伝統産業として桜井漆器や菊間瓦など地域に根ざした産業があり、ものづくりのまちとして、四国最大の製造品出荷額を誇ります。

穏やかな気候や美しい瀬戸内海、緑豊かな森林や里山などの自然環境を生かした農林水産業も盛んであり、多様な農作物、良質な木材、豊富な魚介類を生かした「食と農のまちづくり」に市民と行政が一体となって取り組むため、地産地消、食育、有機農業を3つの柱とした「今治市食と農のまちづくり条例」を制定し、様々な事業を先駆的に実施しています。



波止浜の造船所群



高品質の今治タオル

(4) 地域資源・観光交流

古くから海上交通の要衝として栄えた本市は、人や地域を結ぶ交流拠点の役割を担い続けてきました。こうした歴史的・地理的な背景を持つ本市は、東洋のエーゲ海ともいわれる瀬戸内海の多島美や世界的な観光資源である瀬戸内しまなみ海道を始めとする素晴らしい景観、歴史文化遺産、伝統芸能、美術館・博物館、温泉地、海山の食材など、多彩な地域資源に恵まれています。

瀬戸内しまなみ海道は、本市と広島県尾道市の多くの島を橋で結び、自転車や歩行者が世界有数の多島美を眺めながら渡ることができるのが最大の特徴です。瀬戸内しまなみ海道は、「サイクリストの聖地」として世界中のサイクリング愛好家から注目され、平成26年には自動車専用道路の本線をコースとした国内最大級の国際サイクリング大

会が開催されるなど、国内のみならず海外からも多くの観光客・サイクリング客が訪れる、本市のシンボリックな存在です。瀬戸内しまなみ海道は、サイクリングだけでなくウォーキングイベントも行われ、毎年秋に行われる「瀬戸内しまなみ海道スリーデーマーチ」には全国からウォーキング愛好家が訪れています。

かつて村上水軍が瀬戸内海を縦横無尽に活躍し、波止浜沖の来島には来島村上家が、宮窪瀬戸と船折瀬戸の合流点にある能島には能島村上家がそれぞれ城を構えました。来島・能島村上家は、因島村上家などとともに、戦国の世の瀬戸内海で活躍しました。本市にはこれら水軍の歴史の舞台となった多くの遺構が残されているほか、水軍が活躍した時代を肌で感じられる村上水軍博物館があります。村上水軍を題材にした和田竜氏の小説「村上海賊の娘」は、2014年本屋大賞を受賞するなど全国から注目を集めました。また、大三島の大山祇神社は、日本総鎮守の社号を持ち、宝物館には国宝や重要文化財に指定された鎧や刀剣類が多数収蔵・展示され、瀬戸内しまなみ海道沿線地域の人気観光スポットの1つになっています。また、藤堂高虎によって築城され、海水が引かれた広大な堀や城内の港として国内最大級の船入を備えた、日本屈指の海城であった今治城など、歴史的・文化的な地域資源が本市には数多くあります。

芸術分野では、美術館の「河野美術館」「玉川近代美術館」「大三島美術館」「ところミュージアム大三島」「伊東豊雄建築ミュージアム」「岩田健母と子のミュージアム」や今治市本庁舎などの丹下健三氏設計の建築物・文学碑があります。また、本市出身の画家であるMAYA MAXX氏が、アートを通じた若者の人材育成などを展開しており、地域の活性化と芸術振興の一翼を担っています。

市内各地に伝わる伝統的な行事や祭りとして、春祭りで各地の神社に奉納される継ぎ獅子を代表とする「今治及び越智地方の獅子舞」や菊間祭の「お供馬の行事」、大山祇神社で奉納される一人の力士が稲の精霊と相撲をとりその年の豊作を占う「一人角力^{ひとりずもう}」は県の無形民俗文化財に指定されているなど、各地域それぞれに受け継がれてきた伝統行事があります。

スポーツ分野では、日本サッカー協会（JFA）が国内4校目の選手育成機関として「JFAアカデミー今治」を平成27年に開校し、サッカーのみならず人間的な面も重視した教育が行われています。また、元サッカー日本代表監督の岡田武史氏がオーナーとなったFC今治の活躍が注目を集めるなど、サイクリングとともにサッカーによる交流も広がっています。

本市には温泉やグルメなどの地域資源も多数あり、温泉地としては、古くから知られる名湯「鈍川温泉」を始め、四国初の国民保養温泉地「湯ノ浦温泉」やしまなみ観光の途中で気軽に立ち寄れる「多々羅温泉」、海洋療法の考えを取り入れた海水温浴施設「マーレ・グラッシア大三島」などがあります。海の恵みを生かした郷土料理「鯛めし」や「法楽焼^{ほうらくやき}」のほか、ご当地グルメとして観光客にも人気の「今治焼き鳥」や「今治焼豚玉子飯」など、ほかでは味わえない地域に根ざした食文化があります。

2 社会情勢の変化

私たちを取り巻く社会情勢は目まぐるしく変化しており、各自治体においてもその変化に対応した取組を進めていく必要があります。なかでも特に影響が大きく、重要と思われる項目には以下のようなものがあると考えられます。

人口減少・少子高齢化の進展

日本の総人口は、平成20年の1億2,808万人をピークに、減少期に入っています。今後、人口の減少速度は速まり、平成52年には現在より約2,000万人減少し、1億728万人になるとみられています。また、少子化と高齢化が同時に進んでいることから、平成52年には年少人口（15歳未満）の占める割合は、平成22年の13.2%から10.0%に低下し、老年人口（65歳以上）の占める割合は23.0%から36.1%に上昇するものと見込まれています。こうした人口動態によって、国内需要の減少や労働力の不足が生じるほか、地域においては、活力が低下するなどの影響や問題が生じると懸念されています。

本市においては、昭和55年をピークとして、死亡数が出生数を上回る自然減と転出が転入を上回る社会減によって、人口減少が続いています。また、少子化と高齢化も全国平均を上回る早さで進んでおり、平成22年には老年人口の占める割合は30%近くになっています。まちづくりにおいては、今後も続くと思われる人口減少や少子化、高齢化を前提として進めることが求められています。

教育の状況と展望

少子高齢化の進展や格差の再生産・固定化、急速なグローバル化など、教育を取り巻く環境は刻々と変化しており、社会全体の活力の低下や国際競争の激化など、様々な問題が顕在化しています。そのような中、主体的で能動的な力を持った個人を社会全体で育むとともに、だれもが多様な学習機会を享受できることがより一層必要となっています。

本市においても、少子高齢化や人口減少、ライフスタイルの変化に伴う核家族化が進展し、教育に関わる人材の減少や人間関係の希薄化などが懸念されています。今後は、めまぐるしく変化する社会の中にあっても能力を発揮できる人材を確保するため、生きる力を育む特色ある教育環境の整備が望まれています。

地域・コミュニティ

雇用環境や世帯構成などのライフスタイルが大きく変化する中、地域に暮らす人々の関係は次第に希薄化し、これまで地域などが担ってきた役割を行政サービスに求められるようになってきました。

しかしながら、市町村合併による自治体規模の拡大や人口減少などに伴い、財政状況が悪化する中、行政サービスによる公助ばかりではなく、住民自らが地域を維持していく自助

や共助の意識と取組が、社会全体の中で求められています。その一方で、高齢化や人口減少に伴い、地域を支える担い手不足が顕在化しています。

本市においても、厳しい財政状況や職員の定員適正化などの中で、行政のみならず地域の力も必要とされています。そのため、地域を自分たちが維持していく意識の醸成や、それを担う団体などを育成するとともに、行政や市民、企業などが共働¹して取り組める仕組みづくりが望まれています。

防災意識の高まり

平成23年3月11日に発生した未曾有の自然災害である東日本大震災を契機として、防災を始めとする「安全・安心」に対する意識が大きく変化し、今後発生が予測される災害への対応も大きな転機を迎えています。

そのような状況の中、被害の最小化を図る「減災」や大規模な災害が発生した場合の人命救助などへの取組が必要とされているとともに、災害時には地域住民が互いに助けあい、行政などと連携しつつ、主体的に地域を守る社会づくりが進められています。

本市においても、被害が予測される南海トラフ巨大地震²などの災害に対して、自主防災組織³の立ち上げや、公共施設やインフラなどへの対応がなされており、防災・減災に対する市民の更なる意識の向上や行政と市民、地域が共働した取組が重要となっています。

環境問題への取組

世界規模での人口急増や経済の進展に伴い、地球温暖化や生物の多様性が損なわれるなど、様々な環境問題が起きており、国際社会が協力して取り組むことが不可欠となっています。

また、私たちの日常生活においても、社会経済活動と環境問題は密接な関係にあり、環境への負荷が少ない社会を目指すためには、省エネや省資源、再生可能エネルギー⁴の利活用、自然環境の保全などを進めていくことが必要となっています。

本市では、平成23年4月17日に「今治自然塾宣言」を行い、広がる豊かな自然と共存することによって、心の豊かさと本当の幸せを感じられるまちづくりを進めており、地球環境に配慮した当たり前の暮らしをすることが望まれています。

経済・産業の状況

政府は、デフレからの脱却を主眼とする、金融緩和、財政出動、成長戦略の3つの政策を柱とする経済財政政策、いわゆるアベノミクスを推し進めており、日本経済に景気回復の兆しが現れています。しかしながら、今後、人口の大幅な減少が想定される中、日本の経済が持続的に発展していくためには内需の拡大のみならず、外需獲得に向けた取組もこれまで以上に必要となっています。ものづくりを中心とした各産業が、ますます激化するグローバル競争を勝ち抜くことができるよう、更なる飛躍に向けた積極的な取組が求められてい

1 共働 : 目的や立場だけでなくすべての面において、関わるすべての団体が主体となって、共に（一緒に）取り組むこと。
 2 南海トラフ巨大地震 : 日本列島の太平洋沖、「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されているマグニチュード9級の巨大地震。
 3 自主防災組織 : 町内会や自治会などで住民が結成する任意団体で、大規模な災害が発生した場合、地域住民が的確に行動し被害を最小限にとどめるため、日頃から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など、災害に対する備えを行う。
 4 再生可能エネルギー : 自然環境の中で繰り返し起こる現象を利用して持続的に利用可能な非枯渇性のエネルギー源。太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、波力、潮流などを指し、自然エネルギーともいう。

ます。

本市は、造船・舶用・海運業の繁栄を背景として拡大してきた海事産業やブランド戦略などにより活況を見せる繊維産業、古くから受け継がれ高い技術を持つ伝統産業など、ものづくりが盛んなまちとして発展してきました。また、農林水産業は、地産地消や食育などの取組により、生産者と消費者の交流を通じて、地域経済活性化の一翼を担っています。その一方で、いずれの産業においても、生産年齢人口の減少などを背景とした担い手不足が顕著であり、今後も引き続き、事業者と教育、行政などが共働¹した人材の確保・育成の取組が求められています。

地域資源の活用

地域資源は、自然や歴史、文化、産業などにとどまらず、町並みや暮らし、おもてなしの心なども含まれ、まさにその地域の魅力そのものです。近年では、まちおこしや地域活性化などのため、世界遺産の登録を目指す動きも増えており、全国でこうした地域資源の掘り起こしや活用が積極的に行われています。

本市も、恵まれた自然や歴史ある伝統文化など、市民が誇れる数多くの地域資源を有しています。本市が持つ地域資源の中には、全国的な知名度を持つものが幾つもあり、それらは地域活性化へ多大な貢献をしていると言えます。今後は、交流人口⁵の拡大を目指した地域間競争が高まると考えられており、人々を惹きつける地域の魅力を磨き上げるためにも、地域資源の掘り起こしや活用が望まれています。

行政運営への対応

税収が伸び悩む一方で、高齢化の進展による年金や医療、介護などの社会保障支出の増大などによって、国の債務残高は拡大し続けており、財政状況は厳しさを増しています。国からの交付税に頼っている地方自治体にとっては厳しい状況が続くとみられますが、一方で、国や県から市町村への権限移譲が進みつつあり、市町村の主体性がますます高まるとみられています。

本市においては、人口減少に伴う税収の伸び悩みのほか、合併後10年間の特例期間が終了したことに伴う普通交付税の逡減など歳入の減少が見込まれる中、社会保障関係費や老朽化した公共施設等の更新費用の増加など、財政状況が厳しさを増すことが懸念されています。そのため、効率よく行政運営を進めるとともに、画一的な行政運営から、主体性を持って、地域特性を生かした特色あるまちづくりを進めていくことが求められています。

5 交流人口 : 外部からその地域に観光、レジャー、通勤・通学、ショッピング、スポーツなど様々な目的で訪れる人の数のこと。

3 市民アンケートの結果

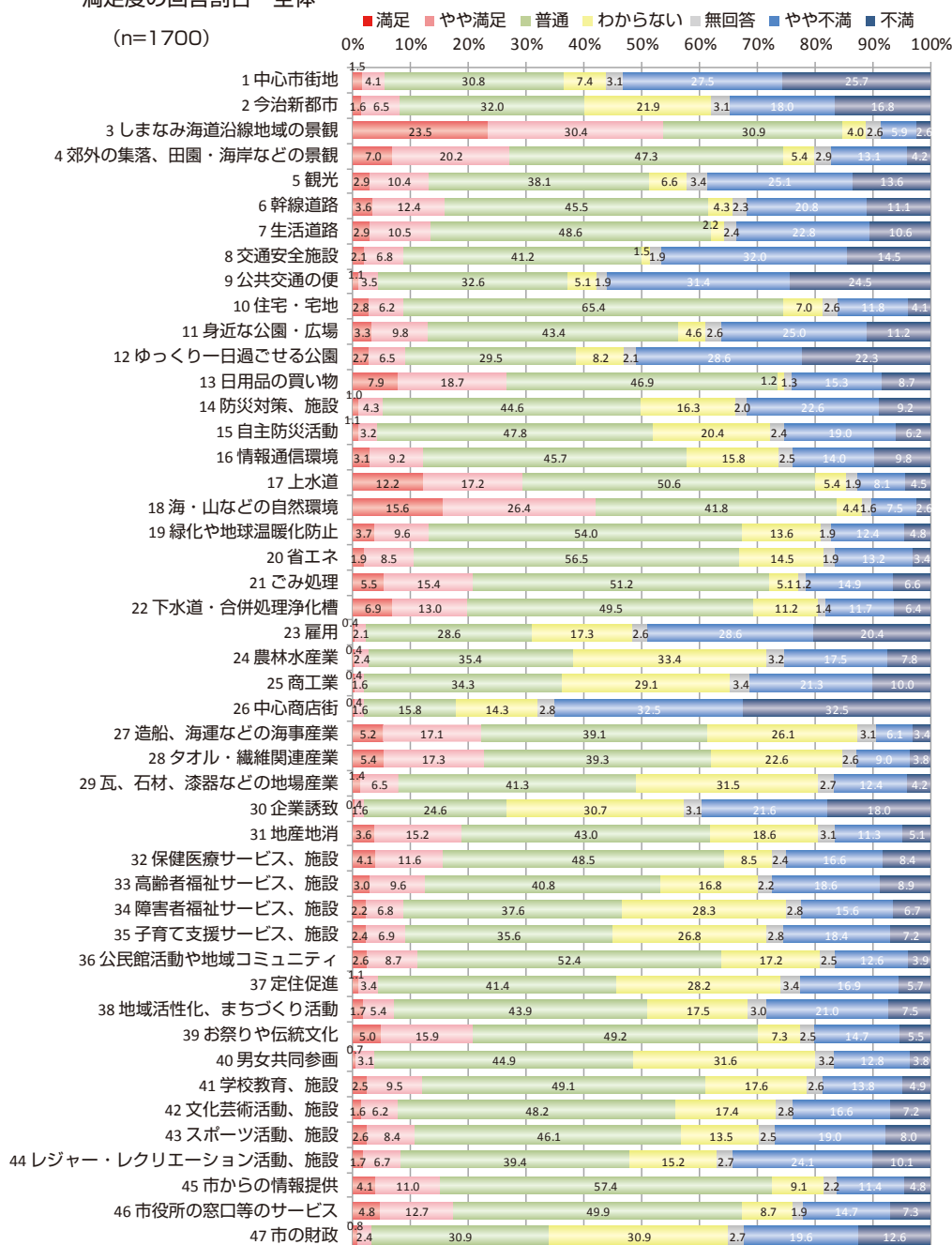
総合計画策定に当たり、市民の意識を把握するためアンケートを行い、1,700の有効回答をいただきました。その結果の概要は、次のとおりです。

日常生活やまちづくりの状況に関する満足度

日常生活やまちづくりの状況に関して、満足度の高い項目は、「3 しまなみ海道沿線地域の景観」や「18 海・山などの自然環境」などでした。一方、不満・やや不満の回答が多い項目は、「26 中心商店街」や「9 公共交通の便」「1 中心市街地」などでした。

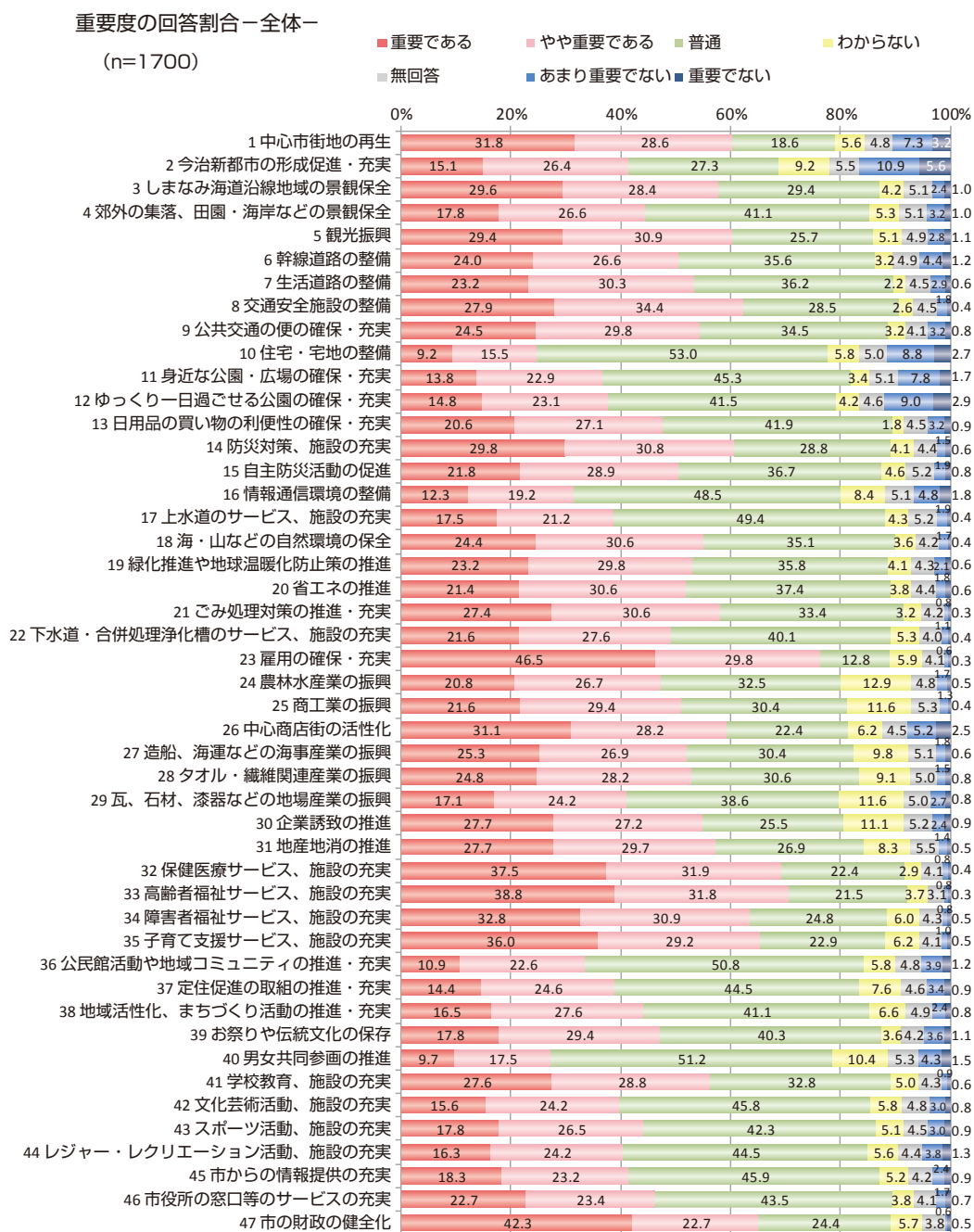
満足度の回答割合－全体－

(n=1700)



今後の今治市が行う施策の重要度

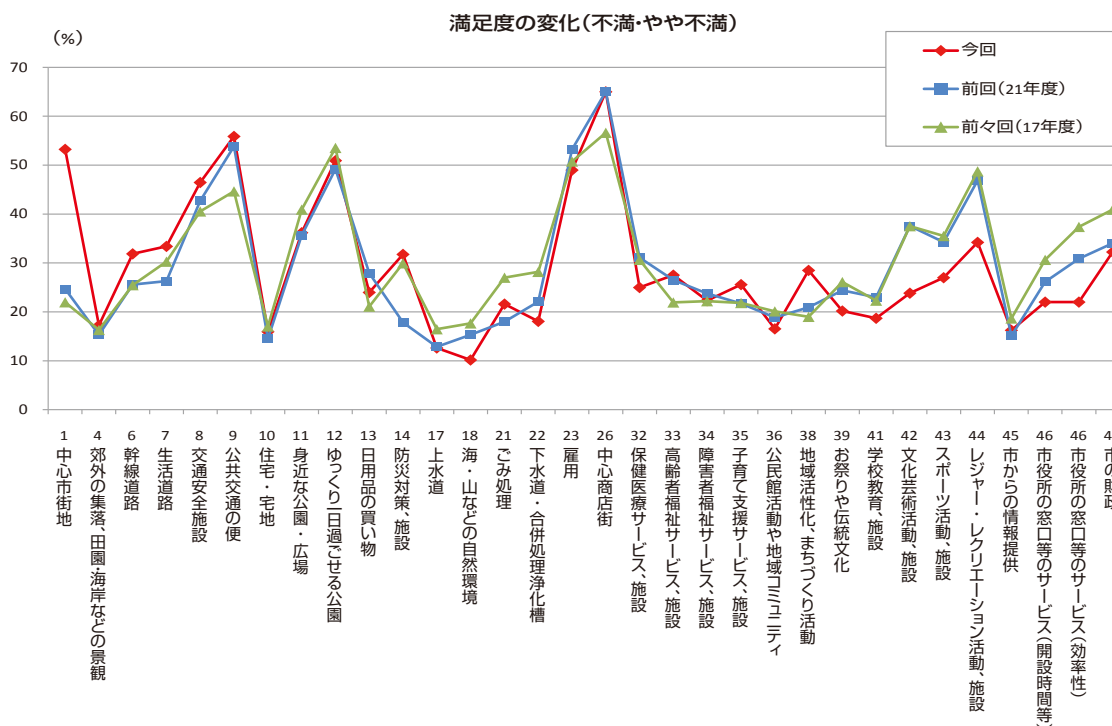
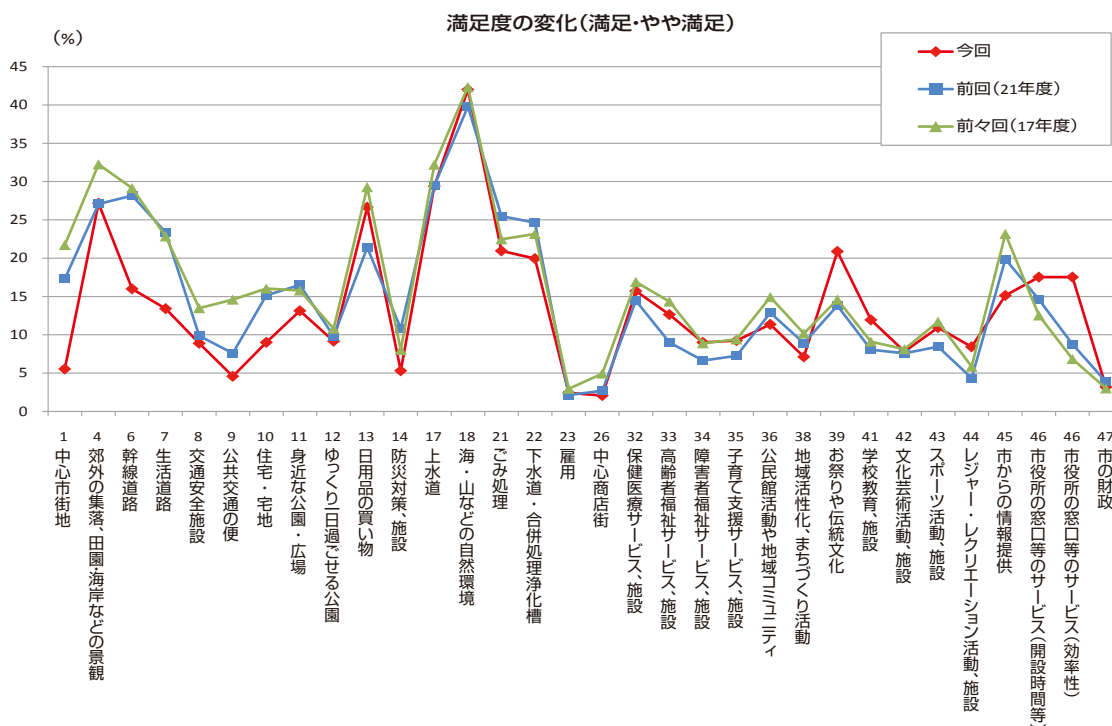
満足度を尋ねた項目に対して、今後、本市が行う施策としての重要度について、自分の気持ちに近いものを尋ねたところ、「重要である」「やや重要である」の回答が多い項目は、「23 雇用の確保・充実」や「33 高齢者福祉サービス、施設の充実」「32 保健医療サービス、施設の充実」「35 子育て支援サービス、施設の充実」「47 市の財政の健全化」などでした。



前回（平成21年度）、前々回（平成17年度）の調査結果との比較

満足度について、前回、前々回の調査結果と比較すると、満足度が上がった項目は、「39 お祭りや伝統文化」や「46 市役所の窓口等のサービス（効率性）」などでした。

一方、満足度が下がった項目は、「1 中心市街地」「6 幹線道路」「7 生活道路」などでした。特に、「1 中心市街地」は変化の度合いが大きく、満足・やや満足が大幅に低下するとともに、不満・やや不満が大幅に増加する結果となりました。



本市を取り巻く社会情勢の変化や現状を踏まえ、以下の点を今後のまちづくりで取り組むべき市の主要課題として示します。

1 産業の活性化と雇用の創出

タオルや造船関連の産業集積があり製造業分野に強みがある本市は、ものづくりのまちとして発展を遂げてきました。これらの製造業を始めとする多様な産業が、地域の活性化の原動力として、今治の知名度向上や地域ブランドの強化に多大な役割を果たしています。

市民アンケートでは、最も重要度の高い項目に「雇用の確保・充実」が挙げられたように、こうした産業分野の強化が、新たな雇用の創出となり定住人口の増加や移住促進、人口流出の抑制にもつながります。

タオルや海事産業の地域をけん引する主要産業の更なる飛躍はもとより、大島石の石材加工や桜井漆器、菊間瓦などの地場産業、食品産業や石油・ガスなどのエネルギー産業のほか、農林水産業や商工業、観光など、すべての産業の活性化をまち全体で推し進める必要があります。

2 子育て環境の整備と子育て支援の充実

人口減少や少子化の時代にあって、未来を担う子どもたちの健やかな成長は、地域全体の願いです。市民アンケートでも、重要度の高い項目に「子育て支援サービス、施設の充実」が挙げられているように、子育て環境の整備のニーズは非常に高くなっています。

子育て支援については、子育て世代が働きながら安心して子どもを産み育てるため、医療や保育など子育てに直接関係する分野に加えて、雇用や教育など、ライフステージに応じた切れ目のない支援が求められています。こうしたニーズに的確に対応し、地域社会全体で支援することで、安心して子どもを育てられるまちづくりを行う必要があります。

3 魅力ある地域資源をいかした、交流とにぎわいの創出

瀬戸内しまなみ海道沿線地域の景観を始めとする恵まれた景観や長年受け継がれてきた祭りなどの伝統文化や食文化など、今治には魅力ある地域資源が数多くあります。

市民アンケートでも「しまなみ海道沿線地域の景観」は満足度で最も高く評価されたように、その魅力は市民の誇りでもあります。一方で、「中心市街地」は満足度が低く、「中心市街地の再生」は重要度の高い項目に挙げられたように、まちの顔である中心市街地のにぎわいを取り戻し、地域の活力向上につなげたいという市民の意識の表れだと考えられます。

このように、市民が誇れる魅力ある多彩な地域資源を磨き上げ、交流とにぎわいをつくり出すとともに、まちの元気を取り戻す取組を進める必要があります。

4 だれもが安心できる快適な暮らしの維持・確保

だれもが安全・安心で快適に暮らせることを望んでいます。市民アンケートでは、重要度の高い項目の上位に福祉や医療、防災など、暮らしの不安を解消するための項目が多く挙げられました。

消防・救急や災害など非常時への対応、防犯体制の強化など暮らしの安全を守り、医療・福祉の面でもだれもが生きがいをもって安心できる暮らしを実現するとともに、道路や上水道など社会基盤の整備によって快適な暮らしを実現していくことが求められています。また、豊かな自然を守り、より良い環境を次代につないでいく必要があります。

5 持続可能な行政運営の体制構築

合併後10年間の特例期間が終了した本市は、今後も厳しい財政状況が続くと見込まれる中で、行政改革の取組を更に進めることで、限られた財源を有効に活用し、より効率的で効果的な行政サービスを提供する必要があります。市民アンケートで、「市の財政の健全化」が重要度の高い項目として挙げられたように、今後の財政運営に対する市民の関心の高さがうかがえます。よって、健全で効率的かつ効果的な行政運営に向けて、持続可能な行政運営の体制を構築することが求められています。



II 基本構想

1 今治市の将来像

将来像とは、本市のこれからのまちづくりの方向性や目指す姿を明らかにするものであり、市民とともにまちづくりを進めていくための共通目標となるものです。

そこで、今ある地域資源に磨きをかけ、まちの魅力を高めることで、住んでいる人が幸せを感じるとともに、だれもがずっと住み続けたい、暮らしたいと思えるまちをみんなの力で実現するため、本市が目指すべき将来像を次のとおり掲げます。

【今治市の将来像】

ずっと住み続けたい “ここちいい あの橋を渡って

将来像に込めた思い

「ずっと住み続けたい」

と思えるふるさtoを目指す

このまちの魅力に気付き、今あるものを大切に守り育てるとともに、新しい魅力を創っていくことで、50年後、100年後にも、私たちや私たちの子や孫の世代がふるさとを愛し、だれもがずっと永く、いつまでも住み続けたい、ここで暮らしたいと思えるまちをみんなの力で目指します。

「“ここちいい（心地

市民一人一人の豊かな心を適な暮らしを守るとともに、せを感じられることで、この“ここちいい(心地好い)”ま

(心地好い)” まち いまばり 世界へ 未来へ

「心地好い)” まち」

を創り上げる

育み、この地の安全・安心で快
まちの魅力を高め、だれもが幸
まちが好きという思いで包まれ
ちをみんなの手で創り上げます。

「あの橋を渡って 世界へ 未来へ」

ふるさとの魅力をつなげる

暮らしやすい気候風土、恵まれた自然環境、活力ある地域産業
や多彩な観光資源など、世界に誇れるこのまちならではの魅力が
たくさんあります。

島と島とが橋でつながるように、今治のシンボルの1つである
橋を「架け橋」や「つながり」のイメージに重ね合わせて、世界
に誇れるこのまちの魅力を世界に向けて発信し、だれもが知り、
訪れることで今治と世界をつなげるとともに、その魅力を更に磨
き上げて、現在から未来へとつなげていきます。

2 今治市の人口の推移と将来推計人口

(1) 人口の推移

ア 定住人口

人口は、昭和55年をピークとして減少が続いており、平成22年は166,532人となっています。

年齢3区分別の人口構成では、平成2年以降において、年少人口（0～14歳人口）と生産年齢人口（15～64歳人口）の割合は減少を続けており、老年人口（65歳以上人口）の割合は増加を続けています。

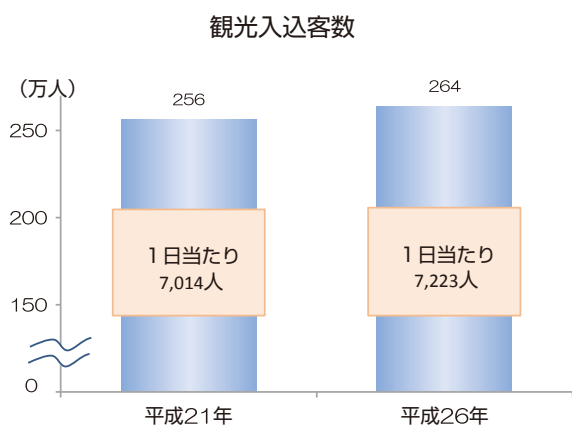
人口の推移 (単位：人、%)

| | | 昭和55年 | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 |
|--------------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総人口 | | 197,818 | 197,774 | 191,504 | 185,435 | 180,627 | 173,983 | 166,532 |
| 年少人口 (0～14歳) | | 45,865 | 42,350 | 34,620 | 28,887 | 25,068 | 22,893 | 20,842 |
| 生産年齢人口 (15～64歳) | | 127,248 | 127,944 | 125,370 | 119,982 | 114,626 | 106,758 | 97,664 |
| 老年人口 (65歳以上) | | 24,696 | 27,480 | 31,514 | 36,564 | 40,931 | 44,319 | 47,792 |
| 構 成 比 | 年少人口 | 23.2 | 21.4 | 18.1 | 15.6 | 13.9 | 13.2 | 12.5 |
| | 生産年齢人口 | 64.3 | 64.7 | 65.5 | 64.7 | 63.5 | 61.4 | 58.6 |
| | 老年人口 | 12.5 | 13.9 | 16.5 | 19.7 | 22.7 | 25.5 | 28.7 |

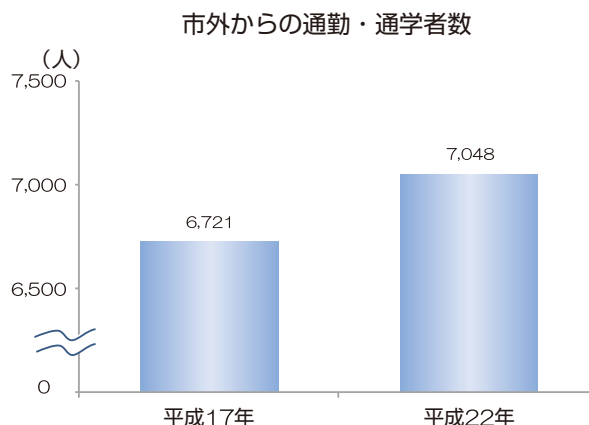
資料：国勢調査（年齢不詳を除く）

イ 交流人口

交流人口⁵のうち観光入込客数は、平成26年には年間約264万人（1日当たり7,223人）となっています。また、平成22年の市外からの通勤・通学者数は、1日当たり7,048人となっています。



資料：観光課



資料：国勢調査

(2) 将来推計人口

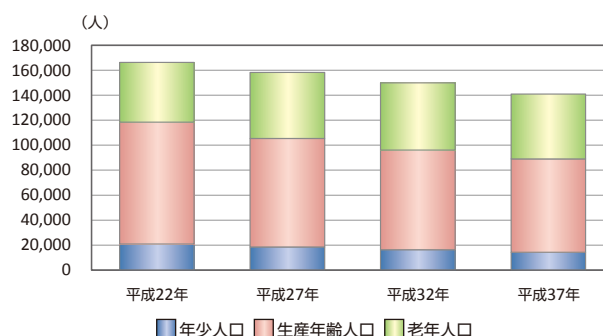
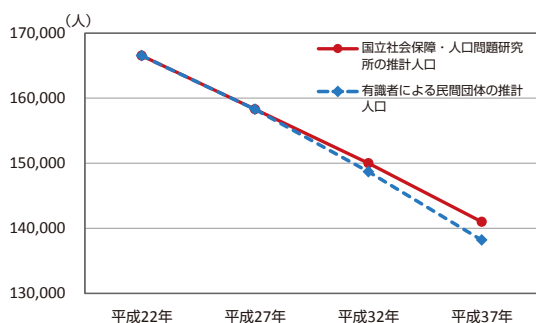
全国的に人口減少が進む中、本市でも今後著しく人口が減少することが見込まれ、有識者による民間団体によれば、平成37年には138,000人になるとの予想もあります。人口構成においては、老年人口の占める割合が上昇する一方、年少人口や生産年齢人口の割合が低下していくと予想されます。こうした人口減少や少子高齢化の進展は、まちの活力低下につながり、まちづくりに大きな影響を与えます。

そのため、将来像の実現に向けて、若者や子育て世代にも、ずっと住みたいと思えるまちづくりを進め、各種施策の展開により人口減少を抑制することで、本市の将来推計人口を次のとおり国立社会保障・人口問題研究所の推計値とし、平成37年における将来推計人口を141,000人とします。

将来推計人口 (単位：人)

| | 平成 22 年 | 平成 27 年 | 平成 32 年 | 平成 37 年 |
|----------------|---------|---------|---------|---------|
| 総人口 | 166,532 | 158,300 | 150,000 | 141,000 |
| 年少人口(0～14歳) | 20,842 | 18,500 | 16,400 | 14,300 |
| 生産年齢人口(15～64歳) | 97,664 | 86,900 | 79,800 | 74,800 |
| 老年人口(65歳以上) | 47,792 | 52,900 | 53,800 | 51,900 |

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」
(100人未満四捨五入、平成22年は国勢調査の実績)



(3) 想定する都市フレーム

本市の都市フレーム⁶を想定するに当たり、国内外へ向けてまちの魅力を発信し、今治と世界をつなげることで、本市に観光などで訪れる人を増やしていくとともに、市外からの通勤・通学者数を維持していくことを想定し、平成37年の1日当たりの観光入込客数を8,600人、市外からの通勤・通学者数を7,000人と見込みます。

そして、将来推計人口と観光入込客数や市外からの通勤・通学者数を合わせた156,600人を、平成37年の都市フレームとします。



6 都市フレーム：計画的なまちづくりを進めるための将来の都市の規模を想定した基本的な指標となるもの。

将来像「ずっと住み続けたい“ここちいい（心地好い）”まち いまばり あの橋を渡って世界へ 未来へ」の実現を目指すための施策の展開方向として、『「心」を育む』『この「地」を思う』『まちを「好」きになる』の3つを示します。



1 心を育む

今と未来への思いをまちぐるみで育み
豊かな心と思いやりあふれる
“ここちいい（心地好い）” まちへ

子どもからお年寄り（大人）まで心身の健康が守られるとともに、互いに理解し、支えあいながらいきいきと暮らせる環境を整えます。

また、自分や家族はもちろん、このまちの今と未来のことを大切に思い、子どもたちが生きる力を身に付けるため、みんなの豊かな心を育むため、まちぐるみで取り組むまちづくりを推進します。

そして、この豊かな心と思いやりあふれる人とふるさとを愛する心を育み、だれもがずっと住み続けたい、暮らしたいと思える“ここちいい（心地好い）”まちを目指します。

2 この地を思う

ふるさとを思いこの地の美しさを次代につなげ

安心して暮らし続けられる

“ここちいい（心地好い）”まちへ

先人から受け継がれてきた豊かな自然を守り、より良い環境で次の世代につなげられるように、環境に配慮し自然と共生するまちづくりを推進します。

また、毎日の暮らしを支える生活基盤の整備によって、人やもの、命をつなぎ、地域内外との交流の和がもっと広がるように、さらに、いざという時にもまちぐるみで助けあえる体制を整えることで、防災・減災によって命や財産を守ることができるように、安全・安心・快適に暮らし続けられるまちづくりを推進します。

そして、これらの安らぎと幸せを実感できるまちづくりによってこの地への思いが広がり、だれもがずっと住み続けたい、暮らしたいと思える“ここちいい（心地好い）”まちを目指します。

3 まちを好きになる

いつまでも心にあり続け

魅力的で活力がある

“ここちいい（心地好い）”まちへ

中心市街地や今治新都市の魅力を高めるとともに、瀬戸内しまなみ海道を始めとする美しい景観や多様な観光資源を磨き上げ、いつまでも心にあり続ける魅力あるまちづくりを進めます。

また、世界で活躍する基幹産業や地域に根ざして発展を続けてきた農林水産業と地場産業など、このまちならではの多様な産業の振興を図り、併せて起業支援や就労機会の拡大、働きやすい環境整備に取り組むことで、だれもがここで働きたいと思えるまちづくりを推進します。

そして、これらの魅力的で活力あるまちのにぎわいづくりによってこのまちを誇りに思い、好きになり、だれもがずっと住み続けたい、暮らしたいと思える“ここちいい（心地好い）”まちを目指します。

第3章 ふるさと共創〔走〕システム

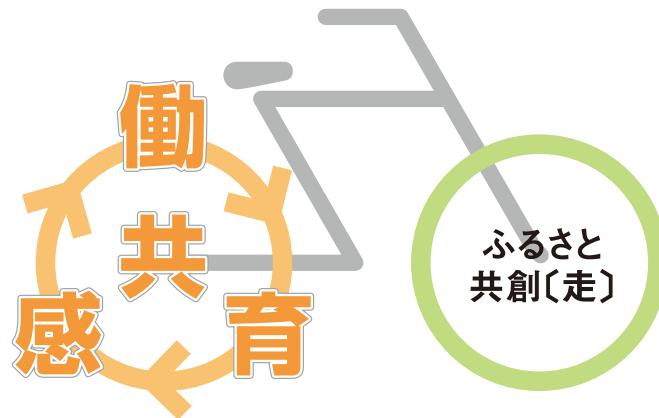
将来像実現の原動力として、人口減少の抑制に向けた「ふるさと共創〔走〕システム」を重点施策として位置付け、積極的かつ効果的に展開します。

この「ふるさと共創〔走〕システム」は、安定した雇用を確保・創出することで市外への人口流出の抑制につなげる「共働」、出会い・結婚・妊娠・出産・子育て環境の充実を図ることで出生数の増加につなげる「共育」、本市への新しい人の流れを生み出す魅力の創出を図ることで交流人口⁵の拡大につなげる「共感」の3つの視点で施策を集約した「地域共働システム」「子ども共育システム」「魅力共感システム」で構成されています。

「地域共働システム」によってだれもがいきいきと働き、「子ども共育システム」によってこのふるさとで安心して子どもを産み育て、そこで育った子どもたちは地域の担い手としてふるさとの魅力を更に輝かせる力となり、「魅力共感システム」によって輝きを増したふるさとの魅力は、多くの人々を呼び寄せ、訪れる人々の共感を生み出します。

このように「地域共働システム」「子ども共育システム」「魅力共感システム」が好循環を生み出し、このふるさとでの暮らしへと誘（いざな）う仕組みが「ふるさと共創〔走〕システム」です。

ふるさと共創〔走〕システムのイメージ



「ふるさと共創〔走〕システム」の推進には、大海に向けて大きくこぎだす船のような力強さと、大地を踏みしめ前へこぎだし颯爽と走る自転車のようなスピード感を併せ持つことが必要です。その上で、これまで以上にまち全体が手を携えて取り組み、ずっと住み続けたい、暮らしたいと思える“こちいい（心地好い）”ふるさとを創り上げるため、ふるさと共創〔走〕の取組を進めていきます。

共に働く

元気にこぎだせ！ 地域共働システム

地域の強みである産業集積（造船、タオルなど）や豊かな自然環境などを活かし、今治で生まれ育った市民を始め、U I Jターン⁷希望者や、高齢者、障害者、女性など、だれもが元気でいきがいを持って働くことができるよう「共働」のまちづくりを推進します。

共に育て

未来へこぎだせ！ 子ども共育システム

今治で子どもを産み、育て、育った子どもたちが今治に誇りを持ち、このまちで次世代を育もうと思えるよう、市民・事業者・行政が一丸となって出会いから子育てまできめ細かで切れ目のない「共育」のまちづくりを推進します。

共に感じる

世界へこぎだせ！ 魅力共感システム

市民が誇りに思うふるさとの魅力を広く世界にまで発信することで、サイクリストを始め、国内外から多くの人が今治を訪れ、市民と交流し、今治の魅力を感じることで、だれもがまた訪れたい、暮らしてみたいと思えるような「共感」のまちづくりを推進します。

7 U I Jターン：地方から進学などにより都市部に移住した者が再び地方に戻って定住することをUターン、別の地方に定住することをJターン、都市部居住者が地方に移住することをIターンという。

3つの施策の展開方向『「心」を育む』『この「地」を思う』『まちを「好」きになる』を柱として、各分野で展開する施策の大綱を示します。

1 心 を育む

施策の大綱 1 健やかに安心して暮らせるまちづくり

施策の大綱 2 豊かな心と生きる力を育むまちづくり

施策の大綱 3 みんながつながり支えあうまちづくり

施策の大綱 1 健やかに安心して暮らせるまちづくり

まちづくりの主役である市民が、子どもからお年寄りまで住み慣れた地域で互いに支えあい、生涯を通じて健やかに安心して暮らせるように、以下の基盤づくりを推進します。

(1) 安心して子どもを産み、育てていける基盤づくり

未来を担う子どもたちを安心して産み育てていけるように、出会い・結婚・妊娠・出産・子育ての各ライフステージに応じたきめ細かで切れ目のない支援体制の実現に向けた取組や子育て家庭への経済的支援、母子の健康づくりの支援を推進します。

また、地域の実情やニーズに対応するため、子育て支援サービスや教育・保育環境の充実を図るとともに、子育ての孤立化や不安を解消し、まちぐるみで育てていける子育てネットワークの強化を推進します。

(2) いつまでも健やかに暮らしていける基盤づくり

生涯を通じて一人一人の健康が守られ、心身ともに健やかで安心して暮らしていけるように、関係機関と連携しながら、各個人や段階に応じた健康教育などを通じた生活習慣の改善や健康増進による病気の予防など、健康づくりを促進します。

また、医療費助成などにより医療サービスを充実させるとともに、医師や看護師の確保、救急医療体制の維持・確保を図ります。

さらに、介護保険と国民健康保険などの各種保険制度や、社会保障制度の適正運用を図ります。

(3) 支えあい、いきいきと暮らしていける基盤づくり

高齢者が心身の健康を維持しながら生きがいを持って安心して暮らしていけるように、介護予防や健康づくりを総合的に促進することと併せて、関係機関と連携しながら積極的な社会参加ができる環境づくりに努めるとともに、地域で支えあう体制整備の取組を推進します。

また、高齢者の希望や状態に応じた暮らし方が選択できるよう、地域包括ケアシステム⁸の構築を図るとともに、高齢者の住まいの確保に努めます。

さらに、障害のある人の自立と社会参加を促し、地域の一員として自らの意思に基づいていきいきと暮らしていけるように、障害のある人への保健・医療の充実や障害のある子どもの教育・育成の充実、障害のある人の雇用と就労、経済的自立の支援に努めるとともに、だれもが相互に尊重しあい地域社会全体で支えあえる取組を推進します。

施策の大綱 2 豊かな心と生きる力を育むまちづくり

市民一人一人の豊かな心を育み、子どもたちの生きる力をみんなで育むため、以下の基盤づくりを推進します。

(1) 子どもたちの生きる力を育む基盤づくり

少子化の進展や核家族化などますます多様化する社会の中にあっても、子どもたちが自ら学び、考え、行動することができるように、生きていくために必要な能力と人間性などの生きる力を育むため、様々な人材の活用など特色ある教育への環境整備を進め、地域と家庭、学校が共働¹した取組を強化するとともに、学校教育施設・設備の整備や今治産の食材を中心とした安全・安心な給食と食育を推進します。

(2) 豊かな心と地域の元気を育む基盤づくり

瀬戸内の歴史と地域に根ざした特色ある文化芸術を始め、あらゆる文化芸術活動やスポーツ活動、レジャー・レクリエーション活動を通じた豊かな心の育成や心身の充実と併せて、様々な交流が促進されるように、施設の整備と活用を推進し、文化財の保存・活用や大人から子どもまであらゆる段階に応じた活動、人材の育成、海外との異文化交流への取組を推進します。

施策の大綱 3 みんながつながり支えあうまちづくり

ふるさとをより良くするため、市民一人一人が、あるいは、市民と行政がつながりを持ち、互いに支えあうため、以下の基盤づくりを推進します。

8 地域包括ケアシステム : 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。

(1) 世代を超えて、みんながつながる地域の基盤づくり

だれもがこのまちで、地域の和を広げ支えあいながら暮らしていけるように、生涯学習の充実や人権の尊重、男女共同参画への取組などを通じて、性別や年齢にかかわらず地域社会への参画を促進するとともに、市外に住む人が、この地の魅力を感じ住んでみたいと思えるように、移住体験などを通じた移住・定住の促進に努めます。

また、このまちで暮らす人々のふるさとをより良くする気持ちを育み、地域活動への参画を促すため、お祭りや伝統文化の保存・継承に取り組むとともに、地域に根ざした地域づくりの担い手への支援やコミュニティ活動・ボランティア活動への支援を推進します。

(2) 身近で、わかりやすい市政の基盤づくり

市政をより身近に感じ、市民と行政が互いに理解と関心を深めるため、より伝わりやすくわかりやすい情報提供に努めるとともに、広く市民の意見を聴く機会を設ける取組を推進します。

また、市の職員一人一人の能力開発・向上により便利でわかりやすい窓口サービスの提供や行政手続の利便性向上に努めるなど、住民サービスを維持・向上させるための効率的で効果的な行政運営や持続可能な行政基盤の確立へ向けた取組を推進します。

2 この地を思う

施策の大綱 4 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

施策の大綱 5 美しい地球を未来へつなぐまちづくり

施策の大綱 4 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

だれもがこのまちで安全・安心・快適に住み続けられるように、以下の基盤づくりを推進します。

(1) 地域の和を広げ、安全・安心・快適に暮らしていける基盤づくり

人やものつながりが広がり、安全・安心・快適に暮らしていけるように、地域の和を広げ、交流・連携を強化する取組として、幹線道路や生活道路、交通安全施設の整備を推進し、地域の交通ネットワークの再構築など交通体系を維持・確保するとともに、公園や港湾・海岸保全施設の整備を推進します。

また、人口減少や高齢化の進展を前提としたまちづくりの実現を図るため、適正な土地利用を推進します。

さらに、防犯の推進や市民相談の充実などにより、市民の安全・安心な生活の確保に努めます。

あわせて、上水道や情報通信環境などの生活基盤の整備によって、良好な住環境の形成を推進します。

(2) みんなで災害に備える、安全・安心の基盤づくり

市民の安全・安心を確保するため、近い将来に発生が予想されている南海トラフ巨大地震²を始め、台風や集中豪雨、火災など様々な災害に備え、公共施設の耐震化や緊急時の情報伝達システム整備、防災拠点の整備などの災害に強い社会基盤の整備、市民や関係団体などとの共働¹や消防団の充実など消防・防災体制の充実を図るとともに、市民が自ら地域を守り、互いに助けあえる消防・防災体制を構築するため、自主防災力の向上を図る取組を推進します。

施策の大綱 5 美しい地球を未来へつなぐまちづくり

本市の美しい自然環境を守り育てるとともに環境保全に努め、いつまでも良い環境で暮らし続けることができるように、以下の基盤づくりを推進します。

(1) 豊かな自然を守り、育て、次代に返すための基盤づくり

子孫から借りている恵まれた自然と共生し、守り、育て、より良い環境で地球を子孫に返すため、しまなみアースランドでの環境教育や緑化の推進、地球温暖化防止の推進、環境保全活動の充実など「今治自然塾宣言⁹」を重んじた取組を推進します。

(2) 環境に配慮した暮らしの基盤づくり

環境にやさしいまちの実現のため、市民や事業者と一体となって、省エネルギーや省資源、リサイクルの活動、廃棄物の適正処理と減量化、環境にやさしい行動のできる人と仕組みづくりなどの環境負荷を軽減する取組を推進します。

また、廃棄物処理施設などの整備や下水道・合併処理浄化槽の整備、下水資源のエネルギー化などによって環境を保全し、より良い環境で次の世代につなげていくための取組を推進します。

9 今治自然塾宣言 : 今治自然塾がオープンした平成 23年 4月 17日に、今治に広がる豊かな自然と共存することによって、「心の豊かさ」と「本当の幸せ」を感じられるまちづくりを目指して行った宣言。

3 まちを **好** きになる

施策の大綱 6 誇りに思える魅力があふれるまちづくり

施策の大綱 7 産業の飛躍と創造に満ちた活力あるまちづくり

施策の大綱 6 誇りに思える魅力があふれるまちづくり

たくさんの方が今治を訪れ、住む人が誇りに思えるように、魅力あふれる交流とにぎわいを創造するため、以下の基盤づくりを推進します。

(1) 交流とにぎわいを創造する、魅力あふれる都市（まち）の基盤づくり

代表的な都市機能を有する中心市街地において、魅力あふれる資源を活かした交流とにぎわいを創造するため、今治港周辺の整備や活用を始め、まちなか¹⁰の魅力を高める新たな取組や中心市街地の機能強化、市街地空間の有効利用に向けた取組を推進します。

また、今治新都市において、魅力あふれるエリアとして交流とにぎわいを創造するため、高等教育機関の誘致の推進や文化・交流施設としてのスポーツパークの整備など多様な都市機能の整備へ向けた取組を推進します。

(2) 魅力ある観光資源をいかした、交流とにぎわいの基盤づくり

瀬戸内しまなみ海道沿線地域において、「サイクリストの聖地」としての更なる知名度向上に向けたサイクリング振興を図るため、サイクリストの受入れ施設の整備やサイクリングガイドの養成など、利用促進と利便性向上を図り、市全域におけるいまばり「サイクルシティ構想」による自転車新文化¹¹の普及に向けた取組を推進します。

また、瀬戸内しまなみ海道沿線地域の景観やのどかな田園景観など市内各地の魅力あふれる景観を保全するとともに、サイクリングやウォーキング、グリーン・ツーリズム¹²などのための観光交流資源として磨き上げる取組を推進します。

さらに、ウォーキングイベントや大型クルーズ船の誘致などを継続して実施することと併せて、市民の主体的な活動を支援することで、本市ならではの伝統文化や郷土料理など、数多くの魅力ある資源を生かした観光や交流の取組を推進します。

あわせて、合宿誘致など各種スポーツを通じた交流人口⁵の拡大への取組や周辺地域との連携による広域観光周遊ルートの形成を進めるとともに、外国人観光客の受入れ体制の整備や観光情報発信力の強化を図る取組も推進します。

10 まちなか : 中心市街地のこと。その区域は、今治市中心市街地再生基本構想において指定。

11 自転車新文化 : 愛媛県下の風光明媚なサイクリングスポット（資源）を活用し、自転車がスポーツやレジャーのツールとして、私たちに「健康」「生きがい」「友情」をプレゼントしてくれるという考え方。

12 グリーン・ツーリズム : 都市住民が農山漁村を訪れ、滞在型の余暇活動を行うこと。

施策の大綱 7 産業の飛躍と創造に満ちた活力あるまちづくり

今治の強みを活かし、まちの活力を生み出す産業の振興や雇用創出に向けて、以下の基盤づくりを推進します。

(1) 世界で活躍する産業のさらなる飛躍の基盤づくり

まちに根ざした基幹産業である造船や海運、船用などの海事産業と、タオルや縫製などの繊維産業が、産業集積を活かし、行政や事業者だけでなく、そこで働く人が一体となって更に世界で大きく飛躍するための取組を推進します。

海事産業については、海事都市今治の国際競争力の向上を図るため、次世代の人材育成の取組を支援するとともに、海事クラスター¹³の充実に向けた海事関係機関の誘致の推進や海事文化の振興と交流の促進に努めます。

また、タオルや縫製などの繊維産業については、「今治タオルプロジェクト」の円滑・着実な推進に向けて、ブランドの保護・育成や海外展開による販路拡大を支援するとともに、人材確保や技能伝承を推進することで働く場としてのタオル産地の魅力のPRなどの取組を推進します。

(2) いきいきと働ける活力ある産業の基盤づくり

農林水産業については、従事者の高齢化が進み、後継者不足や新規従事者の減少が喫緊の課題であることから、担い手の育成を支援し従事者の確保に努めるとともに、荒廃農地と放置林の拡大防止や漁港施設の改修、漁場の環境保全などの取組を推進します。あわせて、地産地消を進めるとともに、6次産業化¹⁴やブランド化を図るなど、経営の安定化につながる取組を推進します。

瓦や石材、漆器などの地場産業については、販路拡大や人材育成、担い手の確保を支援するなど、地域の活力を育む伝統的な産業を振興するための取組を推進するとともに、食品・エネルギー産業などへの支援の充実に努めます。

また、地域資源を活用した新産業の創出や新規創業への支援、企業誘致の推進や企業流出の防止などによって就労機会の拡大を図るとともに、キャリア教育¹⁵などによりこのまちで働きたいと思う人を増やすことで、労働者の定着によるまちの活力につなげていきます。さらに、だれもが職に就き、いきいきと働くことができる労働環境の整備を促進します。

13 海事クラスター : 海運、船員、造船、船用工業、港湾運送、海運仲立業、船級、船舶金融、海上保険、海事法律事務などの業種を含む、産・官・学などやその連携からなる複合体・総合体。
 14 6次産業化 : 第1次産業の農林水産業が、第2次産業(加工業)や第3次産業(流通業)に進出したり、これらと提携したりして、「1+2+3=6次」の産業となること。「1×2×3=6次産業」ということもある。
 15 キャリア教育 : 望ましい職業観・勤労観と職業に関する知識や技能を身に付け、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

将来像の実現に向けて、“豊かな地域社会を次世代につなげるために”を基本理念に掲げ、行政改革の取組を推進します。

1 新たな行政改革への取組

行政改革が目指すべき方向性は、単なる経費削減ではなく、その取組の先には、本市の持続的な発展と次世代まで続く豊かな市民生活を実現させることにあります。

そのため、「市民の視点」と「行政経営の視点」の2つの視点に基づくことを基本姿勢とし、人事面、財政面、行政経営面の3つの観点により、効率的で効果的な行政運営を目指し、不断の決意をもって改革に取り組みます。

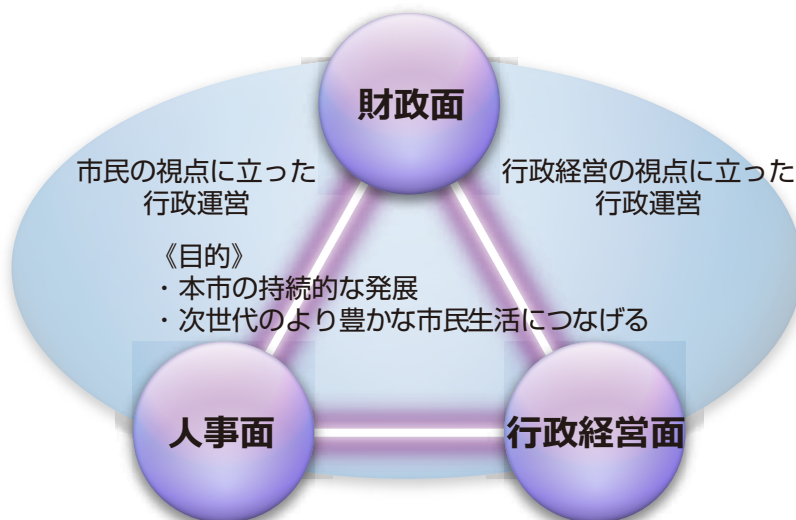
(1) 市民の視点に立った行政運営

多様化、高度化する市民の要望を的確に把握し、常に市民の意向を尊重する中で、より効果的な行政サービスを目指すとともに、市民や地域団体、NPO、企業などの様々な主体と良好なパートナーシップを確立し、連携・共働¹による取組を推進します。

(2) 行政経営の視点に立った行政運営

厳しい財政状況の中、合併の効果を生かしながら、行政の役割を見極めた施策の選択、費用の縮減などにより、限られた財源の有効活用を図り、経営感覚に基づいたコスト意識、迅速性などを重視した簡素で効率的な行政を目指します。

基本理念 ～豊かな地域社会を次世代につなげるために～



Ⅲ 基本計画

第1章 基本計画の構成

1 基本計画とは

基本計画は、本市の将来像を定めた基本構想を実現するため、施策の大綱で示した分野ごとに、基本方針や主要な施策を体系的に整理したものです。

2 計画の期間

基本構想（平成28年度～平成37年度）は、10年後の平成37年度を目標年次としていますが、その間の社会情勢の変化に対応するため、基本計画については前期基本計画・後期基本計画で構成し、計画期間は各5年間とします。この基本計画は前期基本計画として、平成28年度から平成32年度までを計画期間とします。

- ・前期基本計画 平成28年度～平成32年度
- ・後期基本計画 平成33年度～平成37年度

[計画期間イメージ]

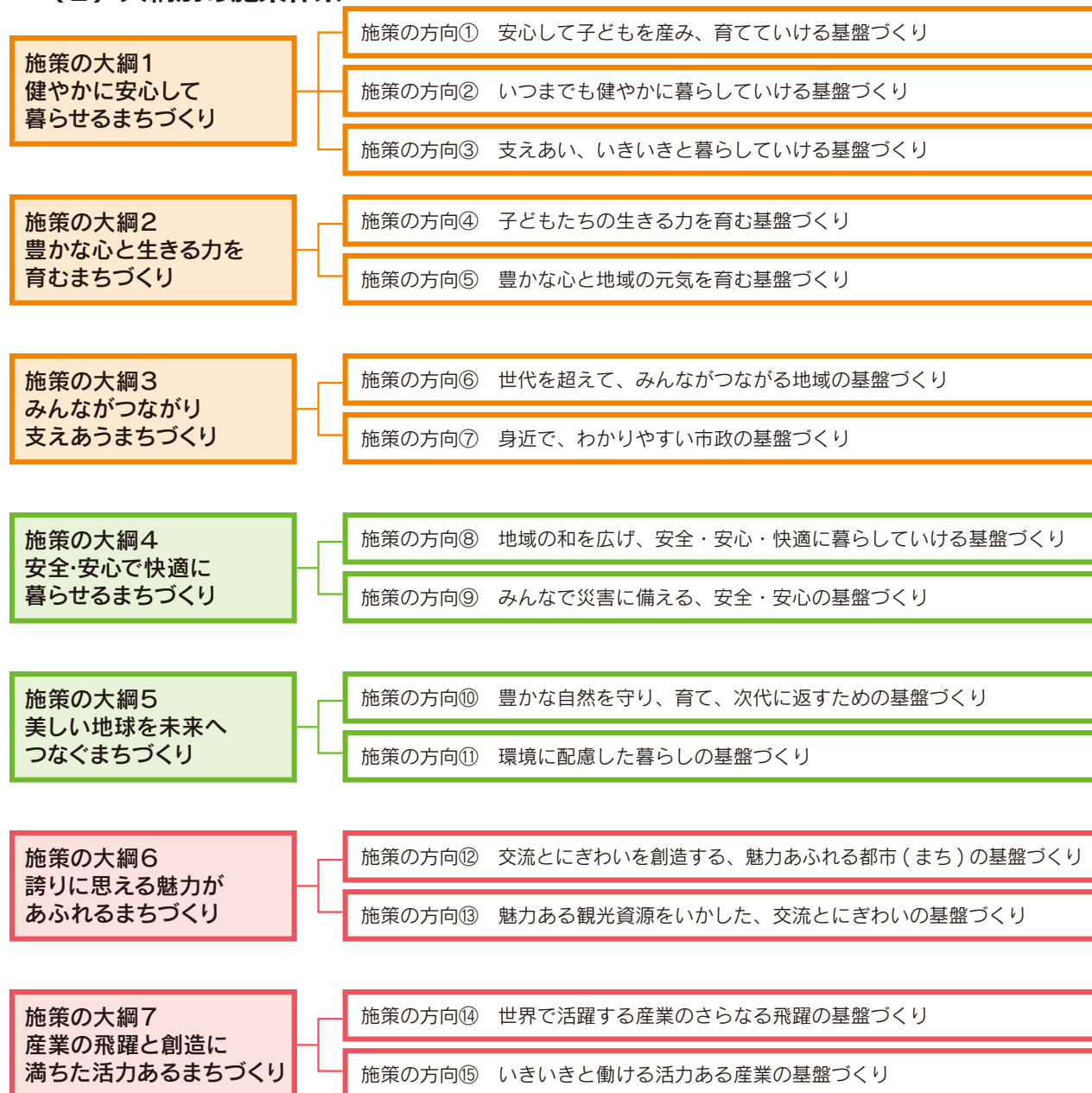
| 平成 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 年度 |
|------------------------|----|----|----|----|------------------------|----|----|----|-------|
| 基本構想 (平成 28 ～ 37 年度) | | | | | | | | | |
| 前期基本計画 (平成 28 ～ 32 年度) | | | | | 後期基本計画 (平成 33 ～ 37 年度) | | | | |

3 計画の構成

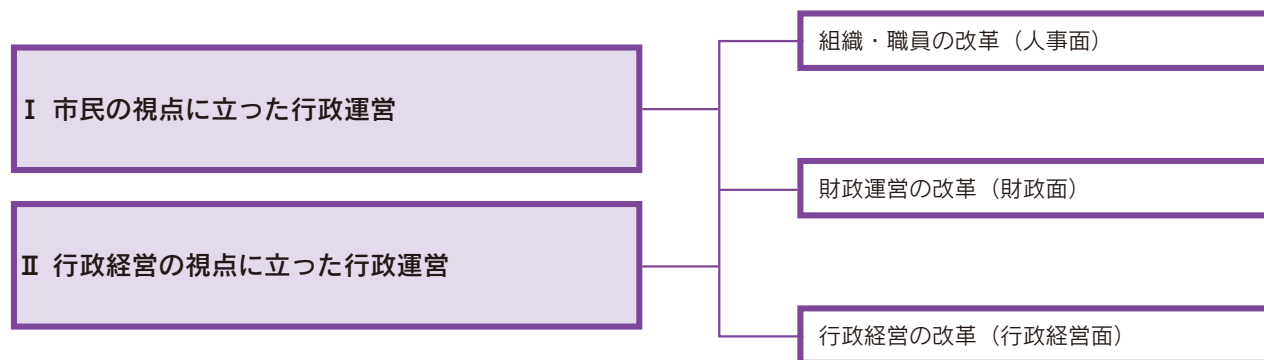
(1) 重点施策の体系



(2) 大綱別の施策体系



(3) 行政改革の推進体系



第2章 ふるさと共創〔走〕システム

将来像実現の原動力となる重点施策の「ふるさと共創〔走〕システム」を構成する「地域共働システム」「子ども共育システム」「魅力共感システム」ごとに主要な施策を示します。

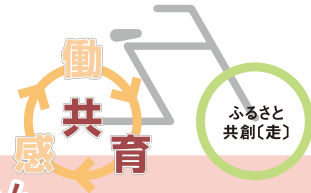


共に働く

元気にこぎだせ！ 地域共働システム

主要な
施策

- 1 海事とタオルのまちづくり
- 2 地域の企業・産業が成長するまちづくり

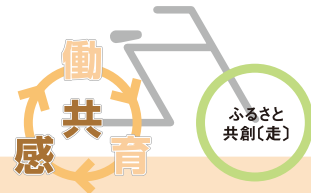


共に育む

未来へこぎだせ！ 子ども共育システム

主要な
施策

- 3 少子化対策の強化
- 4 女性がいきいきと輝くまちづくり



共に感じる

世界へこぎだせ！ 魅力共感システム

主要な
施策

- 5 サイクルシティ構想の推進
- 6 スポーツのまちづくり
- 7 広域観光周遊ルート形成
- 8 移住・定住の促進
- 9 獣医大学の誘致

共に働く

元気にこぎだせ！ 地域共働システム

基本方針

だれもがこの地で元気に働けるふるさとを創ります

主要な施策 1 海事とタオルのまちづくり

- 造船業界が抱えている課題を解決するため、「今治市造船振興計画」を推進します。
- 若い世代に技能を伝承し習得させるための研修を行う今治地域造船技術センターの運営支援や県・地域の教育機関と連携した造船技術者などを養成する教育環境の整備に向けた取組を推進し、人材の確保・育成に努めます。
- 海と船に親しめる学習環境の整備や世界各国との交流活動の推進を図り、国際性豊かで視野の広い人材育成を推進します。
- 海事クラスター¹³の充実を図る上で唯一欠けている研究機関の実証研究機能の誘致を図ることで、国際競争力の強化に努めます。
- 国際海事展を通じた海事産業の販路拡大の取組を支援するとともに、今治地域の海事に関する歴史・文化の認知と理解を促す活動を行い、また、海の駅を利用した交流の拡大やクルージングの受入れを推進します。
- 教育機関と連携して技能を持った人材を確保するとともに、若い世代が働きたいと思えるようなタオル業界の取組を支援し、タオル産地を支える担い手の確保・育成を図ります。
- タオル業界による「今治タオルプロジェクト」の推進のため、ブランド力強化のための支援や新商品の開発支援を行います。
- 国内外への出展やショップ開設を支援し、世界を視野に入れた販路開拓や消費者へ提案できるアドバイザーの育成、スポーツ大会などにおける今治タオルの利用促進を通じて、今治タオルの販路拡大を支援します。

主要な施策 2 地域の企業・産業が成長するまちづくり

- 若年層の地元定着を促すため、市内企業への就職促進や働く若者の交流の場の創出、各種講座の開催、若者や女性の起業・就労相談、地域教育の充実に向けた取組などに努めます。
- 地域内経済の活性化につなげるため、「創業支援事業計画」に基づき、商工会議所・商工会や地場産業振興センターなどと連携しながら、起業・創業しやすい環境を整備するとともに、各地場産業における新商品・新技術の開発による経営基盤の強化や中堅・中小企業の成長と創業を支援します。
- 新たな地域ビジネスの展開のため、教育機関と連携した人材育成や雇用創出、地元企業への就職・定着に向けた取組を推進します。
- 展示会・商談会への出展などによる販路拡大・開拓を支援するとともに、地域産業のプロモーションを通じて本市のイメージアップを図ります。
- 競争力と持続力のある農林水産業を育成するため、農林水産業従事者や新規就業者への総合的な支援を推進し、地域を支える担い手の確保・育成を図ります。
- 有機農業への就農希望者や地域の特色を活かした農林水産物の商品化、生産基盤の充実・整備に対する支援を推進するとともに、経営基盤の強化を図ることによって、強い農林水産業づくりを推進します。
- 「今治市食と農のまちづくり条例¹⁶」による有機農業や地産地消をベースに、魅力ある食のブランド基準を設け、プロフェッショナル人材を活用するなど、地域の新たな食のブランドを構築することで、「食のimabariブランドづくり」を推進します。
- 学校給食における全国トップクラスの水準にある地産地消の取組の更なる充実により、「安全かつ環境にやさしい今治の給食」「今治の給食で子育てをしたい」という気運の醸成を図るとともに、学校給食のノウハウを活用した産業化の促進を図ります。

16 今治市食と農のまちづくり条例 : 多様な農作物、良質な木材、豊富な魚介類を生かした「食と農のまちづくり」に市民と行政が一体となって取り組むため、平成 18 年 9 月に制定された条例。地産地消、食育、有機農業を 3 つの柱としている。

共に育む

未来へこぎだせ！子ども共育システム

基本方針

未来を担う子どもたちをみんなで育むふるさとを創ります

主要な施策3

少子化対策の強化

- 相談窓口となる地域子育て支援拠点¹⁷などの充実を図り、国・県などの関係機関と連携して、出会い・結婚・妊娠・出産・子育ての各ステージにおける切れ目のない支援を行います。
- 若い世代の出会い・結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなうように、切れ目のない支援対策を推進します。また、妊産婦・乳幼児に関する保健事業の充実や不妊・不育症¹⁸に悩む方に対する支援の充実を図ります。あわせて、不安を抱えることなく安心して子育てができるような保育サービスの充実やまちぐるみでの子育て環境の充実などについて、計画的に推進します。
- この地で未来を担う子どもたちを産み育てたいと思えるように、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、各種助成制度の利活用の拡充を図ります。

主要な施策4

女性がいきいきと輝くまちづくり

- 就職や起業を考える女性に対し、キャリアカウンセリング¹⁹や情報提供などの支援を行うとともに、働きながら安心して子育てができる環境づくりを推進します。
- 女性が個性と能力を発揮し活躍するために、固定的な性別役割分担意識をなくすなど、啓発を行うとともに、各分野で活躍できるように、人材育成の取組を推進します。



ぱりっこ広場



女性リーダー養成講座

17 地域子育て支援拠点 : 0歳から概ね3歳までの子育て親子の交流の場であり、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、子育ての相談や情報交換をしたり、子育てサークルなどの援助など地域に向いた活動を行ったりする。

18 不育症 : 妊娠はするが、流産や早産を繰り返し、生児を得られない病態の総称。反復・習慣流産のほか、死産・早期新生児死亡を繰り返す場合なども含まれる。

19 キャリアカウンセリング : その個人にとって望ましい職業選択やキャリア開発を支援するプロセス。

共に
感じる

世界へこぎだせ！ 魅力共感システム

基本方針

だれもが訪れたいと感じる魅力あふれるふるさとを創ります

主要な施策 5 サイクルシティ構想の推進

- 「サイクリストの聖地」として、瀬戸内しまなみ海道沿線地域におけるサイクリストの受入れ機能を高めるための拠点施設の充実や重点「道の駅」²⁰との連携により、広域観光の推進を図ります。
- サイクリングガイドやインストラクターの育成など観光人材の充実を図るとともに、地域の特色ある観光資源を磨きあげ、国内外からの誘客を促進する新たな観光商品づくりを支援します。
- サイクリストやツアー客のニーズを満たす新たな物販・飲食などの事業の拡大や新たな雇用に繋がる自転車関連産業の起業・創業を支援します。
- 「サイクリストの聖地」にふさわしいおもてなしを提供するため、きめ細かな観光情報の提供や公共交通機関利用によるアクセス利便性の向上、観光案内板やパンフレットの多言語化など快適性を高める受入れ体制の充実を図ります。
- 世界的なサイクリング大会の開催や地域密着型のサイクリングイベントの開催を支援します。あわせて、マナー向上の啓発を行い、世界中のサイクリストに瀬戸内しまなみ海道でサイクリングを楽しんでもらえるように、効果的に「サイクリストの聖地」を国内外に広く発信する広報やセールス活動を展開します。

主要な施策 6 スポーツのまちづくり

- スポーツを地域資源として地域活性化を図るため、企業や各種団体と連携し、総合型地域スポーツクラブ²¹の設立と活動の支援やスポーツを活用したビジネスモデルの創出、健康増進の仕組みづくり、スポーツ施設の整備と有効活用など、スポーツ施設を拠点としたスポーツのまちづくり基盤の構築を行います。
- 「OKADA・METHOD²²」の考え方を様々なスポーツに応用し、アスリートや指導者と地域が連携したスポーツのまちづくりを行うことで、学校教育や社会教育の場においてスポーツを通じた子どもたちの健全育成を推進するとともに、地域や世界で活躍する人材の育成やみんながいきいきと暮らせる健康的なまちづくりに取り組みます。
- スポーツを「観る」「する」ための旅行に加え、スポーツを「支える」人々との交流を楽しむ旅行客を呼び込む環境を整備します。さらに各種スポーツ大会やイベントの招致・開催、合宿の誘致を支援するとともに、受入れ環境の整備や地域資源を活用したスポーツツーリズム²³を推進します。
- 有機農業による農作物を活用した第32回オリンピック競技大会（2020／東京）と東京2020パラリンピック競技大会の選手村への食材提供や事前トレーニングキャンプの誘致の取組を推進します。

20 重点「道の駅」：地域活性化の拠点となる優れた企画があり、今後の重点支援で効果的な取組が期待できるものとして、国土交通大臣が選定した道の駅。

21 総合型地域スポーツクラブ：幅広い世代の人々が、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、身近な地域でスポーツに親しむことができる生涯スポーツの場として、地域住民が主体的に運営する地域スポーツクラブ。

22 OKADA・METHOD：育成段階からトップチームと共通の哲学、トレーニング方法論を基に、技術・戦術・体力・精神力の成長を目指すことでトップアスリートを養成する手法。

23 スポーツツーリズム：プロスポーツの観戦者やスポーツイベントの参加者と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取組。

主要な施策7 広域観光周遊ルートの形成

- 広域観光周遊ルートの形成に向け、広域観光組織の機能強化や他地域と瀬戸内しまなみ海道の周遊ルート形成を図ります。また、歴史・文化や建築を活かした取組により、域内における周遊の創出と情報発信に努めます。あわせて、地域資源を活かした旅行商品づくりの支援や消費税免税制度の活用により、地域の観光メニューの拡充や国内外からの誘客促進を図ります。
- 様々な観光資源の魅力を、広域観光周遊ルートの活用や観光PRイベントの開催、まちづくり団体に対するイベントなどへの参加支援を通じて広く国内外に発信します。

主要な施策8 移住・定住の促進

- 移住希望者の各ステージに応じた一貫した受入支援策を充実させます。
- 意欲ある若年層にまちづくり活動への参画を促すため、地域おこし協力隊²⁴制度の活用など都心部からの外部人材の受け入れを継続的に進めるとともに、それらの人が地域のまちづくり活動の中核的な担い手となるように、起業・定住を支援し、地域活力の向上を図ります。

主要な施策9 獣医大学の誘致

- 入学定員が規制されている獣医大学の立地について、特区制度などによる規制緩和を求め、国際的な教育水準の獣医大学の誘致実現に向けた取組を推進します。
- 獣医療の拠点である獣医大学の誘致に伴い、動物関連産業やペットフード関連企業、動物用医薬品関連企業の誘致を促進します。



地域おこし協力隊委嘱式



ガールズサッカーフェスティバル

24 地域おこし協力隊：都市部から過疎地などへ住民票を移し、地域ブランドや地域産品の開発・販売・PRや農林水産業への従事、住民の生活支援などを行う地方公共団体が委嘱した者。

第3章 分野別施策

心を育む

この地を思う

まちを好きになる

施策の方向①

安心して子どもを産み、育てていける基盤づくり

現状と課題

- ライフスタイルの多様化や結婚をめぐる社会通念・価値観の変化などから、結婚していない若者が増加する中、少子化問題に対応するため、出会い・結婚・妊娠・出産・子育ての各ライフステージにおいて、それぞれの価値観に応じた支援が求められています。
- 不妊症や不育症¹⁸、子どもの疾病について悩みを抱える人が多くいる中、治療や日常生活での経済的、身体的、精神的負担が大きいため、的確な情報提供や相談体制、治療費の支援などが求められています。
- 核家族化・少子化・地域における人間関係の希薄化などにより、妊娠・出産・子育ての不安や負担の増加などが懸念されており、地域子育て支援拠点¹⁷の充実と家庭の事情に応じた相談体制の充実、関係機関・関係団体などとの連携強化を推進するとともに、連続的支援を行う包括支援体制づくりが必要となっています。
- ひとり親家庭の母親などが生計を立てるために必要な収入を得られないことがあり、経済的自立の支援の充実が求められています。
- 世帯構成の変化や女性の社会参画などを背景として、多様な市民ニーズに対応した子育て支援の拡充を図るため、保育サービスの充実や施設の統合、民営化を含めた市全体の適正配置の推進が必要となっています。

市民の満足度〈47項目〉 ～市民アンケート結果から～

| 項目 | 満足 | やや満足 | 普通 |
|-------------------|------|------|-------|
| 子育て支援サービス、子育て支援施設 | 2.4% | 6.9% | 35.6% |

基本方針

出会いから子育てまでをまちで支えあうことで、安心して子どもを産み育てられる基盤をつくります

| 主要な施策 | |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取組 | 主な内容 |
| ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○結婚していない若者の成婚と将来の子育てにつながる出会いのきっかけづくりを推進するとともに、各種団体などの出会い・結婚を応援する取組への支援を推進します。 ○不妊治療や不育症¹⁸治療への経済的負担の軽減を図るなど、安心して出産ができる環境の充実に努めます。 ○社会全体での子育て環境をより一層充実していくことを目的とした「今治市子ども・子育て支援事業計画」を着実に実施するとともに、まちぐるみで子育てを応援する気運の醸成に努めます。 ○子育て支援のネットワークを強化するため、地域子育て支援拠点¹⁷の充実に努めます。 ○子育て世帯に対する各種の支援体制の充実に努めることで、子育ての不安の解消や子育てしやすい環境の整備に努めます。 ○育児や家事への援助を希望する人へ適切なサービスが提供できる体制を充実させ、安心して子育てができる環境を整えます。 ○女性が多様な就業の機会を得られるとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）²⁵が実現できるように、企業などとの連携を図り、妊娠・出産後も引き続き子育てをしながら働き続けられる環境づくりを促進します。 ○子どもや保護者に関する総合相談窓口の整備と充実に努めるとともに、相談員の資質と専門性の向上に努め、相談への迅速かつ適切な対応を推進します。 ○児童虐待などによる要保護児童の早期発見と適切な支援のため、要保護児童対策地域協議会²⁶を構成する関係機関・団体などとの連携強化を推進します。 |
| 子育て家庭への経済的支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○多子世帯の保育料軽減と幼稚園就園奨励費により、子育て家庭の保育料負担の軽減を図ります。 ○ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るため、より良い条件での就業を支援するための取組の強化を推進します。 |
| 母子の健康づくりへの支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○子どもが適切な医療サービスを受けられるように、医療費助成制度の充実に努めます。 ○乳幼児や小・中・高校生の感染症を予防するため医療機関と連携して予防接種を安全に実施するとともに、予防接種や感染症についての正しい知識の普及に努めます。 ○妊婦や乳幼児の健康診査について、受診しやすい環境の整備を図ります。 ○各種教室や健康相談、保健指導など、妊婦やその家族に対して適切な母子保健サービスの提供を推進します。 |

25 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）：国民一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活において、子育て期、中高年期といったライフステージに応じて多様な生き方が選択・実現できるという考え方。
 26 要保護児童対策地域協議会：虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童やその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行うため地方公共団体が設置する組織。平成16年児童福祉法の改正により、法的に位置づけられた。

| 取組 | 主な内容 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育・保育環境の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園と保育所が連携しながら、保護者が必要とする幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量を拡充できるように努めます。 ○延長保育、障害児保育、休日保育、病児保育、一時預かりなど、保護者の様々なニーズに対し、きめ細かな対応に努めます。 ○仕事と家庭の両立支援と次世代の社会を担う児童の健全な育成および資質の向上に資することを目的に、放課後児童健全育成事業を始めとした児童健全育成に係る事業を推進します。 ○保育所の統合や民営化を図るとともに、幼保連携型認定こども園²⁷を整備することで、教育・保育環境の充実を図ります。 ○私立保育所の適切な運営を促進するとともに、私立幼稚園や認可外保育所を支援し、多様な教育・保育機会の充実を図ります。 ○児童に健全な遊びの機会を提供するため、児童館など子育て支援拠点の適切な管理運営に努めるとともに、児童に向けたイベントなどの交流の場の確保に努めます。 |



スマイルママフェスタ



パリっこフェスタ



わくわく子育てサロン

27 幼保連携型認定こども園：認定こども園の4類型の1つ。教育・保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を実施する幼稚園や保育所などが「認定こども園」として認定されている。幼保連携型認定こども園は、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。



パパママ学級



児童館と地域の協働活動



親子クラブ



ハルモニア広場

現状と課題

- 健やかで心豊かに生活をするためには、これまでの二次予防（健診などによる早期発見・早期治療など）、三次予防（治療の過程における保健指導やリハビリテーションなど）に加えて、一次予防（生活習慣の改善、生活環境の改善、健康教育による健康増進や病気の予防）への積極的な取組が必要となっています。
- がんや生活習慣病を原因とする死亡が増加していることから、各種健康診査を実施することで疾病の早期発見・早期治療につなげるとともに生活習慣病の重症化予防への取組が必要となっています。
- 家庭・職場・学校などで多くの人が日常的に強いストレスを感じており、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対処などこころの健康保持・増進を図ることが求められています。
- 社会環境や疾病構造の変化などにより、医療のニーズはますます多様化かつ高度化しており、適切な医療が提供できる体制の充実が求められています。
- 子どもを抱える世帯や経済的に不安定なひとり親世帯、心身に重い障害があり、恒常的に高額な医療費が発生する方が、保健医療サービスを適正に受けられ、医療費が家計の負担とならないような助成制度の充実が求められています。
- 医師や看護師不足が深刻化することで、今後ますます救急医療体制の維持が困難となっていく中でも、いつでも安心して医療サービスを受けられる環境の確保が求められています。
- 高齢化などを背景に、救急出動が増加傾向にあり、1人でも多くの命を救うため、病院に搬送するまでの処置や適切な応急手当ができる人材の確保が必要となっています。
- 安心して医療が受けられるための国民健康保険制度や、介護や支援が必要な人が安心して受けられるための介護保険制度について、高齢化の進展や高度な医療の普及などにより需要や医療費が増加する中、制度の安定した運営と適正な運用の維持が求められています。
- 本市の生活保護受給者は、平成 25 年度末にピークを迎え、その後は横ばいとなっており、今後も最低限の生活を保障するとともに、引き続き自立助長への取組を進めていくことが必要となっています。また、生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階での自立支援も求められています。

市民の満足度〈47 項目〉 ～市民アンケート結果から～

| 項目 | 満足 | やや満足 | 普通 |
|-----------------|------|-------|-------|
| 保健医療サービス、保健医療施設 | 4.1% | 11.6% | 48.5% |

基本方針

生涯を通じて心身の健康が守られることで、だれもが安心して暮らしていける基盤をつくります

| 主要な施策 | |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取組 | 主な内容 |
| 健康づくりの促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○市民が主役の健康づくりを推進する「今治市健康づくり計画」を着実に実施することで、だれもが健康で快適に暮らせるための取組を推進します。 ○各種健康づくり教室の実施や、楽しみながら健康づくりに取り組める機会（イベントなど）の提供に努めます。 ○食育を通じた健康な食生活の推進を図ります。 ○高齢者などの感染症予防のため、医療機関と連携して予防接種を安全に実施するとともに、予防接種や感染症についての正しい知識の普及に努めます。 ○結核の早期発見・早期治療や感染の防止のため、定期検診を実施します。 ○がんや生活習慣病の早期発見・早期治療のための検診や健康診査、健康教育などの充実を図ります。 ○ストレスへの適切な対処など、こころの健康保持・増進のための環境の整備を図ります。 ○国民健康保険の被保険者の医療・健診・介護の情報を基に「データヘルス²⁸計画」を策定して、命や生活に関わる生活習慣病関連疾患の減少につなげます。 |
| 医療サービスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○身近な地域で日常的な医療を受けたり、健康相談などができるかかりつけ医の普及を推進します。 ○子どもの疾病の早期発見・早期治療を促し、健やかな成長を支援するため、医療費助成制度の充実に努めます。 ○ひとり親家庭の保健福祉の増進と自立支援のため、医療費助成制度の充実に努めます。 ○重度の障害のある方が安心して治療に専念できるように、また障害の重度化防止や自立支援のため、医療費助成制度の充実に努めます。 |
| 医療体制の維持・確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域の医療体制の充実に向け、医師や看護師の確保への取組を支援し、安心して医療サービスが受けられるように努めます。 ○休日・夜間などにおいて緊急を要する患者の生命を守るため、県・医師会・医療機関との連携を強化し、救急医療体制の維持・確保に努めます。 ○救急医療の円滑な運営を図るため、症状に応じた適切な受診行動の啓発に努めます。 ○円滑な救急処置を行うため、引き続き救急救命士の養成に努め、医療機関との密接な協力関係を維持するとともに、応急手当普及員²⁹などの養成に努めます。 |

28 データヘルス : 保険者が保有するレセプト（診療報酬明細書）や特定健康診査・特定保健指導などのデータを活用して行う保健事業のこと。
 29 応急手当普及員 : 事業所や防災組織などにおいて、当該事業所の従業員又は防災組織などの構成員に対して普通救命講習の指導ができる認定資格。市の消防本部が行う講習を修了すると認定される。

| 取組 | 主な内容 |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各種保険制度・社会保障制度の適正な運用 | <ul style="list-style-type: none"> ○安心して医療や介護、支援が受けられるように、国民健康保険制度や介護保険制度の安定した運営と適正な運用の維持に努めます。 ○生活に困窮する市民に対し、困窮の程度に応じた必要な保護を行うとともに、就労支援を図りその自立を支援します。 ○様々な要因、リスクなどを複合的に抱えた方の生活保護に至る前の相談対応など、包括的、継続的、きめ細かな寄り添い型の支援を行い、社会的自立に向けた支援を行います。 |



子ども健康相談



出前健康広場



医師の健康教育



ケアハウス今治



特定健診

現状と課題

- 超高齢社会を迎え、高齢者が健康的で自立した生活を送ることができる社会の実現が求められており、健康づくりや介護予防の取組が一層重要性を増しています。
- 元気で活力ある高齢者が、自らの経験や知識を生かして、地域活動に積極的に参加したり、ボランティア活動に参加することが期待されており、こうした高齢者の意欲と能力が発揮できる環境づくりが求められています。
- 高齢化が進展する中で、高齢者のみの世帯や高齢者のひとり暮らし世帯の更なる増加が予想されることから、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域ぐるみで高齢者一人一人の生活を支える体制が求められています。
- 高齢化により、介護を必要とする人の数が増え、認知症高齢者も増加しています。今後も介護を必要とする人や認知症高齢者の増加が予想されており、本人やその家族に対してより一層の支援策が必要となっています。
- 持ち家で暮らす高齢者が多くいる中、将来にわたってできる限り現在の住まいや地域に住み続けたいという希望が多い一方、将来的には施設などへの入所を検討する方も多数いるため、それぞれのニーズに応じた住まいの確保が必要となっています。
- 平成 26 年度に実施したアンケート調査によると、障害者手帳を所持する方の約 9 割は自宅で生活しており、一人一人のニーズに応じた適切で良質な障害福祉サービスの量的確保など、地域での生活を支える体制の充実が求められています。
- 障害のある人の約 3 割は日中家庭内で過ごしており、今後、障害のある人の社会参加を進めるため、障害の特性にあった就業機会の確保や障害のある子どもそれぞれに応じた教育環境の整備、障害の有無を問わない交流の機会づくりが必要となっています。
- 障害や障害のある人に対する関心の低さや、交流の少なさから、周囲の理解がまだまだ不十分であるため、理解を深めるための取組や啓発が必要となっています。

市民の満足度〈47 項目〉 ～市民アンケート結果から～

| 項目 | 満足 | やや満足 | 普通 |
|-------------------|------|------|-------|
| 高齢者福祉サービス、高齢者福祉施設 | 3.0% | 9.6% | 40.8% |
| 障害者福祉サービス、障害者福祉施設 | 2.2% | 6.8% | 37.6% |

基本方針

互いに理解し支えあうことで、だれもが生きがいを持って安心して暮らしていける基盤をつくります

| 主要な施策 | |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取組 | 主な内容 |
| 介護予防・健康づくりの総合的な促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携した健康づくり事業を推進します。 ○家族や地域など、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた介護予防事業の推進を図ります。 |
| 高齢者の社会参加・生きがいづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携しながら、高齢者のだれもが積極的に継続して社会参加ができる環境づくりを推進します。 |
| 高齢者を地域で支える体制整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センター³⁰などにおける相談業務について周知を図り、気軽に相談できる体制づくりに努めます。 ○地域における福祉活動を推進するとともに、市全域で介護サービスを確保し、地域で高齢者が暮らせる体制の整備を推進します。 ○在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療機関と介護サービス事業所などの関係者との連携を推進します。 ○デイサービスや配食サービス、買い物支援など、地域で暮らす高齢者への支援体制の充実を図ります。 ○高齢者の虐待を未然に防ぐための周知・啓発と、在宅介護の養護者を支援するとともに、虐待を受けている高齢者が安心して生活できるように、高齢者の権利擁護を図ります。 ○見守りネットワーク事業の普及と支援体制の充実を図ります。 ○認知症の早期発見・早期対応に向けた支援体制づくりを進めるとともに、高齢者本人やその家族が適切なサービスを受けられるように、認知症ケアパス³¹普及などの施策の促進を図ります。 ○高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられるように、地域の理解の醸成を図るとともに、様々なサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステム⁸の構築を図ります。 |
| 高齢者の住まいの確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○入所施設の整備と併せて、高齢者の状態や希望に応じた快適な住まいの確保に努めます。 |
| 障害のある人の地域生活の支援と生活環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○施設のバリアフリー化や住宅改修の支援を推進します。 ○障害のある人の防災・防犯に対する意識の向上や、災害時の支援体制の充実を努めます。 ○障害のある人が必要とする情報を得ることができるよう、情報のバリアフリー化や情報入手の支援を行います。 ○障害のある人への支援を行う人材の育成や派遣を推進します。 ○障害のある人や障害のある子どもへの支援体制の充実を推進します。 |

30 地域包括支援センター : 高齢者が住み慣れた地域で暮らしていけるように、高齢者やその家族を医療や保健、介護、福祉など様々な面で必要な支援が提供されるように調整する機関。

31 認知症ケアパス : 認知症の人とその家族が、地域の中で本来の生活を営むために、認知症の人と家族や地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組み。

| 取組 | 主な内容 |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障害のある人への保健・医療の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○障害に対する早期の対応を図るとともに、障害の原因となる疾病の予防など、心と体の健康づくりの支援を行います。 ○地域の保健・医療・福祉のサービスの充実と難病患者の支援も含めた体制整備に努めるとともに、関係機関などとの連携を推進します。 |
| 障害のある人の教育・交流の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○障害のある子どもの特性に応じた教育を提供するとともに、多様な進路を確保し社会参加の推進を図ります。 ○教職員に対する研修や学校・本人・保護者などの合意形成などを進めることで、障害のある子どもが一人一人の特性・能力に応じた指導を受けられる教育の推進に努めます。 ○障害の有無にかかわらず、生涯学習・生涯スポーツを通じた交流ができる機会づくりを推進します。 |
| 障害のある人の雇用、就労、経済的自立の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携し企業における雇用率の向上に努めるとともに、就労から雇用後まで一貫した支援を推進します。 ○障害のある人の障害の特性に応じた多様な就業機会の確保など、就労支援を推進します。 ○障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、経済的支援施策の充実を図ります。 ○福祉施設などからの製品の購入や業務委託を推進します。 |
| 障害のある人への差別の解消・権利擁護の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人に「合理的な配慮³²をしないこと」で暮らしにくさを感じさせたりすることがないように、差別解消に向けた取組を推進します。 ○障害のある人や障害のある子どもへの虐待を未然に防止し、早期発見・早期対応、適切な支援を実施するため、地域における関係機関などとの協力体制や支援体制のネットワークづくりを推進します。 ○成年後見制度の利用支援などにより、障害のある人の権利擁護に努めます。 |



介護予防のための機能向上教室

32 合理的な配慮：障害のある人にとって日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、過度の負担にならない範囲で状況に応じて行われる配慮。



シルバー人材センターが斡旋した清掃作業



アーチェリー大会



車いすバスケットボール大会

心を育む

この地を思う

まちを好きになる

施策の方向④

子どもたちの生きる力を育む基盤づくり

現状と課題

- 学校におけるいじめや不登校、特別な支援を必要とする子どもへの対応など、様々な課題が生じています。こうした中でも学校教育では、子ども一人一人が社会に出て生きていくために必要な能力や人間性などの生きる力を身につけるため、確かな学力の向上や豊かな心の育成、健康でたくましい体づくりに向けて、指導の充実が求められています。
- 人口減少や少子化が加速していることから、今後教職員数削減が予想され、その結果として児童生徒一人一人へのきめ細かな指導や教育が困難になることが懸念されています。
- グローバル化の一層の進展や新学習指導要領の平成 30 年度からの先行実施などを控え、小中学校各段階での英語教育の充実が急務となっています。
- 少子化が進展する中、子どもたちの生きる力を育むため、地域と家庭と学校が共働¹し、社会全体で取り組むことが必要となっています。
- 学校施設は、児童・生徒が1日の大半を過ごす活動の場であり、子どもたちの生きる力を育むための教育環境として重要な意義を持ちます。こうした施設の耐震化を始め、子どもたちが安全・安心に過ごせるように施設整備を進めることが必要となっています。
- 少人数指導・習熟度別学習など、教育環境の多様化に伴い、学習内容はもとより、教材や図書、教育用コンピュータなどの教育設備の充実を図ることが必要となっています。
- 学校給食において、子どもたちの健康を維持するため、衛生・品質管理の徹底や民間の優れたノウハウの活用など、安全・安心で美味しい給食への取組が必要となっています。
- 生活習慣や食生活が変化する中、子どもたちの健康を維持し健全な食生活を促進するため、学校における健康教育や食育の重要性が増しています。本市は、全国に先がけて、学校給食における地産地消を推進し、食べ物の大切さと健康に配慮した食育に取り組んでおり、引き続き取組の推進が望まれています。

市民の満足度〈47項目〉 ～市民アンケート結果から～

| 項目 | 満足 | やや満足 | 普通 |
|-------------|------|------|-------|
| 学校教育、学校教育施設 | 2.5% | 9.5% | 49.1% |

基本方針

子どもたちが多様化する社会を生きていくために必要な能力と人間性を育む基盤をつくります

| 主要な施策 | |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取組 | 主な内容 |
| 特色ある教育環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○「確かな学力」「豊かな人間性」「たくましい体」を育むため、一人一人に適切な支援をするための人的配置など、良好な教育環境を整えます。 ○小学校英語教育の教科化など、平成30年度からの新学習指導要領の先行実施を踏まえ、外部人材の活用や国際交流の推進により一層の英語教育の充実を図ります。 ○心身共に健全な子どもたちを育むため、多種多様な活動や体験、キャリア教育¹⁵を通じた自主性や地域愛、職業観・勤労観の育成など、地域と家庭と学校が共働¹した取組を推進します。 |
| 学校教育施設・設備の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒が安心して学校生活を送れるように、学校施設の安全を確保します。 ○教育環境の多様化に伴い、小中学校の教育現場での様々なニーズに対応できるように、教育設備などの計画的な整備、充実を図ります。 |
| 安全・安心な給食と食育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○衛生・品質管理の徹底を図るとともに、給食施設・設備の整備、充実を図り、安全・安心な給食を推進します。 ○事務の効率化や民間の優れたノウハウの活用などにより、施設運営の合理化を行うとともに、高品質・高衛生の給食を推進します。 ○統一献立とせず、調理場ごとに地域の特色や地元食材を生かした献立づくりなど、地産地消の推進と安全・安心で美味しい給食を提供するとともに、それらを通じた食育を推進します。 |



語学指導助手による外国語活動

施策の方向⑤

豊かな心と地域の元気を育む基盤づくり

現状と課題

- 文化やスポーツに親しむことで、健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりに取り組む人が増えています。文化やスポーツをレジャー・レクリエーションとして楽しむ人も多く、生涯を通じて心身の充実を図る上でも、気軽に楽しむための環境整備が求められています。
- 本市には様々な文化芸術施設やスポーツ施設がありますが、これらの施設の利活用と整備を進め、市民の憩いの場として、また交流の場としての役割を強化していくことが必要となっています。
- 過疎化や高齢化などにより、有形無形を問わず文化財の保存・継承が困難になりつつあります。こうした文化財の保存・継承が適切に行われ、次世代に残すことが必要となっています。あわせて、文化財を保存するだけでなく、市民共有の財産である文化財がもっと身近なものとして理解されるように、情報発信や活用を図り、こうした活動に取り組む人材を育成していくことが必要となっています。
- 近年、地域に根ざしたスポーツチームの活躍が地域活性化につながる事例が多くみられ、また、平成 29 年に第 72 回国民体育大会「愛顔（えがお）つなぐえひめ国体」と第 17 回全国障害者スポーツ大会「愛顔（えがお）つなぐえひめ大会」の開催が予定される中、本市においても、スポーツの観戦や選手との交流、各種スポーツ大会が開催されており、子どもたちに夢やあこがれを与え、スポーツに親しむきっかけになるとともに、ジュニアスポーツや競技スポーツの普及・振興など地域のスポーツ活動の活性化が望まれています。
- 本市では、海外姉妹都市である米国のレイクランド市など、国境を越えた交流が生まれています。こうした取組を通じて、市民の異国の文化などに触れる機会が増え、国際理解や友好関係の強化につながることを期待されています。また、国内の姉妹都市との友好関係強化のため、文化やスポーツを通じた交流の推進が期待されています。

市民の満足度〈47 項目〉 ～市民アンケート結果から～

| 項目 | 満足 | やや満足 | 普通 |
|---------------------------------|------|------|-------|
| 文化芸術活動、文化芸術施設 | 1.6% | 6.2% | 48.2% |
| スポーツ活動、スポーツ施設 | 2.6% | 8.4% | 46.1% |
| レジャー・レクリエーション活動、レジャー・レクリエーション施設 | 1.7% | 6.7% | 39.4% |

基本方針

文化芸術活動、スポーツ活動を通じて、心身の充実と交流の促進を図る基盤をつくります

| 主要な施策 | |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取組 | 主な内容 |
| 文化芸術の振興 | <ul style="list-style-type: none"> ○文化祭やワークショップの実施、各種情報提供など、文化芸術活動に参加する機会を提供し、活動のすそ野を広げるとともに、サークルなど団体の育成や活動を支援します。 ○コンサートや企画展など本物の文化芸術に触れる機会を提供します。 ○市民ボランティアとの共働¹など、市民とともに文化芸術施設の整備、活用に努めます。 ○文化的活動の成果を発表し、文化交流を促す場としての交流拠点施設の整備を検討します。 ○市外の人々と地域住民との交流を促進し、更には観光や国際交流の拡大を図るため、文化芸術を活用した取組を推進します。 |
| スポーツの振興 | <ul style="list-style-type: none"> ○だれもが気軽にスポーツ活動が行えるように、生涯スポーツの普及、振興を図ります。 ○生涯スポーツの充実を図るため、総合型地域スポーツクラブ²¹の設立と活動を支援します。 ○スポーツ団体との交流や第72回国民体育大会「愛顔（えがお）つなぐえひめ国体」などの各種スポーツ大会など、地域のスポーツ活動を活性化させるための取組を推進します。 ○ジュニア選手が安心してスポーツを行えるように、ジュニアスポーツの普及・振興に努めます。 ○競技スポーツの普及・振興に努めるとともに、アスリートの育成や指導者の育成に努めます。 ○スポーツ活動の状況や施設の現状に応じ、スポーツパークの整備やスポーツ施設の充実を図るとともに、活用を推進します。 |
| 文化財の保存・活用 | <ul style="list-style-type: none"> ○文化財を適切に調査、保護、活用していくため、文化財の保存や史跡などの整備、人材確保などに努めます。 ○貴重な収蔵品や文化財の管理、公開のため、老朽化した美術館や博物館などの修繕、建替えを検討します。 ○今治城などの文化施設の展示について、ニーズに合ったものへと改善を図ります。 ○埋蔵文化財の調査により、市内の埋蔵文化財包蔵地の状況把握を行うとともに、史跡や天然記念物、民俗文化財などの保護に努めます。 ○国史跡の能島城跡を始めとした保存整備活用事業を円滑に進め、村上水軍博物館と連携し、水軍文化の保存・活用を図ります。 ○美術館や博物館などの収蔵品を一元的に管理できるシステムの構築について検討します。 ○市内に埋もれつつある近代化遺産について、観光資源となる可能性を模索するとともに、文化遺産としての価値を高めるため、登録文化財制度による登録などについて検討を進めます。 |

| 取組 | 主な内容 |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 文化財の保存・活用 | <ul style="list-style-type: none"> ○市内に残されている貴重な文化財の保存・活用を図り、市の歴史的発展や文化などについて明らかにし、後世に伝える活動に取り組む団体や人材の育成を支援します。 |
| 文化やスポーツを通じた国内外交流の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○海外からの訪問団の受入れや姉妹都市との相互交流、その他の都市との新たな友好関係の構築などによる国際交流を推進します。 ○講演会や会話講座、料理教室などを通じて外国人との交流の機会を設け、異文化交流を推進します。 ○国内の姉妹都市との文化やスポーツを通じた交流を推進します。 |



スポーツパーク



市営球場



中央体育館



伊東豊雄建築ミュージアム



玉川近代美術館



村上水軍博物館



今治城と藤堂高虎像

心を育む

この地を思う

まちを好きになる

施策の方向⑥

世代を超えて、みんながつながる地域の基盤づくり

現状と課題

- 価値観の多様化や社会情勢の急激な変化などを背景に、生涯を通じて自ら学ぼうとする人が多くなっています。このような状況に合わせて、市民一人一人が主体的に学ぶため、行政や社会教育団体、地域などが共働¹した多様な学習の機会の確保や、生涯学習の担い手の育成などが求められています。
- 同和問題を始め、女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国人などに対する人権問題がなお存在しており、「人権都市宣言³³」の趣旨にのっとり、人権啓発活動を推進し、市民の人権意識を高めることが必要となっています。
- 男女平等に向けた法律や制度の整備が進んでいる一方、家事・育児・介護などにおいて、性別による役割分担意識が根強く、男女共同参画社会の実現に向けた更なる意識の醸成と女性の活躍推進に向けた取組が求められています。
- 本市においては、出生数の減少という「自然減」に加えて、若年層、特に女性が著しく流出する人口の「社会減」が重なり、他の都市よりも速く人口減少が進んでいます。今後の出生率の上昇と社会動態の増をもたらす施策に複合的に取り組み、大学進学などで転出した若者が帰ってきたいと思う、また、現在住んでいる人が住み続けたいと思う魅力的なまちづくりが求められています。
- 農村部などにおいて高齢化と過疎化が進展し、地域の活力が低下する一方、都市に住む人の中で、田舎での生活に魅力を感じる人もいます。こうした人たちとの交流のきっかけをつくり、移住促進につなげていくことが求められています。
- 少子高齢化の進展や時代の変化により、伝統芸能の分野など文化団体の活動でも高齢化が進んでいます。各分野に活動の場を提供するとともに、分野間の交流を推進し、文化の継承者の育成や文化活動人口の増加を目指すことが必要となっています。
- 人口減少、高齢化といった社会情勢の変化の中で、地域の担い手不足や地域の活力低下など様々な問題が生じており、行政のみならず外部人材や地域住民などの多様な主体が共働し、多彩な地域資源を活用したまちづくりを進めることが求められています。
- 価値観やライフスタイルの多様化に伴い、個人が抱える問題も多様化・複雑化するとともに、地域でのつながりが希薄化しています。市民の生活課題の解決を図り、地域のつながりの再生と地域福祉を推進するため、コミュニティ活動やボランティア活動などへの支援が求められています。

市民の満足度〈47項目〉 ～市民アンケート結果から～

| 項目 | 満足 | やや満足 | 普通 |
|----------------|------|-------|-------|
| 公民館活動や地域コミュニティ | 2.6% | 8.7% | 52.4% |
| 定住促進 | 1.1% | 3.4% | 41.4% |
| 地域活性化、まちづくり活動 | 1.7% | 5.4% | 43.9% |
| お祭りや伝統文化 | 5.0% | 15.9% | 49.2% |
| 男女共同参画 | 0.7% | 3.1% | 44.9% |

33 人権都市宣言：基本的人権尊重の精神が市民全体に浸透し、差別のない明るく住みやすい豊かなまちづくりを実現するため、平成17年6月24日に「人権都市宣言」を行った。

基本方針

年齢や性別、居住年数などにかかわらず、だれもがつながり、
支えあいながら、ふるさとをより良くしようとする心を醸
成し、地域活動に参加しやすい基盤をつくります

主要な施策

| 取組 | 主な内容 |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域の和を広げる多様な学習 機会の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域や家庭、学校が共働¹し、愛郷心と奉仕の心を持つ健全な青少年を育成する取組を推進します。 ○生涯学習を総合的に推進するため、関係機関と連携を図り、みんなが参加できる生涯学習と交流の機会づくりに努めます。 ○だれもがいつでも学習活動に関する幅広い情報が得られるように、ホームページの活用などにより、公民館などの利用状況や各種講座の開催などの情報提供に努めます。 ○より身近な地域で学習活動ができるように、各種講座を充実させることで、公民館活動への支援を推進します。 ○生涯学習の指導者を育成し、市民の自主的活動への支援を推進します。 ○市内の図書館ネットワークの構築に向けた研究に努めます。 |
| 人権意識の高揚と人権問題解 決への取組の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○相談員による人権相談や、各種啓発活動などにより、人権問題の解決と人権意識の高揚を図ります。 ○「今治市人権尊重のまちづくり条例³⁴」に基づき、市民や関係機関、人権擁護団体と連携して、互いに認めあい、すべての人が共生できる明るく住みよい人権尊重のまちづくりに努めます。 |
| 男女共同参画の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画社会の理解を深めるため、啓発事業を推進します。 ○女性の意見が市政に反映されるように、政策方針決定の場への女性の登用を推進します。 |
| 移住・定住の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○中心部において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を充実させ、それらの都市機能を周辺部の地域住民も不自由なく利活用できる環境整備により、一定の都市生活が圏域で完結できる定住圏の形成を推進します。 ○空き家バンク³⁵の設置などを通じた移住促進への取組や、移住に関する情報提供が可能な体制整備、移住促進へ取り組む団体などへの支援を推進します。 |

34 今治市人権尊重のまちづくり条例 : 人権都市宣言を基本的理念として、市や市民の役割を明らかにするとともに、人権施策を総合的かつ計画的に推進するための枠組みを設けることを目的として、平成 17 年 6 月 30 日に制定。

35 空き家バンク : 県や市町村などが定住対策などのために行う空き家情報を提供するための制度。

| 取組 | 主な内容 |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 移住・定住の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○シティクライヤー³⁶やフリーペーパーなどの各種媒体や、県人会などのつながりを通じて、本市の魅力や価値をPRすることにより、シティプロモーション³⁷を推進します。 ○都市住民などを対象にした田舎暮らし体験を行い、更に地域住民との交流を深めることで、移住促進を図ります。 |
| お祭りや伝統文化の保存・継承 | <ul style="list-style-type: none"> ○長い歴史の中で培われてきた地域の個性を守り育て後世に受け継いでいくため、各地域の伝統行事や祭りの保存・継承を図ります。 |
| 地域の担い手確保と地域活性化の取組への支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○市民やNPO、企業などが共に支えあうための基盤づくりを進めるとともに、持続的で自立的な地域づくりへの支援を推進します。 ○地域おこし協力隊²⁴の継続的な導入と、地域の人材として定着率を高めるための支援を推進します。 ○民間団体などの創意工夫による地域づくり活動への支援を推進します。 |
| 地域における市民の生活と活動への支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動やまちづくりに取り組む団体を支援し、組織の育成とまちづくり活動の活性化を図ります。 ○地区のコミュニティ活動の核となる施設の適切な管理運営に努めるとともに、コミュニティ活動への支援を推進します。 ○市民が地域生活の中で日常的な連絡を取りあいながら助けあうことができるように、社会福祉団体などの活動を核としてネットワークづくりを支援するとともに、市民と行政の共働¹した取組を推進します。 |



地域おこし協力隊による農業体験活動



地域おこし協力隊による自然体験活動企画合宿

36 シティクライヤー : 我がまち自慢を行う人のこと。まだ新聞もテレビもなかった中世のイギリスにおいて、街の人々へ大声でニュースを伝えていた人（タウンクライヤー：街で叫ぶ人）がいた。

37 シティプロモーション : 地域の売り込みや自治体名の知名度向上のほか、自らの地域のイメージを高め経営資源の獲得を目指す活動。



一人角力



継ぎ獅子



お供馬の走り込み

心を育む

この地を思う

まちを好きになる

施策の方向⑦

身近で、わかりやすい市政の基盤づくり

現状と課題

- 高度化・多様化する市民ニーズに的確に対応するため、これまでの行政主導による施策の展開だけではなく、市民と共働¹した取組によるまちづくりが求められています。そのためには、市政の情報を市民にわかりやすく知ってもらうとともに、広く市民の声を聴き、施策に反映させることが必要となっています。
- 市民ニーズに即した行政サービスを迅速かつ的確に提供するには、市民目線に立ち、事務の効率化や利便性の向上など、市民にやさしい行政機能の充実が求められています。
- 今後、高齢化の進展による社会保障費の増加や人口減少などに伴う市税収入の減少などによって、厳しい財政状況が続くと予想される中、市民と共に魅力あるまちづくりを進めていくためには、将来にわたって持続可能な行政基盤の確立が求められています。

市民の満足度〈47項目〉 ～市民アンケート結果から～

| 項目 | 満足 | やや満足 | 普通 |
|-------------------------|------|-------|-------|
| 市からの情報提供（広報・ホームページなど） | 4.1% | 11.0% | 57.4% |
| 市役所の窓口等のサービス（開設時間や対応など） | 4.8% | 12.7% | 49.9% |
| 市の財政 | 0.8% | 2.4% | 30.9% |

基本方針

市民と行政が目指すべき方向を相互に理解し、より良い市政の基盤をつくります

| 主要な施策 | |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取組 | 主な内容 |
| 市民にわかりやすい市政情報の共有化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○広報紙などの媒体を活用した広報活動や、市政懇談会などによる広聴活動を充実させることで、市政についての確に情報の共有化を図るとともに、市民から収集した意見の各施策への効果的な反映に努めます。 ○職員一人一人が、出前講座など様々な機会での情報発信や、市民ニーズの把握に努め、全庁が連携した広報・広聴活動を推進します。 ○「情報公開条例」について、研修やマニュアルの見直しを通じて職員の理解を深め、市政の公開性の向上を図ります。 |
| 市民にやさしい行政機能の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○職員の定員適正化や組織の段階的な見直し、新たな人事関連制度の導入検討などを通じて、より効率的・効果的な行政サービスの提供を図ります。 ○行政サービスの民営化や民間委託などの導入を検討し、市民サービスの向上を図ります。 ○研修や人事考課を中心とした人財開発支援を拡充し、職員の資質の向上に努めます。 ○女性の働きやすい環境づくりに取り組むことで、女性の視点を取り入れた市民サービスの向上を図ります。 ○仕事や家庭の事情でどうしても日中窓口へ行けない人のため、コンビニ納付など幅広い納付環境の充実を図ります。 ○証明書の発行について、コンビニ交付の導入を検討します。 ○情報通信環境の整備を推進することで、非常時における市民サービスの継続性の確保や、地域間における情報通信格差の解消に努めます。 |
| 将来につなげる効率的・効果的な行政運営 | <ul style="list-style-type: none"> ○将来にわたり、市民に安心して豊かに暮らしていただけるまちづくりを目指すため、具体的な取組を定めた新たな行政改革のための計画を策定し、実施・進捗管理を行うことで、行政改革を強力に推進し、効率的・効果的な行政運営や持続可能な行政基盤の確立を推進します。 ○公共施設などの再配置などを検討し、併せて公共施設などの管理に関する基本的な考え方についての計画を策定し、より効率的な行政運営の実現に向けた取組を推進します。 ○だれもがわかりやすい財務諸表を作成・公表することで、財政状況について情報の共有化を図り、持続可能な財政運営について市民を巻き込んだ議論がしやすい環境づくりを推進します。 ○行政目的を終えた市有財産の有効活用について検討し、不要となったものについては適切な処分を講じるとともに、市有財産の維持管理経費の削減に努め、持続可能な財政運営を推進します。 ○市内外に対する本市のPRや魅力的な特産品の提供によってふるさと納税³⁸を充実させ、更なる歳入の増収を図ります。 |

38 ふるさと納税 : 納税者が自分で選んだ自治体に寄附をした場合に、所定の自己負担額を除く全額が所得税や住民税から控除される制度。

施策の方向⑧

地域の和を広げ、安全・安心・快適に暮らしていける基盤づくり

現状と課題

- 平成13年度から事業化された今治小松自動車道今治道路は、地域の経済発展や観光振興、防災対策の視点から早期の全線開通が望まれています。
- 地域間交流や地域内交流、日常生活の利便を確保するためにも、安全で快適な道路網の整備を始め、高齢化の進展に伴いこれまで以上の交通安全の確保が求められています。また、瀬戸内しまなみ海道を中心として自転車利用者が増加しており、自転車の安全利用も課題となっています。
- 人口減少や高齢化社会が進行する中で、それを前提とした都市計画が必要となっています。そのため、目指すべき都市像と取組の方向を明確にして、行政と市民が共有しながら適正な土地利用を推進していくことが必要となっています。
- 自家用車の普及や過疎化、人口減少などに伴い、公共交通機関の利用者が減少し、一部の路線運営が困難となる状況の中、今後、自動車を運転できない高齢者などの交通弱者の移動手段を確保する上でも、本市の実情に即した公共交通ネットワークのあり方を検討していくことが必要となっています。
- 数多くある港湾施設や海岸保全施設は、今後急速に老朽化が進むことが懸念され、将来にわたり本来の機能を発揮できるように、老朽化対策を行うなど適切な整備が必要となっています。
- 今治港などにおいて小型船の係留施設が不足しており、対応が求められています。
- 近年、郊外型の住宅地形成が進む一方で空き家が増加するなど、住環境が大きく変化しています。こうした状況の変化や日常生活における周囲の環境への苦情にも対応し、だれもが安心して快適な住環境で暮らせるように、住環境の整備が必要となっています。
- 市民の憩いの場である公園を、安心して快適に利用してもらうため、適切な維持管理を行うとともに、長期的な視点で、施設の整備を進めていくことが必要となっています。
- 消費生活に関するトラブルや特殊詐欺³⁹、悪質商法の被害が後を絶たず、市民生活に関するトラブルなどへの対応や犯罪被害に巻き込まれない環境整備が求められています。
- 現在、今治市域でインターネットを快適に使えるブロードバンド環境は、全世帯の99%が利用可能となっていますが、山間部や島しょ部の一部にはブロードバンド・ゼロ地域が残されており、情報通信格差の解消が望まれています。
- 人口減少や少子化、核家族化が進む中、無縁墳墓が増加しています。また、納骨堂や有期限性の墓地の利用などの供養の多様化に伴い、ニーズに応じた墓地、火葬場の整備が求められています。
- 人口減少に伴う給水量の減少で水道料金の減収が見込まれる中、水の安定供給を継続するための水道システムの見直しが必要となっています。また老朽化した施設の更新や耐震化の推進、水道料金の改定、水道事業会計の健全経営などへの取組が課題となっています。

市民の満足度〈47項目〉 ～市民アンケート結果から～

| 項目 | 満足 | やや満足 | 普通 |
|-------------------|------|-------|-------|
| 幹線道路（高速道路・国道・県道） | 3.6% | 12.4% | 45.5% |
| 生活道路（その他の道路） | 2.9% | 10.5% | 48.6% |
| 交通安全施設（歩道・車道など） | 2.1% | 6.8% | 41.2% |
| 公共交通の便（バス・鉄道・船など） | 1.1% | 32.6% | 5.1% |

39 特殊詐欺：不特定の者に対して、対面することなく、電話、FAX、メールを使って行う詐欺。

| 項目 | 満足 | やや満足 | 普通 |
|-----------------------|-------|-------|-------|
| 住宅・宅地 | 2.8% | 6.2% | 65.4% |
| 身近な公園・広場 | 3.3% | 9.8% | 43.4% |
| ゆっくり一日過ごせる公園 | 2.7% | 6.5% | 29.5% |
| 日用品の買い物 | 7.9% | 18.7% | 46.9% |
| 情報通信環境（CATV、インターネット等） | 3.1% | 9.2% | 45.7% |
| 上水道 | 12.2% | 17.2% | 50.6% |

基本方針

地域間交流や地域内交流を促進することで、人やもののつながりが広がり、安全・安心・快適に暮らしていける基盤をつくります

主要な施策

| 取組 | 主な内容 |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 幹線道路、生活道路、交通安全施設の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○今治小松自動車道の早期完成を、関係機関に対し強く要望するとともに、その周辺整備を一体的に進めます。 ○地域間ネットワークや地域内ネットワークを形成し、利便性や安全性、快適性の向上を図るため、国道や県道の整備を促進するとともに、市道の整備を推進します。また、歩道のバリアフリー化、カーブミラーや照明などの交通安全施設の設置、橋梁やトンネルなどの道路施設の計画的な修繕や維持管理を推進します。 ○歩行者やサイクリストなどの交通安全を確保するため、通行環境の整備や交通安全教室などの啓発活動を推進します。 ○瀬戸内しまなみ海道の利便性の向上とまちの交流の促進を図るため、自転車通行料金の無料化を継続するとともに、自動車道などの利用しやすい料金制度の実現に向け、関係機関に働きかけます。 |
| 適正な土地利用の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○「今治市都市計画マスタープラン」に基づき、全市一体的なまちづくりの実現を図ります。 |
| 交通体系の維持・確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○公共交通機関の利便性の向上を図るため、事業者・利用者・行政が一体となって、地域公共交通ネットワークの再構築に取り組みます。 ○市民の重要な交通手段としての生活交通バスのバリアフリー化など利便性の向上や利用促進を行うとともに、事業者・利用者・行政が一体となって効率的な路線再編に取り組み、バス路線を維持・確保します。 ○離島住民の生活の足として、有効かつ効率的な運営に努め、生活航路を維持・確保します。 |

| 取組 | 主な内容 |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 港湾・海岸保全施設の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○港湾・海岸施設の機能の充実や安全・安心の確保、延命化を図るため、施設の計画的な整備や維持管理を推進します。 ○海岸の侵食や越波などから背後地を守るため、海岸保全施設の整備を推進します。 ○小型船の係留施設の不足を解消するため、小型船だまりの整備を推進します。 |
| 安心・快適な住環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> ○空き家などの適切な管理や除却を促し、周辺的生活環境の向上のため、「空家等対策計画」を策定し、具体的な対策の実施を推進します。 ○空き地管理について、市民の理解と協力を得ながら、適切な管理を依頼するなど環境保全に努めます。 ○騒音・振動・悪臭・野焼きなどの現状を把握するとともに、意識の啓発に取り組み、快適な生活環境の維持に努めます。 ○土地権利関係を明確にし、土地取引の円滑化やまちづくり計画の基礎資料への活用などのため、地籍調査事業を推進します。 ○良好な市街地環境の確保や生命・健康を守るため、建築基準法などに基づく指導や住宅の耐震化への支援、アスベスト被害防止に向けた支援を推進します。 ○高齢者や低所得者など社会的弱者のための公営住宅を、公平、的確に供給するため、計画的な建替えや維持管理を推進します。 |
| 公園の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○大きな公園については、長寿命化計画を策定し、様々な手法を検討しながら、より効率的で安全な維持管理を推進します。また、それ以外の身近な公園については、適正な維持管理を図ります。 ○地域住民を主体とした公園の管理を進め、より地域に親しまれる公園整備を推進します。 |
| 防犯の推進と市民相談の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関や関係団体と連携し、犯罪被害の防止に努めます。 ○市民の消費相談や生活相談を受け、解決に向けたアドバイスを行います。 |
| 情報通信環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○無線通信サービス提供事業者に対し、インターネット環境整備・拡大を働きかけます。 ○有線通信事業者に対し、エリア拡大を働きかけます。 |
| 墓地・火葬場の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○安心・快適に利用できるように墓園内の環境整備に努めます。また、計画的な墓地造成を行うとともに、納骨堂などの経営許可も含めた新たな埋葬施設整備の検討も行います。 ○火葬場の適正な管理運営や施設整備に努めます。 |
| 上水道の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○「今治市水道ビジョン」に基づき、事業の効率化や経費の節減を図るなど、水道システムを再構築します。 ○老朽化した小泉浄水場の更新施設として、高橋地区に新浄水場を整備します。 ○効率的・効果的で安定した水道事業経営のため、アセットマネジメント⁴⁰を見直し、施設の更新や長寿命化を進めるとともに、水道料金など一層の適正化を図ります。 |

40 アセットマネジメント : 資産を効率よく管理・運営すること (アセット=資産、マネジメント=管理、運用)。公共施設のアセットマネジメントとは、施設・設備を資産としてとらえ、その損傷・劣化などを将来にわたり予測することで、効率的で効果的な維持管理を行うための手法。

| 取組 | 主な内容 |
|--------|------------------------------------------------------------------------------|
| 上水道の整備 | ○事故や災害に備え、給水拠点の整備や基幹施設、水道管の耐震化を図り、応急給水体制 ⁴¹ を確保するとともに訓練の実施を推進します。 |



藤山健康文化公園



市道の整備



市民の森



しまなみアースランド

41 応急給水体制 : 災害時や緊急時に、仮設水槽や給水車などによって飲料水や生活水を給水するための体制。

現状と課題

- 東日本大震災を始め、異常気象の影響と考えられる局地的豪雨など、近年、これまでの想定を超える自然災害が発生し、防災に対する市民の関心が高まっています。
- 甚大な被害が想定される南海トラフ巨大地震²の発生が懸念されており、こうした突発的かつ大規模な災害から市民の生命と財産を守るため、危機管理体制や防災体制の強化を図り、災害に強いまちづくりを進めることが求められています。
- 災害発生時にスムーズに避難でき、円滑な物資補給ができるとともに、防災対策や復旧対策が的確、迅速、円滑に行われるように、様々な防災機能の充実や防災拠点の整備を図るとともに、行政や市民、企業、団体などの連携体制の強化を図ることが必要となっています。
- 公共施設の老朽化が進む中、耐震化の推進や適正な維持管理などの災害に備えた取組が求められています。
- 地域の安全は地域で守るという考えから、自主防災組織³の充実・強化や学校などとの連携強化、防災士の能力向上などが必要となっています。
- 本市は、海や山などの美しい自然に恵まれたまちですが、津波や高潮、土砂崩れなどの恐れがあり、それら自然災害の発生を防止することが必要となっています。
- 建物の高層化や住宅の密集により、火災被害の大規模化が懸念されています。あらゆる災害に適切に対応するため、消防施設の整備や予防活動を始め、消防体制の一層の強化が求められています。
- 大規模な自然災害などに対し、全国の消防機関相互の応援体制の充実が求められています。

市民の満足度〈47項目〉 ～市民アンケート結果から～

| 項目 | 満足 | やや満足 | 普通 |
|-----------|------|------|-------|
| 防災対策、防災施設 | 1.0% | 4.3% | 44.6% |
| 自主防災活動 | 1.1% | 3.2% | 47.8% |

基本方針

まちで助けあえる消防・防災体制を整備することで、安全・安心を確保する基盤をつくります

| 主要な施策 | |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取組 | 主な内容 |
| 防災体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害発生を想定し、行政や市民、関係機関などの共働¹による総合的な防災体制の整備を図ります。 ○防災拠点施設に災害対策本部を常設し、災害対応への迅速化を図ります。 ○防災に向けた各種計画や各種防災マップ、ハザードマップ⁴²を随時最新の情報に更新し、市や県、関係団体、市民の防災に関する役割を明確にし、市民の安全・安心の確保に努めます。 ○災害時の適切な避難行動を支援するとともに、災害対策本部の情報収集伝達機能の強化を図るため、緊急情報伝達システムを整備します。また、避難行動要支援者を支援するため、「避難行動要支援者名簿⁴³」の更新を進めるとともに支援団体などとの連携強化を図ります。 ○災害時に必要となる食料や生活必需品などについて、各家庭などでの備蓄を呼びかけるとともに、災害時に備えて、物資や資機材を整備し、企業や関係団体などとの応援協力体制の確立に努めます。 ○防災訓練を積極的に実施し、課題の抽出や防災意識の向上、災害発生時の対応力の強化を図ります。 ○防災教育を通じて、子どもたちの防火・防災意識の向上と災害対応力の強化を図ります。 ○地震や津波などが発生した場合でも庁舎機能を維持し、市民に不安を与えることのないように、災害に強い庁舎運営体制を構築します。 ○がけ崩れや土砂の流出の恐れがある危険箇所について、防災対策を講じるとともに、災害防止のための必要な規制を的確に進めていくため、災害危険箇所の把握に努めます。 ○避難施設や水道施設、道路施設などの公共施設の耐震化など、防災対策を考慮した施設整備を推進します。 |
| 自主防災力の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織³が結成された地区には、資機材の整備などを支援し、防災訓練などへの取組を働きかけます。 ○自主防災組織の未結成地区に対しては、1人でも多くの地域住民が防災に関心をもてるように啓発活動に努めるとともに、組織化の気運を高められるように関係機関、団体などとの連携を強化します。 ○防災関係機関や学校、企業などと地域住民や自主防災組織などが相互に連携協力して、研修や訓練を実施することで地域防災力の向上を図ります。 ○広く防災士を養成し更なる地域防災力の向上を図るため、フォローアップ研修を実施します。 |

42 ハザードマップ : 地震・洪水などの災害をもたらす自然現象を予測して、想定される被害の種類・程度とその範囲を示した地図。災害予測地図。

43 避難行動要支援者名簿 : 災害対策基本法で作成が義務付けられている、高齢者や障害のある人、乳幼児などの防災施策において、特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する者の名簿。

| 取組 | 主な内容 |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 防災拠点の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○防災拠点施設を整備するとともに、業務機能を維持するための設備などを防災拠点施設へ移設し、災害対応力の強化を図ります。 ○災害発生時の緊急物資の受入れ拠点や支援部隊の活動拠点として機能するように、耐震強化岸壁などの整備を推進します。 ○災害時における海上輸送ネットワークの確保を図るため、主要陸揚げ施設などの耐震化・機能強化を推進します。 |
| 河川整備、砂防、海岸保全の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○浸水などの水害を防ぐため河川や河川管理施設の整備を推進し、治水機能の向上を図ります。 ○山腹斜面の崩壊など土砂災害の発生を防ぐため、砂防施設の整備を推進します。 ○津波や高潮などから背後地を守るため、海岸保全施設の整備を推進します。 |
| 消防体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○消防機能充実のため、消防本部や消防署の施設、設備の整備を図ります。 ○社会福祉施設や雑居ビル、危険物施設への予防査察⁴⁴を徹底し、コンビナート事業所への指導体制を充実することで、大規模火災の抑制に努めるとともに、住宅火災による犠牲者を減らすため、住宅用火災警報器の設置の促進を図ります。 ○救急業務の高度化を目指すとともに、特殊災害⁴⁵に対応できる救助隊員の養成と資機材の整備を計画的かつ継続的に進めます。 ○地域防災活動において中核的な役割を果たす消防団の機能強化と団員の安全確保のため、施設・装備の充実や消防団への加入促進、活動マニュアルの策定などに努めます。 ○消防機関相互の応援体制構築のための緊急消防援助隊⁴⁶の強化を進めるとともに、合同訓練の参加などを通じて知識・技術力の高度化に努めます。 |



防災士の育成講座

44 予防査察 : 多くの者が利用する防火対象物（デパートやホテル、集会場など）や危険物施設（ガソリンスタンドなど）などに立ち入って、火災管理、消防用設備の維持管理などの状況を検査すること。

45 特殊災害 : 一般的な消防施設又は通常の装備品では対応することが困難である、原子力・化学・生物災害を始め、毒物・劇物の流出事故、火薬類などの爆発火災、航空機火災などのこと。

46 緊急消防援助隊 : 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、迅速で効果的な消防の広域応援のため創設された部隊で、消防庁長官の要請により出動し、都道府県単位の部隊編成がなされ災害活動を行う。



北消防署



今治市消防団一斉放水



幼稚園、小中学校合同避難訓練



消火訓練

心を育む

この地を思う

まちを好きになる

現状と課題

- 広がる豊かな自然と共存することによって「心の豊かさ」と「本当の幸せ」を感じられるまちづくりを目指して、「今治自然塾宣言⁹」を行っています。こうした考えに基づき、環境問題への取組や緑化への意識の高揚を着実に進めることが求められています。
- しまなみアースランドにおいては、「今治自然塾宣言」に基づき、環境教育プログラムや森育⁴⁷などを行っています。環境保全への更なる意識の啓発のため、社会への発信力を強化する新たな取組が求められています。
- 地球温暖化を始めとする地球環境問題に対し、市民・事業者などが日常生活や事業活動の各場面において意識した取組を実践することが不可欠です。
- 省エネルギーの取組の推進や新エネルギー⁴⁸の導入促進など、地球温暖化の影響を抑えるための適切な対応に努めることが必要となっています。
- 事業活動に伴う大気汚染や水質汚濁などの産業型公害は改善されてきましたが、引き続き監視を続けていくことが求められています。
- 山の自然にも恵まれた本市ですが、森林の荒廃が進んでおり、適切な森林整備が求められています。

市民の満足度〈47項目〉 ～市民アンケート結果から～

| 項目 | 満足 | やや満足 | 普通 |
|------------|-------|-------|-------|
| 海・山などの自然環境 | 15.6% | 26.4% | 41.8% |
| 緑化や地球温暖化防止 | 3.7% | 9.6% | 54.0% |

基本方針

子孫から借りている恵まれた自然を守り、育てることで、より良い環境で子孫に返す基盤をつくります

47 森育 : 今治自然塾で提供される幼児を対象とした自然体験型の環境教育。

48 新エネルギー : 太陽光発電や風力発電などの自然エネルギーなど、化石燃料に代わる新しいエネルギー。

| 主要な施策 | |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取組 | 主な内容 |
| 環境教育活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○しまなみアースランドについては、環境教育プログラムや森育⁴⁷に加え、市民団体などと共働¹して環境保全への意識の啓発を図るイベントを実施するなど、発信力と知名度の向上に向けた取組を推進します。 ○愛媛県環境マイスター派遣制度により各分野の専門家を講師として派遣し、環境保全に関する学習会や講演会など、自発的な環境活動を推進します。 |
| 緑化意識の高揚 | <ul style="list-style-type: none"> ○緑の相談所での園芸講習会の開催や緑の少年団などの活動への支援、地域団体による緑化活動を通じて、市民の緑化推進への関心の高揚に努めます。 ○今治市緑のまちづくり基金⁴⁹を活用し、新たに結婚した夫婦へ苗木の交付を行うことで、緑化意識の更なる高揚を図ります。 |
| 地球温暖化防止の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○「今治市環境配慮推進計画」の推進により、総合的かつ計画的に更なる温室効果ガス排出の抑制に努めます。 ○低炭素社会の構築を目指して新エネルギー⁴⁸などの導入を促進します。 ○市民や事業者、行政が一体となって地球温暖化対策に取り組むことができるように、意識の啓発を図ります。 |
| 環境保全の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○山、川、海の自然環境や大気、土壌の生活環境などの保全に向けた総合的な環境政策を推進するため、市民や事業者、行政の役割と必要な基本施策を明確にした「今治市環境基本計画」を推進します。 ○大気汚染の常時監視、水質汚濁の定期調査などを行い、環境の監視と保全に努めます。 |
| 森林整備の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○「森林整備計画」の策定により、地域全体での間伐などを計画的に進め、効率的な森林整備による森林機能の回復に努めます。 ○学校と連携した児童の野外活動や、企業と連携した市民参加の林業体験などを通じて、人と豊かな森林との関係の回復を図ります。また、森林の持つ癒しなど、市民の健康保養面での利用を推進します。 |

49 今治市緑のまちづくり基金 : 市民参加による緑豊かな住みよいまちづくりを目指し、都市緑化の資金に充てることを目的として、今治市基金条例により設置されている基金。

現状と課題

- 循環型社会の実現に向けて、これまでもごみの減量化や再資源化、省エネ対策などを進めてきましたが、更なる推進に向けて新たな取組を検討するとともに、啓発活動や市民の取組を支援することが求められています。
- 人口減少とこれまでの排出抑制策の効果により、本市のごみ排出量は減少傾向にある一方で、1人1日当たりのごみ排出量は全国平均値を上回っています。今後は、より一層の排出抑制と再資源化などが求められています。
- 本市では、豊かな自然環境を守り次世代につなげるため、美しいまちづくりを進めていますが、ごみの不法投棄がいまだに後を絶ちません。引き続き、生活環境を保全するとともに、公衆衛生や公德心⁵⁰の向上を図っていくことが求められています。
- 新ごみ処理施設については、現在建設が進められていますが、本市で唯一のごみ処理施設として、健康で衛生的な市民生活を支え、周辺施設を含め地域住民ひいては市民に親しまれるとともに、東日本大震災を教訓として、地域を守る防災拠点としての役割が必要となっています。
- 最終処分については、現存の処分場の残余容量は少なく、そのほとんどを外部に委託しています。ごみの減量・再生利用を推進した上で、新たな最終処分場の整備について検討が必要となっています。
- 人口減少や高齢化などが進展する一方で、本市は膨大な数の下水処理施設を抱えており、既存施設の適切な管理運営とともに、地域の実情に応じた最適な生活排水処理手法の検討が必要となっています。

市民の満足度〈47項目〉 ～市民アンケート結果から～

| 項目 | 満足 | やや満足 | 普通 |
|--------------------------|------|-------|-------|
| 省エネ（エコ活動など） | 1.9% | 8.5% | 56.5% |
| ごみ処理（減量化、資源化、廃棄物処理、施設など） | 5.5% | 15.4% | 51.2% |
| 下水道・合併処理浄化槽 | 6.9% | 13.0% | 49.5% |

基本方針

日常生活による環境負荷を軽減し、より良い環境で次の世代につなげていく基盤をつくります

50 公德心：社会生活における道徳を重んじる心。

| 主要な施策 | |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取組 | 主な内容 |
| 循環型社会の実現に向けた取組の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○「今治市環境基本計画」の推進を図るとともに、市民や事業者、行政が一体となって、省エネ対策などに取り組むことができるように、一層の意識の啓発を図ります。 ○長期優良住宅⁵¹の普及を促進し、廃棄物排出抑制への取組を推進します。 ○下水汚泥のエネルギー利用化へ向けて調査研究し、エネルギーの地産地消に努めます。 |
| 廃棄物の適正処理や減量化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の見直しを行うとともに、本計画に基づいた排出抑制や再利用、再資源化を推進し、各施設において適正処理に努めます。 ○「一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」の見直しを行うとともに、廃棄物の適正な処理に向け、各処理施設などの安全で効率的・効果的な運営に努めます。 |
| 環境負荷軽減の取組の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○自然環境を保全するとともに、清潔で快適なまちづくりを進めるため、市民や事業者、学校などの協力を得ながら、市民大清掃を始めとした様々な環境美化活動や啓発活動に努めます。 |
| 廃棄物処理施設の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○新ごみ処理施設については、防災拠点機能や発電機能を備えた安全・安心で地域と世代をつなぐ施設として、引き続き整備を推進します。 ○島しょ部のごみ処理施設が新ごみ処理施設に集約されることに伴い、受入れ体制や搬送体制の整備を推進します。 ○現在の一般廃棄物最終処分場については、適正な管理を行うとともに、新たな一般廃棄物最終処分場の整備を検討します。 |
| 下水道・合併処理浄化槽の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○「今治市公共下水道事業基本計画」に基づき、計画的な公共下水道の整備を推進するとともに、汚水処理施設未普及地域の早期解消を図ります。 ○農業集落排水、漁業集落排水、合併処理浄化槽など、地域の状況に応じた排水処理施設の整備に努めます。 ○既存の下水道施設のストックマネジメント⁵²により、適切な資産管理運営と効率的で効果的な維持管理に努め、下水道の安全性・信頼性の確保を図ります。 ○公共下水道の供用開始区域における水洗化の促進を図ります。 ○下水道事業への地方公営企業法の適用を推進し、経営状況的確な把握による経営健全性を確保するとともに、将来にわたって持続可能な経営基盤の強化を図ります。 |

51 長期優良住宅 : 構造躯体などの劣化対策や耐震性への配慮などがなされ、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅。
 52 スtockマネジメント : 既存の建物（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法。

施策の方向^⑫

交流とにぎわいを創造する、魅力あふれる都市（まち）の基盤づくり

現状と課題

- 現在、港に求められている役割は多様化しており、交流や景観形成といった豊かさ、環境や安全・安心など、総合的な空間としての役割が期待されています。今治港においては、これまでの交通や物流を中心とした港から、交流を通じたにぎわいを創出する港への変革が求められています。
- 郊外地域への大規模商業施設の形成や、瀬戸内しまなみ海道開通に伴う航路廃止による港利用者の減少、居住人口減少に伴う活力低下などにより、中心市街地のにぎわいは失われてきました。そのため、まちなか¹⁰の魅力を高めるための新たな取組や市街地空間の効果的な活用などが求められています。
- 本市においては、若年層が進学に当たって市外へ流出しているため、市内での進学先や雇用の機会を確保することが望まれています。
- 広域交流・地域連携の拠点となる今治新都市について、引き続き適正な整備を進めることで、中心市街地との機能分担、連携を図りながら、均衡のとれたまちの活性化につなげていくことが求められています。

市民の満足度〈47項目〉 ～市民アンケート結果から～

| 項目 | 満足 | やや満足 | 普通 |
|-------|------|------|-------|
| 中心市街地 | 1.5% | 4.1% | 30.8% |
| 今治新都市 | 1.6% | 6.5% | 32.0% |

基本方針

今治の代表的な都市機能を有する中心市街地と今治新都市を整備し、魅力あふれるエリアとして交流とにぎわいを創造する基盤をつくります

| 主要な施策 | |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取組 | 主な内容 |
| 今治港周辺の整備・活用の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○“「交通」の港から「交流」の港へ”を基本コンセプトに、中心市街地のにぎわい交流の拠点とした今治港の周辺整備を推進するとともに、にぎわいを創出する有効活用に努めます。 |
| まちなかの魅力を高める取組の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や子育て世代でも利用しやすいまちなか¹⁰の環境づくりに努めます。 ○まちなかの魅力を創出する取組を支援するとともに、おしゃれで美しいまちづくりを推進し、まちなか居住を促進します。 ○個性豊かな食文化を発信するなど、まちを訪ねる機会を増やし、まちなかを満喫できる取組を推進します。 |
| 中心市街地の機能強化と市街地空間の有効利用 | <ul style="list-style-type: none"> ○中心市街地の機能集積を高めるとともに、まちの活力となる産業振興を図り、中心市街地の機能強化を推進します。 ○既存施設などを利用した、市街地空間のより効果的な活用を推進します。 ○まちに関わる組織の連携強化により、市街地の活性化に向けた取組を推進します。 |
| 新都市への高等教育機関の誘致 | <ul style="list-style-type: none"> ○優秀な人材の確保と市外への若年層の流出抑制を図るとともに、地域経済の活性化や新分野での雇用創出を促進するため、新都市へ獣医師養成系大学などの高等教育機関の誘致を推進します。 |
| 今治新都市の形成促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○未分譲地の早期分譲と公共施設の整備を推進するとともに、新都市区域内外を結ぶ利便性の高い公共交通体系を検討し、都市機能の充実による広域交流・地域連携の拠点形成を促進します。 ○スポーツを核としたまちづくりの拠点施設として、スポーツパークへの施設の充実を検討します。 |



みなと交流センター

現状と課題

- 瀬戸内しまなみ海道は、台湾日月潭サイクリングコース⁵³と姉妹自転車道協定を締結しましたが、これを契機に他の地域との協定も模索しながら、世界に向けた更なるPRをしていくことが必要となっています。
- 国内外から多くのサイクリストが、「サイクリストの聖地」である瀬戸内しまなみ海道でのサイクリングを楽しみに訪れるようになってきました。その一方で、受入れ体制や陸地部へのサイクリストの誘導と滞留が十分とは言えず、瀬戸内しまなみ海道を始めとした市全域での受入れ体制の充実を図ることが必要となっています。
- 瀬戸内しまなみ海道の沿線地域は、海と山とが織り成す豊かな自然景観に加え、特色のある橋梁が架けられ、本市を代表する景観資源となっています。また、低地部や山麓部は主に農地として利用され、水田や果樹園とともに農村集落が形成され、のどかな田園景観を形成しています。その優れた景観を保全し、また、良好な景観を形成し、観光交流資源として活用していくことが必要となっています。
- 本市は、瀬戸内しまなみ海道沿線の島しょ部を始め、臨海部、豊富な湯量を誇る温泉地を有する山間部など、変化に富んだ地勢とそれらに育まれた農水産物、長年地域に根付いてきた産業など多彩な地域資源を有しています。そこで、知名度のある特定の分野に限らず、様々な視点から多彩な地域資源を活かした取組を進め、知名度の向上と誘客促進を図ることが必要となっています。
- 平成29年に第72回国民体育大会「愛顔（えがお）つなぐえひめ国体」と第17回全国障害者スポーツ大会「愛顔（えがお）つなぐえひめ大会」の開催が予定され、また、サッカーなど、サイクリング以外のスポーツ、レクリエーション分野への関心も高まりつつあり、観光交流の起爆剤としての役割が期待されています。
- 近年、個人や少人数グループによる多様な目的の周遊型の観光、体験型の観光が普及し、それとともに観光情報の入手方法も多様化しています。また、地方の観光地にも外国人観光客が多く訪れるようになり、外国人観光客の獲得に向けた地域間競争も激しくなっています。こうした変化に対応するため、県や市町を越えた広域での連携や様々なメディアを利用した情報発信、受入れ体制の強化が求められています。

市民の満足度〈47項目〉 ～市民アンケート結果から～

| 項目 | 満足 | やや満足 | 普通 |
|------------------|-------|-------|-------|
| しまなみ海道沿線地域の景観 | 23.5% | 30.4% | 30.9% |
| 郊外の集落、田園・海岸などの景観 | 7.0% | 20.2% | 47.3% |
| 観光（誘客イベントも含む） | 2.9% | 10.4% | 38.1% |

基本方針

まちの魅力ある資源を磨き上げ、観光振興による交流とにぎわいを拡大・創出する基盤をつくります

53 台湾日月潭サイクリングコース：台湾中部にある台湾最大の湖「日月潭」の湖畔を周回するサイクリングコース。平成26年10月に姉妹自転車道協定を締結。

| 主要な施策 | |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取組 | 主な内容 |
| サイクルシティ構想の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○瀬戸内しまなみ海道沿線地域の「サイクリストの聖地」としての拠点化を進めるため、サンライズ糸山の拡張整備と機能強化や重点「道の駅」²⁰と連携したサイクリストの受入れ体制の強化を図ります。 ○国内はもちろん外国人誘客のため、サイクリングガイドやインストラクターなどの観光人材の育成、案内板やサイクルスタンド⁵⁴の設置、二次交通との連携などのおもてなし体制の充実やPR活動の強化、マナー向上を図るとともに、本市の豊かな地域資源を活かしたサイクリングイベントの実施などによるサイクルツーリズム⁵⁵の推進を図ります。 ○瀬戸内しまなみ海道自転車歩行者道の利便性の向上とまちの交流促進を図るため、自転車通行料金の無料化を推進します。 |
| 景観の形成・保全と観光交流資源の形成 | <ul style="list-style-type: none"> ○良好な景観の保全・育成、美しく風格のある景観の創出、潤いある豊かな生活環境の創造、個性的で活力ある地域社会の実現のため、また、観光交流資源として活用するため、「今治市景観マスタープラン」や「今治市景観計画」を適宜改訂し、これらに沿った取組を推進します。 ○景観づくりを先導的、優先的に取り組む重点地区を指定し、地域住民とともに良好な景観の形成に努めます。 ○屋外広告物を適正化し、良好な景観形成を行うため、「愛媛県屋外広告物条例」に基づく規制を推進するとともに、「今治市屋外広告物条例」の制定に向けた検討を行います。 ○良好な景観形成への気運の一層の醸成を図るため、啓発活動を推進します。 |
| 誘客イベントの実施と魅力ある旅行商品の企画、販売 | <ul style="list-style-type: none"> ○今治港でのクルーズイベントの実施や大型クルーズ船の誘致を推進します。 ○おんまくや水軍レースなど地域の魅力を活かした各種イベントが充実し、開催されるように、市民とともに共働¹を図りながら取り組んでいきます。 ○多様な地域資源を活かしたグリーン・ツーリズム¹²などの着地型の旅行商品の充実を図り、テーマ性のある情報の発信と具体的な来訪機会を提供します。 ○地域に根ざしたプラットフォーム⁵⁶機能のあり方を検討し、継続的な旅行商品の販売による誘客を目指します。 |
| スポーツを核としたまちづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○第72回国民体育大会「愛顔（えがお）つなぐえひめ国体」などのスポーツイベント、プロスポーツチームやFC今治などのスポーツ観戦、合宿誘致、湯ノ浦地区コミュニティゾーンの形成などスポーツ施設や宿泊施設、観光施設、関連産業の充実、連携、活用による交流人口⁵の拡大と魅力の発信に努めます。 ○瀬戸内しまなみ海道などを活用した魅力あるウォーキングイベントの実施やウォーキングの効用とされる健康や環境、教育、観光、交流の視点からの魅力あるウォーキングスタイルの企画、提案に努めます。 |

54 サイクルスタンド : 自立するためのスタンドがいない自転車を駐輪するための設備。
 55 サイクルツーリズム : 自転車で乗って地形・自然・景色を楽しむ観光旅行。自転車観光。
 56 プラットフォーム : 基盤・基礎となるもの。受入れ体制。

| 取組 | 主な内容 |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>広域観光周遊ルートの形成と外国人観光客の受入れ環境の整備</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○瀬戸内しまなみ海道沿線地域との連携強化に加え、ゆめしま海道⁵⁷、安芸灘とびしま海道⁵⁸、中国やまなみ街道⁵⁹との広域観光連携により、外国人を含む交流人口⁵の増加に努めます。 ○広域観光周遊ルート⁶⁰「せとうち・海の道」、「スピリチュアルな島～四国遍路～」や日本遺産「『四国遍路』～回遊型巡礼路と独自の遍路文化～」を活かして広域観光連携を強化し、外国人を含む交流人口の増加に努めます。 ○重点「道の駅」²⁰などにおいて、観光分野に関する人材の育成と活用を促進し、併せて消費税免税制度の活用など外国人観光客にも対応できる受入れ環境を整備します。 |
| <p>観光情報発信力の強化</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○シティク라이어³⁶、各地で開催されるイベントや商談会への出展、各種メディアなどの活用やフィルムコミッション⁶¹の取組を支援し、本市の多彩で美しい自然・景観や歴史・文化など魅力ある観光資源の発信を継続的に行い、官民連携により効果的で多角的なPR展開による観光プロモーション⁶²を推進します。 |



今治市民のまつり「おんまく」

57 ゆめしま海道 : 上島町内の4島(弓削島、佐島、生名島、岩城島)を3橋(弓削大橋、生名大橋、岩城橋)で結ぶ県道岩城弓削線(上島架橋)の愛称。平成33年度の全線開通を目指し、岩城橋は整備が進められている。

58 安芸灘とびしま海道 : 広島県呉市の本土と安芸灘諸島を7つの橋で結ぶ安芸灘大橋から岡村大橋までの陸路の愛称。

59 中国やまなみ街道 : 瀬戸内海沿岸の広島県尾道市から日本海側の島根県松江市を結ぶ、中国横断自動車道尾道松江線の愛称。

60 広域観光周遊ルート : 複数の都道府県をまたがる観光地をテーマやストーリー性でまとめた観光ルート。平成27年6月には国土交通大臣が、外国人観光客向けの広域周遊観光ルートとして全国7地域を認定した。

61 フィルムコミッション : 映画、テレビドラマ、CMなどのあらゆるジャンルのロケーション撮影を誘致し、実際のロケをスムーズに進めるための非営利公的機関。

62 観光プロモーション : 観光地や観光商品の販売促進のために行う宣伝。



水軍レース大会



スリーデーマーチ



サイクリング

心を育む

この地を思う

まちを好きになる

施策の方向^⑭

世界で活躍する産業のさらなる飛躍の基盤づくり

現状と課題

- 造船業界では、近年の円安傾向などにより、数年先までの安定した受注を確保していますが、これらの受注を計画どおり進めていくための人材確保が困難な状況となっています。こうしたことから、若年層の造船技能者の育成や次世代の人材確保が喫緊の課題となっています。
- 海運業においては、温室効果ガスの削減など環境負荷低減のため、トラックなどの陸送から船を利用した海上輸送への転換、いわゆるモーダルシフト⁶³が進んでいる中で、海上輸送を行う船員が不足する状況となっています。
- 海事産業の国際競争力を高める上で、環境保全に対応した新しい技術開発のための研究機関が近隣にないことから、海事クラスター¹³を形成する上でこうした研究機関が必要となっています。
- タオル生産量は、「今治タオルプロジェクト」の順調な進捗によって回復に転じ、高級ブランドとしての差別化にも成功しつつある中、競争力の維持向上を図るため、国内外への発信力強化に加え、ブランド保護への取組やプロジェクトへの支援が求められています。
- タオルや縫製などの繊維産業については、若手・中堅の人材の確保や育成ができなかったため、技術者の高齢化が進展しており、産業の将来を担う人材育成や技能の伝承が求められています。

市民の満足度〈47項目〉 ～市民アンケート結果から～

| 項目 | 満足 | やや満足 | 普通 |
|--------------|------|-------|-------|
| 造船、海運などの海事産業 | 5.2% | 17.1% | 39.1% |
| タオル・繊維関連産業 | 5.4% | 17.3% | 39.3% |

基本方針

まちに根ざした基幹産業について、産業集積を活かして、まちや企業、そこで働く人が一体となって更に世界で大きく飛躍する基盤をつくります

63 モーダルシフト : 陸上のトラック輸送から海上のフェリー輸送へというように、経費削減と環境保護の要請に応じて行う交通・輸送手段の転換。

| 主要な施策 | |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取組 | 主な内容 |
| 海事産業の次世代の人材育成 | <ul style="list-style-type: none"> ○今治地域造船技術センターでの新人技能者や中級技能者への研修、技能コンクールなどの実施により、造船技能の伝承を図り、また離職率の低減化を促進します。 ○国際海事展「バリシップ⁶⁴」を開催し、販路を拡大するとともに、子どもに海事産業を身近に感じてもらうことで、次世代の人材育成を促進します。 ○愛媛大学や国立波方海上技術短期大学校、国立弓削商船高等専門学校などの教育機関との連携を強化し、次世代の人材の確保・育成を促進します。 ○「今治市造船振興計画」の改訂、実施により、人材確保や造船施設拡張などの課題の解決を図ります。 |
| 海事クラスターの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○海事クラスター¹³の充実を図る上で必要な造船技術の教育機関や研究機関などを誘致し、新たな技術開発を支援することにより、国際競争力向上を図ります。 ○海事関連企業を誘致し、関連産業の集積を図ることで、産業集積を活かした技術進歩や効率化、生産性の向上を促進します。 |
| 海事文化の振興と交流の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○海事産業関連施設と観光資源を連携させた観光ルートの形成や、交流拠点を活用した海事産業の歴史・文化の情報発信を推進します。 |
| 繊維産業の人材確保と技能伝承 | <ul style="list-style-type: none"> ○人材不足や技能継承の円滑化などの多くの課題解決に向けて産学官が協力し、行政としての各種支援策を推進します。 ○「働く場」としての価値（＝やりがい）を広範に伝え、人材不足の課題解決に向けた取組を推進します。 |
| タオルブランドの保護・育成 | <ul style="list-style-type: none"> ○「今治タオル」のブランド保護や「今治タオルプロジェクト」を社会変化に大きく左右されない強靱なプロジェクトとして安定軌道に乗せるための各種支援を推進します。 ○タオル産地として更に「進化」していくため、既存の「今治タオル」の強みを成長分野で最大限に生かせる新分野商品開発の支援を推進します。 ○タオル産地としてのブランド力を「深化」させるため、「今治タオルプロジェクト」に関わる多くの事業者が展開する、個性的・独創的な自社ブランドについてもPRしていくことで、更なる認知度向上を図ります。 ○「今治タオル」の知名度の高さ、幅広い消費者への訴求力を生かし、「今治タオル」のブランドイメージを大切にしながら、他の分野とも連携したPRを推進します。 ○消費者にとっての用途・目的に合ったタオル選びを可能にするとともに、消費者のニーズを基に新たな商品開発を実現する「タオルソムリエ」の育成を支援します。 |

64 バリシップ : 平成 21 年に初開催した西日本唯一の国際海事展。

| 取組 | 主な内容 |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| タオル産業の海外展開の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○海外展示会出展による販路拡大を支援します。 ○海外の消費者に直接商品の優位性を訴求できる場（アンテナショップ）の開設支援を推進します。 |



造船技能コンクール（配管艤装）



今治地域造船技術センター（中級研修）



国際海事展「バリシップ」



タオルフェア



タオルソムリエ研修会



海外見本市「100% design」(ロンドン)

心を育む

この地を思う

まちを好きになる

施策の方向^⑮

いきいきと働ける活力ある産業の基盤づくり

現状と課題

- 農林業においては、生産物の輸入拡大による市場価格の下落や従事者の高齢化、後継者不足などが深刻化し、それとともに生産用地の荒廃も進行しています。そのため、担い手の育成などを通じて従事者を確保することや、生産環境の維持改善が必要となっています。
- 水産業においては、底引き網漁やマダイの一本釣りなどの沿岸漁業が盛んに行われていますが、水産資源の減少、水産物の消費減退に伴う価格の低迷、漁業従事者の高齢化、後継者不足など、多くの課題を抱えています。今後は、水産物の付加価値向上や担い手の確保、漁業労働環境の改善などの取組が求められています。
- 本市では、「今治市食と農のまちづくり条例¹⁶」を制定し、地産地消や食育、有機農業について先駆的な取組を進めてきましたが、近年、消費者の食の安全・安心に対する関心が高まりを見せており、より一層の取組が求められています。また、生産物の付加価値化や6次産業化¹⁴を通じ、農林水産業の更なる活性化策が期待されています。
- 瓦や漆器などの地場産業については、市場の縮小やニーズの変化などによる流通量の減少や、担い手の高齢化、後継者不足などが顕在化しており、産業の実態把握と計画的かつ戦略的な活性化策が必要となっています。
- 企業誘致の地域間競争の激化や企業拠点の市外移転など、地域経済にとって厳しい状況が続いており、企業の流出防止に向けた取組や、市外企業に対する一層の魅力PRなどが求められています。
- 本市においては、Uターン人材にとって魅力を感じる就職の受け皿が少ないことから、企業側では人材不足、若者を中心とする求職側は働き口がある状況にもかかわらず地元企業に就職しない、いわゆる雇用のミスマッチ⁶⁵が生じており、企業側と求職側への適切な支援などが求められています。また、就職した後もいつまでも働き続けられる職場環境の充実が求められています。

市民の満足度〈47項目〉 ～市民アンケート結果から～

| 項目 | 満足 | やや満足 | 普通 |
|----------------|------|-------|-------|
| 雇用 | 0.4% | 2.1% | 28.6% |
| 農林水産業 | 0.4% | 2.4% | 35.4% |
| 商工業 | 0.4% | 1.6% | 34.3% |
| 中心商店街 | 0.4% | 1.6% | 15.8% |
| 瓦、石材、漆器などの地場産業 | 1.4% | 6.5% | 41.3% |
| 企業誘致 | 0.4% | 1.6% | 24.6% |
| 地産地消 | 3.6% | 15.2% | 43.0% |

65 雇用のミスマッチ：職種や技能、年齢などで、求人側のニーズと求職者のニーズが一致しないこと。

基本方針

まちの資源を活かした産業の振興と創造を図ることで、雇用の拡大・創出につなげるとともに、職に就き、働きやすい環境をつくり、まちに活力をもたらす基盤をつくります

主要な施策

| 取組 | 主な内容 |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農林水産業の担い手育成と従事者確保の取組の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○土地探しや技術研修、販路確保など、一貫した就農フォローアップを行い、農業の担い手確保・育成への支援に努めます。 ○就農初期段階の所得補填や投資に対する助成などを行い、新規就農者確保を推進します。 ○新規就農者と地域の青年農業者との交流する場を設けることで、不安解消、地域とのつながりを促進し、農業経営の定着を図ります。 ○基礎的な知識・技術の習得や高性能林業機械の技術習得のための研修などを支援し、新規林業従事者の確保を図ります。 ○今後の漁業を担っていくグループの育成・活性化を通じて、漁業後継者の育成を図ります。 |
| 農林水産物の生産環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域の担い手による農地の規模拡大や集積などを支援するとともに、鳥獣被害防止への取組を支援することで、農地の維持保全を図ります。 ○漁場の整備や水域の環境保全対策などにより、水産物の安定供給体制の構築を図るとともに、漁業経営の安定化を図ります。 ○漁港整備として、主要陸揚げ施設などの改修・近代化を図り、漁業活動の効率化や漁業労働環境の改善を推進します。 ○ため池や取水堰などの農業施設を整備するとともに、ほ場や土地改良施設を整備することで、良好な農地の保全を図ります。 |
| 食の安全・安心と農林水産業活性化の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○高付加価値の農産物や地域の特産品を振興し、6次産業化¹⁴の取組を支援するなど、各農業者が目指す農業経営の支援に努めます。 ○地域水産物ブランド化、魚食離れの進む若年層への魚食普及などを図り、水産業の活性化を促進します。 ○「今治市食と農のまちづくり条例¹⁶」に基づき、地産地消や有機農業を推進し、安全な食べ物の生産と安定供給体制の確立を図ります。 |
| 地場産業の振興 | <ul style="list-style-type: none"> ○販路拡大や商品開発、設備導入、人材育成、担い手の確保などの取組を支援します。 ○高齢化や人材不足により、伝承していくことが難しい、特色ある各地場産業の技術・技法の保存に努めます。 ○関係機関と連携して、研究環境などの充実に努めます。 |

| 取組 | 主な内容 |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 産業振興の取組への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○食品産業や石油・ガスなどのエネルギー産業について、関係企業・機関との連携を密にして、操業環境などの充実に努めます。 ○トップセールスをはじめとしたシティプロモーション³⁷により販路拡大を支援します。 ○企業の取組を総合的に支援し、中小企業の成長を促進するとともに、新規創業者への支援に努めます。 ○産学官金労言⁶⁶のネットワーク連携による新産業の創出や新分野への進出を支援します。 ○地域の経済支援団体が行う中小企業支援などの産業振興の取組を支援します。 |
| 企業誘致 | <ul style="list-style-type: none"> ○奨励金制度の活用などにより、市内企業はもとより、市外企業を含めて幅広く雇用の拡大と創出につながる企業誘致に努めるとともに、企業がこれからも本市で事業活動を継続できる環境の整備に努めます。 |
| 今治での就職促進と働きやすい環境整備の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○人材不足業種に対する確な情報を提供するとともに、イメージアップや処遇改善などへの取組を支援し、雇用のミスマッチ⁶⁵の解消を図ります。 ○進学のため転出した若者や市外出身の若者が本市で就職し定住するための支援と情報発信に努めます。 ○大学などが行う地域に根ざした人材育成を支援し、若年層の地元定着を推進します。 ○幼少期から各種産業の歴史や魅力を伝え、ふるさとへの誇りを育むとともに、ふるさと回帰や地元就職を促します。 ○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）²⁵が実現できるように、事業主の意識改革や職場の上司・同僚の理解の促進など労働環境の整備、妊娠・出産後も女性が引き続き就業できるなど多様な働き方が選択できる職場づくりを促進します。 |



地産地消型地域農業振興拠点施設「さいさいきて屋」

66 産学官金労言：(産)産業界、(学)大学などの高等教育機関、(官)地方公共団体や国の関係機関、(金)金融機関、(労)労働団体、(言)メディアのこと。



今治ビジネス・インキュベーションセンターの交流スペース



えびす市



漁協まつり

心を育む

この地を思う

まちを好きになる

第4章 行政改革の推進に向けて

基本方針

将来像の実現に向けて効果的な施策を推進するため、市民ニーズを的確に把握し、資源を最大限に活用しながら、コスト意識を持って行政改革の取組を推進します

組織・職員の改革（人事面）

重点目標 1 組織体制及び定員の適正化

今治市定員適正化計画（第3次）に基づき、計画的な職員管理とバランスのとれた採用による「年齢構成の平準化」や、定年退職した職員を再度雇用する「再任用制度の活用」による豊富な行政経験に基づく知識や経験の継承により、組織力の向上と定員の適正化を図ります。

- スリムな行政組織の構築
- 職員採用の適正化
- 多様な人財の活用
- 超過勤務の縮減、健康管理及び職場環境の改善
- 新たな人事制度の導入検討

重点目標 2 給与の適正化

国・県・他市の状況などを考慮した上で、本市の財政状況を勘案し、より適正な給与制度の確立に向けた取組を推進します。

- 給料・手当の適正化
- 能力及び実績に基づく人事管理の徹底

重点目標 3 職員の人財開発

今治市人財開発支援方針に職員のあるべき姿を示し、方針に基づき、職員の意識・能力の更なる向上を図るなど、採用から育成、配置、評価、処遇など人事全般の仕組みを戦略的人財開発という観点からトータルで捉え運用する「人財マネジメント」を最適化することで、「信頼される組織・強い組織・働きがいのある組織」を構築します。

- ジョブローテーション⁶⁷の推進
- ゼネラリスト⁶⁸とエキスパート⁶⁹の育成
- 職員研修などの充実
- 人事考課制度⁷⁰とのリンク
- 女性職員の活躍推進

67 ジョブローテーション：人事異動により職場を定期的に変え、様々な職務を経験させることにより、職員の職能を高め、将来必要な人財へと育成する制度。

68 ゼネラリスト：高度に多様化する市民ニーズに、迅速かつ効率的、効果的に対応するため、幅広くどの部門でも活躍できる者。

69 エキスパート：専門的知識に基づいた政策形成能力や業務遂行能力を有し、高い付加価値を創造することができる者。

70 人事考課制度：職員の職務遂行上における勤務成績、意欲・態度、能力を客観的に把握することにより、職員の能力開発と勤労意欲の高揚を促進するとともに、公平かつ公正な人事管理を行うための制度。

財政運営の改革（財政面）

重点目標 4 持続可能な財政基盤の確立

経常経費や投資的経費⁷¹の削減などを図る中、市債⁷²借入の抑制や基金・財源の確保、事務事業や補助金などの見直しを更に推進します。

また、公会計制度⁷³により財政の透明性を確保するとともに、公共施設等の計画的な更新と適正化を図るなど、持続可能な財政運営に向けた新たな取組を実施します。

- 投資的経費の圧縮
- 経常経費（投資的経費、義務的経費⁷⁴を除く消費的経費）の削減
- 市債借入の抑制と基金の確保
- 財源の確保
- 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進
- 地方公会計の整備

行政経営の改革（行政経営面）

重点目標 5 事務事業の効率化と質の向上

多様化する市民ニーズに的確に対応し、限られた財源の中で効率的な行政運営を行うため、事務事業の効率化と質の向上の両方を追及する取組を推進します。

- 市民の利便性の向上
- 職員ひとり1改革運動の推進
- 公の施設⁷⁵等のあり方見直し
- 県・市町連携の推進

重点目標 6 民間活力の活用

市民と行政がそれぞれ果たすべき役割を明確にした上で、民間事業者との共働¹が可能な分野においては、民間のノウハウを活用するとともに、地域団体、NPO、企業など様々な団体を市民サービスの提供主体として捉え、連携した取組を進め、サービスの質の向上を図ります。

- 民間委託の推進
- 指定管理者制度⁷⁶の活用
- PFI手法⁷⁷の活用
- 新しいネットワークの構築
- 第三セクター⁷⁸の活用

71 投資的経費 : 道路や学校の整備など、その支出の効果が長期にわたる経費。普通建設事業費、災害復旧事業費など。
 72 市債 : いわゆる市の借金。市が発行する地方債をいう。
 73 公会計制度 : 現在の地方自治体の現金主義・単式簿記を特徴とする会計制度に対して、発生主義・複式簿記・連結会計などの企業会計手法を導入しようとするもの。
 74 義務的経費 : 歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減できない、極めて硬直性の強い経費。一般的には人件費、扶助費、公債費で構成されている。
 75 公の施設 : 住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設ける施設。
 76 指定管理者制度 : 多様化する市民ニーズに効率的、効果的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、サービスの向上を図るとともに、経費の節減などを目的とした制度。
 77 PFI手法 : 公共施設等の建設、維持管理、運営などを行うにあたって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、効率的で質の高いサービスを提供する手法。
 78 第三セクター : 国や地方公共団体と民間との共同出資による事業体。

資料編

| | | |
|----|-----------------|-----|
| 1 | 今治市の概況 | 96 |
| 2 | 主要統計データ | 97 |
| 3 | 市民アンケート結果概要 | 104 |
| 4 | 高校生アンケート結果概要 | 112 |
| 5 | 策定の組織体制 | 116 |
| 6 | 策定の経緯 | 117 |
| 7 | 策定諮問・答申 | 118 |
| 8 | 総合計画審議会委員名簿 | 122 |
| 9 | 総合計画市民検討会議構成員名簿 | 123 |
| 10 | 地域別ワークショップ開催概要 | 124 |
| 11 | 「いまばり未来会議」開催概要 | 126 |
| 12 | 用語集 | 128 |

1 今治市の概況

位置・面積

| | | | | | |
|---------------|-----|----------------------------|-------------------------------------------|-----|-----------|
| 位 置 | 広ぼう | 東西 | 25km | 最長経 | 45km(南～北) |
| | | 南北 | 45km | 海岸線 | 約341km |
| | 東 | 経 | 132度48分(菊間町田之尻)～133度11分(宮窪町美濃島) | | |
| | 北 | 緯 | 34度17分(大三島鳥取岬)～33度54分(玉川町東三方ヶ森) | | |
| 面 | 積 | | 419.13km ² (平成26年10月1日 国土地理院調) | | |
| 今 治 市 庁 の 位 置 | | 東経132度59分53秒 北緯34度 3分57秒 | | | |
| | | 今治市別宮町一丁目4番地1(今治駅北東 約500m) | | | |

土地

| | 国土面積 | 可住地面積 | 林野面積 | DID面積 | 民有地面積 | 宅地面積 | 可住地面積割合 | DID面積割合 | 宅地化率 |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|-------|---------|---------|-------|
| | A | B(A-C) | C | D | E | F | (B/A) | (D/A) | (F/E) |
| | km ² | km ² | km ² | km ² | ha | ha | % | % | % |
| 平成24年 | 420.02 | 196.01 | 244.01 | 14.00 | 25,821 | 3,072 | 46.7 | 3.3 | 11.9 |
| 25 | 420.02 | 196.01 | 224.01 | 14.00 | 25,797 | 3,082 | 46.7 | 3.3 | 11.9 |
| 26 | 419.13 | 195.12 | 224.01 | 14.00 | 25,787 | 3,097 | 46.6 | 3.3 | 12.0 |

資料：愛媛県統計課「市町のすがた」(1km²=100ha)

- (注) 1 国土面積は、「全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)」各年10月1日現在
 2 林野面積は、「農林業センサス(農林水産省)」平成22年2月1日現在
 3 DID(人口集中地区)面積は、「国勢調査(総務省統計局)」平成22年10月1日現在
 4 民有地面積・宅地面積は、今治市資産税課「固定資産概要調書(区市町振興課)」各年1月1日現在

気象

| | 平均気温 | 最高気温 | 最低気温 | 年間降水量 | 日最大降水量 | 平均風速 | 日照時間 |
|-------|------|------|------|--------|--------|------|--------|
| | ℃ | ℃ | ℃ | mm | mm | m/s | h |
| 平成18年 | 15.9 | 37.2 | -3.0 | 1501.0 | 105.0 | 1.5 | 1781.0 |
| 19 | 16.7 | 36.7 | -1.0 | 993.0 | 57.0 | 1.6 | 2155.8 |
| 20 | 16.1 | 37.7 | -2.8 | 1236.5 | 67.5 | 1.5 | 2101.0 |
| 21 | 16.3 | 34.6 | -0.4 | 1244.0 | 101.5 | 1.5 | 2030.9 |
| 22 | 16.4 | 36.8 | -3.0 | 1251.5 | 61.0 | 1.5 | 2093.5 |
| 23 | 16.0 | 36.2 | -3.1 | 1529.5 | 114.5 | 1.4 | 2019.2 |
| 24 | 15.6 | 35.6 | -2.8 | 1166.5 | 64.5 | 1.6 | 1947.8 |
| 25 | 15.9 | 37.1 | -3.4 | 1688.5 | 118.0 | 2.2 | 2258.5 |
| 26 | 15.3 | 36.7 | -2.1 | 1442.0 | 77.5 | 2.2 | 1919.2 |

資料：気象庁、今治アメダス観測所データ

2 主要統計データ

人口・世帯数

(単位：人、世帯、%)

| | 昭和55年 | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人口総数 | 197,818 | 197,774 | 191,504 | 185,435 | 180,627 | 173,983 | 166,532 | 158,185 |
| 世帯数 | 61,800 | 63,418 | 64,781 | 66,692 | 68,626 | 69,015 | 68,249 | 66,980 |
| 1世帯当たり人口 | 3.20 | 3.12 | 2.96 | 2.78 | 2.63 | 2.52 | 2.44 | 2.36 |
| 人口・増減数 | | -44 | -6,270 | -6,069 | -4,808 | -6,644 | -7,451 | -8,347 |
| 人口・増減率 | | 0.0 | -3.2 | -3.2 | -2.6 | -3.7 | -4.3 | -5.0 |
| 世帯・増減数 | | 1,618 | 1,363 | 1,911 | 1,934 | 389 | -766 | -1,269 |
| 世帯・増減率 | | 2.6 | 2.1 | 2.9 | 2.9 | 0.6 | -1.1 | -1.9 |

資料：総務省「国勢調査」各年10月1日現在、平成27年は地方集計結果速報

3 区別の人口

(単位：人、%)

| | | 昭和55年 | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 |
|------|--------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人口 | 総数 | 197,818 | 197,774 | 191,504 | 185,435 | 180,627 | 173,983 | 166,532 |
| | 年少人口 (0~14歳) | 45,865 | 42,350 | 34,620 | 28,887 | 25,068 | 22,893 | 20,842 |
| | 生産年齢人口 (15~64歳) | 127,248 | 127,944 | 125,370 | 119,982 | 114,626 | 106,758 | 97,664 |
| | 老年人口 (65歳以上) | 24,696 | 27,480 | 31,514 | 36,564 | 40,931 | 44,319 | 47,792 |
| 構成割合 | 年少人口 (0~14歳) | 23.2 | 21.4 | 18.1 | 15.6 | 13.9 | 13.2 | 12.5 |
| | 生産年齢人口 (15~64歳) | 64.3 | 64.7 | 65.5 | 64.7 | 63.5 | 61.4 | 58.6 |
| | 老年人口 (65歳以上) | 12.5 | 13.9 | 16.5 | 19.7 | 22.7 | 25.5 | 28.7 |
| 増減率 | 年少人口 (0~14歳) | | -7.7 | -18.3 | -16.6 | -13.2 | -8.7 | -9.0 |
| | 生産年齢人口 (15~64歳) | | 0.5 | -2.0 | -4.3 | -4.5 | -6.9 | -8.5 |
| | 老年人口 (65歳以上) | | 11.3 | 14.7 | 16.0 | 11.9 | 8.3 | 7.8 |

資料：総務省「国勢調査」各年10月1日現在

- (注) 1 人口の総数には「年齢不詳」が含まれるため、3区別の人口の合計と合わない場合がある
2 構成割合の合計は、端数処理の関係で100%とならない場合がある

人口動態（自然動態、社会動態）

(単位：人)

| | 自然動態 | | | 社会動態 | | | 純増減数 |
|-------|-------|-------|----------------|-------|-------|----------------|--------|
| | 出生 | 死亡 | 増減数 (出生－死亡) | 転入 | 転出 | 増減数 (転入－転出) | |
| 平成18年 | 1,349 | 2,083 | -734 | 4,103 | 4,854 | -751 | -1,485 |
| 19 | 1,289 | 2,029 | -740 | 3,870 | 4,455 | -585 | -1,325 |
| 20 | 1,293 | 2,067 | -774 | 3,867 | 4,413 | -546 | -1,320 |
| 21 | 1,282 | 1,988 | -706 | 3,652 | 4,189 | -537 | -1,243 |
| 22 | 1,295 | 2,132 | -837 | 3,383 | 4,125 | -742 | -1,579 |
| 23 | 1,317 | 2,146 | -829 | 3,327 | 3,883 | -556 | -1,385 |
| 24 | 1,206 | 2,246 | -1,040 | 3,729 | 4,320 | -591 | -1,631 |
| 25 | 1,131 | 2,223 | -1,092 | 3,733 | 4,561 | -828 | -1,920 |
| 26 | 1,047 | 2,214 | -1,167 | 4,111 | 4,720 | -609 | -1,776 |

資料：今治市市民課

小学校区別の人口動向

(単位：人、%)

| 校 区 | 平成18年 | 平成27年 | 増減数 | 増減率 | 校 区 | 平成18年 | 平成27年 | 増減数 | 増減率 |
|-----|--------|--------|--------|-------|-----|---------|---------|---------|-------|
| 吹 揚 | 13,230 | 11,280 | -1,950 | -14.7 | 朝 倉 | 4,998 | 4,526 | -472 | -9.4 |
| 別 宮 | 7,475 | 6,573 | -902 | -12.1 | 鴨 部 | 2,631 | 2,380 | -251 | -9.5 |
| 常 盤 | 10,875 | 10,213 | -662 | -6.1 | 九 和 | 3,234 | 2,819 | -415 | -12.8 |
| 近 見 | 7,696 | 6,906 | -790 | -10.3 | 波 方 | 8,804 | 8,128 | -676 | -7.7 |
| 立 花 | 9,449 | 9,187 | -262 | -2.8 | 大 西 | 8,875 | 8,213 | -662 | -7.5 |
| 桜 井 | 9,947 | 9,350 | -597 | -6.0 | 菊 間 | 5,090 | 4,284 | -806 | -15.8 |
| 富 田 | 11,395 | 11,433 | 38 | 0.3 | 亀 岡 | 2,325 | 1,988 | -337 | -14.5 |
| 清 水 | 7,653 | 7,426 | -227 | -3.0 | 吉 海 | 4,624 | 3,726 | -898 | -19.4 |
| 日 高 | 9,700 | 9,921 | 221 | 2.3 | 宮 窪 | 3,572 | 2,813 | -759 | -21.2 |
| 乃 万 | 8,337 | 8,702 | 365 | 4.4 | 伯 方 | 7,709 | 6,613 | -1,096 | -14.2 |
| 波止浜 | 6,817 | 6,222 | -595 | -8.7 | 上 浦 | 3,573 | 2,894 | -679 | -19.0 |
| 鳥 生 | 8,258 | 8,149 | -109 | -1.3 | 大三島 | 3,972 | 3,205 | -767 | -19.3 |
| 国 分 | 5,847 | 5,542 | -305 | -5.2 | 岡 村 | 707 | 475 | -232 | -32.8 |
| | | | | | 合 計 | 176,793 | 162,968 | -13,825 | -7.8 |

資料：今治市市民課 各年4月末日時点

(注) 1 外国人住民を含まない

2 平成19年4月1日から「伯方小学校」「北浦小学校」「伊方小学校」「有津小学校」が統合され、「伯方小学校」となった

3 平成26年4月1日から「上朝小学校」「下朝小学校」が統合され、「朝倉小学校」となった

4 平成27年4月1日から「今治小学校」「美須賀小学校」「日吉小学校」「城東小学校」が統合され、「吹揚小学校」となった

市内総生産の推移

(単位：百万円)

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 市内総生産 | 602,865 | 652,560 | 612,465 | 641,891 | 640,636 | 867,438 | 658,184 |
| 第1次産業 | 12,741 | 11,234 | 12,134 | 10,039 | 10,550 | 9,854 | 10,029 |
| 第2次産業 | 171,617 | 211,046 | 189,234 | 230,077 | 222,670 | 449,971 | 240,414 |
| うち製造業 | 137,014 | 182,374 | 164,344 | 203,644 | 196,478 | 424,058 | 216,147 |
| 第3次産業 | 416,945 | 427,899 | 409,524 | 399,090 | 404,421 | 403,169 | 404,214 |
| うち卸売・小売業 | 71,120 | 72,714 | 67,718 | 64,831 | 67,858 | 71,608 | 71,236 |
| うち不動産業 | 74,463 | 76,749 | 77,086 | 79,080 | 79,988 | 80,820 | 82,392 |
| うちサービス業 | 94,582 | 97,660 | 96,325 | 96,174 | 98,050 | 99,224 | 100,965 |

資料：愛媛県統計課「平成24年度愛媛県市町民所得統計」

産業別事業所数（民営事業所）

(単位：事業所、%)

| | 事業所数 | | | | 構成割合 | |
|-------------------|-------|-------|------|-------|-------|-------|
| | 平成21年 | 平成24年 | 増減数 | 増減率 | 平成21年 | 平成24年 |
| 全産業（公務を除く） | 9,330 | 8,738 | -592 | -6.3 | 100.0 | 100.0 |
| 農林漁業 | 70 | 56 | -14 | -20.0 | 0.8 | 0.6 |
| 鉱業，採石業，砂利採取業 | 35 | 31 | -4 | -11.4 | 0.4 | 0.4 |
| 建設業 | 963 | 852 | -111 | -11.5 | 10.3 | 9.8 |
| 製造業 | 1,060 | 1,005 | -55 | -5.2 | 11.4 | 11.5 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 6 | 7 | 1 | 16.7 | 0.1 | 0.1 |
| 情報通信業 | 49 | 43 | -6 | -12.2 | 0.5 | 0.5 |
| 運輸業，郵便業 | 438 | 404 | -34 | -7.8 | 4.7 | 4.6 |
| 卸売業，小売業 | 2,676 | 2,448 | -228 | -8.5 | 28.7 | 28.0 |
| 金融業，保険業 | 149 | 134 | -15 | -10.1 | 1.6 | 1.5 |
| 不動産業，物品賃貸業 | 304 | 285 | -19 | -6.3 | 3.3 | 3.3 |
| 学術研究，専門・技術サービス業 | 320 | 302 | -18 | -5.6 | 3.4 | 3.5 |
| 宿泊業，飲食サービス業 | 1,134 | 1,055 | -79 | -7.0 | 12.2 | 12.1 |
| 生活関連サービス業，娯楽業 | 741 | 728 | -13 | -1.8 | 7.9 | 8.3 |
| 教育，学習支援業 | 233 | 222 | -11 | -4.7 | 2.5 | 2.5 |
| 医療，福祉 | 477 | 506 | 29 | 6.1 | 5.1 | 5.8 |
| 複合サービス事業 | 91 | 85 | -6 | -6.6 | 1.0 | 1.0 |
| サービス業（他に分類されないもの） | 584 | 575 | -9 | -1.5 | 6.3 | 6.6 |

資料：総務省・経済産業省「平成21年経済センサス - 基礎調査」平成21年7月1日現在、「平成24年経済センサス - 活動調査」平成24年2月1日現在

(注) 構成割合の合計は、端数処理の関係で100%とならない場合がある

産業別従業者数（民営事業所）

（単位：人、％）

| | 従業者数 | | | | 構成割合 | |
|-------------------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| | 平成21年 | 平成24年 | 増減数 | 増減率 | 平成21年 | 平成24年 |
| 全産業（公務を除く） | 73,217 | 69,578 | -3,639 | -5.0 | 100.0 | 100.0 |
| 農林漁業 | 598 | 554 | -44 | -7.4 | 0.8 | 0.8 |
| 鉱業，採石業，砂利採取業 | 232 | 190 | -42 | -18.1 | 0.3 | 0.3 |
| 建設業 | 6,874 | 5,915 | -959 | -14.0 | 9.4 | 8.5 |
| 製造業 | 16,490 | 15,511 | -979 | -5.9 | 22.5 | 22.3 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 210 | 197 | -13 | -6.2 | 0.3 | 0.3 |
| 情報通信業 | 464 | 495 | 31 | 6.7 | 0.6 | 0.7 |
| 運輸業，郵便業 | 6,273 | 5,621 | -652 | -10.4 | 8.6 | 8.1 |
| 卸売業，小売業 | 15,564 | 14,814 | -750 | -4.8 | 21.3 | 21.3 |
| 金融業，保険業 | 1,724 | 1,583 | -141 | -8.2 | 2.4 | 2.3 |
| 不動産業，物品賃貸業 | 1,098 | 1,093 | -5 | -0.5 | 1.5 | 1.6 |
| 学術研究，専門・技術サービス業 | 1,612 | 1,512 | -100 | -6.2 | 2.2 | 2.2 |
| 宿泊業，飲食サービス業 | 5,706 | 5,415 | -291 | -5.1 | 7.8 | 7.8 |
| 生活関連サービス業，娯楽業 | 2,571 | 2,504 | -67 | -2.6 | 3.5 | 3.6 |
| 教育，学習支援業 | 1,069 | 1,235 | 166 | 15.5 | 1.5 | 1.8 |
| 医療，福祉 | 8,769 | 9,046 | 277 | 3.2 | 12.0 | 13.0 |
| 複合サービス事業 | 1,139 | 877 | -262 | -23.0 | 1.6 | 1.3 |
| サービス業（他に分類されないもの） | 2,824 | 3,016 | 192 | 6.8 | 3.9 | 4.3 |

資料：総務省・経済産業省「平成21年経済センサス - 基礎調査」平成21年7月1日現在、「平成24年経済センサス - 活動調査」平成24年2月1日現在

（注）構成割合の合計は、端数処理の関係で100%とならない場合がある

製造業の事業所数・従業者数等（従業者4人以上の事業所）

（単位：事業所、人、億円）

| | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 事業所数 | 479 | 463 | 493 | 442 | 417 | 514 | 456 | 445 | 414 |
| 従業者数 | 11,396 | 11,410 | 11,844 | 11,650 | 10,792 | 12,321 | 11,532 | 11,184 | 10,815 |
| 製造品出荷額等 | 7,263 | 10,122 | 10,955 | 9,197 | 8,871 | 13,505 | 10,700 | 11,209 | 10,214 |

資料：経済産業省「工業統計調査」各年12月31日現在、平成26年は速報

平成23年数値は「平成24年経済センサス - 活動調査（総務省・経済産業省）」（平成24年2月1日現在）による

観光

(観光入込客)

(単位:人)

| | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 総数 | 4,675,461 | 4,885,622 | 5,154,552 | 2,560,219 | 2,487,220 | 2,426,376 | 2,544,788 | 2,589,686 | 2,636,515 |
| 日帰り客 | 4,342,455 | 4,578,804 | 4,845,789 | 2,201,114 | 2,124,448 | 2,070,377 | 2,166,777 | 2,215,034 | 2,243,127 |
| 宿泊客 | 333,006 | 306,818 | 308,763 | 359,105 | 362,772 | 355,999 | 378,011 | 374,652 | 393,388 |
| 県外客 | 2,121,603 | 2,251,085 | 2,291,274 | 1,664,142 | 1,785,824 | 1,693,610 | 1,913,681 | 2,045,852 | 2,151,396 |
| 県内客 | 2,553,858 | 2,634,537 | 2,863,278 | 896,077 | 701,396 | 732,766 | 631,107 | 543,834 | 485,119 |

資料:今治市観光課

(注)平成21年に調査方法変更

教育

(幼稚園)

(単位:校、人)

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 学校数 | 20 | 19 | 19 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 14 |
| 園児数 | 2,521 | 2,409 | 2,414 | 2,347 | 2,250 | 2,236 | 2,266 | 2,255 | 2,259 | 1,814 |

資料:愛媛県統計課「学校基本調査(文部科学省)」各年度5月1日現在

(小学校)

(単位:校、人)

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 学校数 | 33 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 29 | 26 |
| 児童数 | 9,376 | 9,256 | 9,166 | 8,988 | 8,848 | 8,551 | 8,366 | 8,129 | 7,939 | 7,794 |

資料:愛媛県統計課「学校基本調査(文部科学省)」各年度5月1日現在

(中学校)

(単位:校、人)

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 学校数 | 20 | 20 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 18 | 18 | 16 |
| 生徒数 | 4,422 | 4,449 | 4,437 | 4,456 | 4,386 | 4,449 | 4,271 | 4,284 | 4,083 | 4,071 |

資料:愛媛県統計課「学校基本調査(文部科学省)」各年度5月1日現在

(注)中等教育学校を除く

(高等学校)

(単位:校、人)

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 学校数 | 11 | 11 | 10 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| 生徒数 | 4,814 | 4,512 | 4,330 | 4,370 | 4,395 | 4,349 | 4,329 | 4,188 | 4,243 | 4,115 |

資料:愛媛県統計課「学校基本調査(文部科学省)」各年度5月1日現在

(注)中等教育学校を除く

(中等教育学校)

(単位：校、人)

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 学校数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 前期課程 生徒数 | 477 | 475 | 438 | 419 | 390 | 377 | 359 | 375 | 419 | 442 |
| 後期課程 生徒数 | 158 | 305 | 444 | 445 | 445 | 430 | 422 | 394 | 397 | 381 |

資料：愛媛県統計課「学校基本調査（文部科学省）」各年度5月1日現在

(専修学校)

(単位：校、人)

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 学校数 | 5 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 生徒数 | 375 | 346 | 335 | 326 | 335 | 347 | 377 | 384 | 374 | 351 |

資料：愛媛県統計課「学校基本調査（文部科学省）」各年度5月1日現在

(短期大学)

(単位：校、人)

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 学校数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 学生数 | 257 | 260 | 228 | 227 | 301 | 288 | 249 | 255 | 234 | 217 |

資料：平成18年度～平成25年度は、愛媛県統計課「学校基本調査（文部科学省）」各年度5月1日現在
平成26年度、平成27年度は、今治明德短期大学 各年度5月1日現在

(大学進学率)

(単位：%)

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 男 | 52.8 | 50.7 | 50.4 | 54.1 | 53.1 | 51.8 | 49.0 | 48.8 | 51.2 | 45.8 |
| 女 | 54.1 | 57.9 | 52.8 | 54.9 | 51.4 | 53.8 | 51.2 | 53.1 | 50.8 | 55.8 |
| 総計 | 53.5 | 54.4 | 51.6 | 54.5 | 52.3 | 52.8 | 50.1 | 50.9 | 51.0 | 50.6 |

資料：愛媛県統計課「学校基本調査（文部科学省）」各年度5月1日現在
(注) 前年度卒業生を対象

医療・福祉

(医療施設)

(単位：施設、床)

| | | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 病 院 | 施設数 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| | 病床数 | 2,531 | 2,529 | 2,529 | 2,529 | 2,529 | 2,478 | 2,478 | 2,498 | 2,498 |
| 一般診療所 | 施設数 | 117 | 117 | 114 | 114 | 113 | 113 | 114 | 114 | 116 |
| | 病床数 | 528 | 478 | 464 | 454 | 441 | 414 | 377 | 367 | 346 |

資料：厚生労働省「医療施設調査」各年10月1日現在

(身体障害者手帳等の所持者数等)

(単位：人)

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 身体障害者手帳所持者数 | 8,123 | 8,211 | 8,344 | 8,462 | 8,446 | 8,466 | 8,413 | 8,403 | 8,227 |
| 療育手帳所持者数 | 1,136 | 1,170 | 1,205 | 1,235 | 1,266 | 1,295 | 1,286 | 1,337 | 1,339 |
| 精神障害者保健福祉手帳所持者数 | 657 | 663 | 748 | 796 | 833 | 870 | 940 | 973 | 992 |
| 自立支援医療費(精神通院)受給者数 | 1,612 | 1,497 | 1,592 | 1,754 | 1,840 | 1,945 | 2,005 | 2,131 | 2,154 |

資料：今治市障害福祉課 各年度 3月31日現在

(要介護認定者数と介護保険サービス利用状況)

(単位：人)

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 要介護(要支援)認定者数 | 8,689 | 8,686 | 8,928 | 9,245 | 9,605 | 10,089 | 10,536 | 10,836 | 11,117 |
| 介護保険サービス利用者数 | 6,996 | 7,043 | 7,361 | 7,701 | 8,062 | 8,370 | 8,648 | 8,824 | 9,249 |
| うち居宅サービス | 4,899 | 4,845 | 5,013 | 5,277 | 5,581 | 5,828 | 6,131 | 6,270 | 6,562 |
| うち地域密着型サービス | 387 | 482 | 632 | 714 | 754 | 775 | 787 | 818 | 973 |
| うち施設サービス | 1,710 | 1,716 | 1,716 | 1,710 | 1,727 | 1,767 | 1,730 | 1,736 | 1,702 |

資料：今治市高齢介護課 各年度 3月31日現在

(認可保育所の定員数と入所者数)

(単位：人)

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 定 員 数 | 3,290 | 3,305 | 3,305 | 3,255 | 3,135 | 3,100 | 3,100 | 3,045 | 3,045 |
| 入 所 者 数 | 2,684 | 2,665 | 2,549 | 2,507 | 2,696 | 2,746 | 2,498 | 2,478 | 2,448 |

資料：今治市保育課 各年度 4月1日現在

(注) 市内児童と広域受託児童の合計

3 市民アンケート結果概要

1) 調査概要

(1) 調査目的

本調査は、少子高齢化や人口減少など、市民を取り巻く環境が大きく変化している中、これらの環境の変化に対応するための新たなまちづくりのあり方を示す総合計画を策定するにあたり、市民の意見を把握するために実施した。

(2) 調査項目

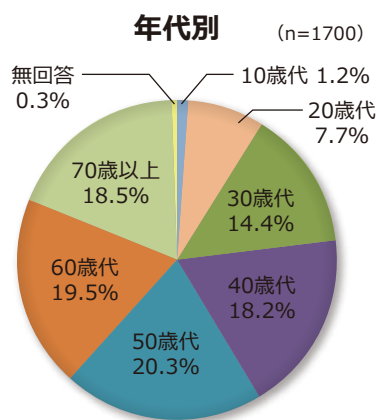
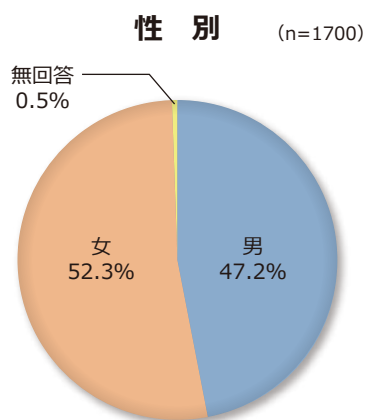
- ①回答者の概要
- ②日常生活やまちづくりへの満足度
- ③居住意向、暮らしやすさの評価、まちづくりへの参画等
- ④施策の重要度
- ⑤まちづくりのテーマなど

(3) 調査方法

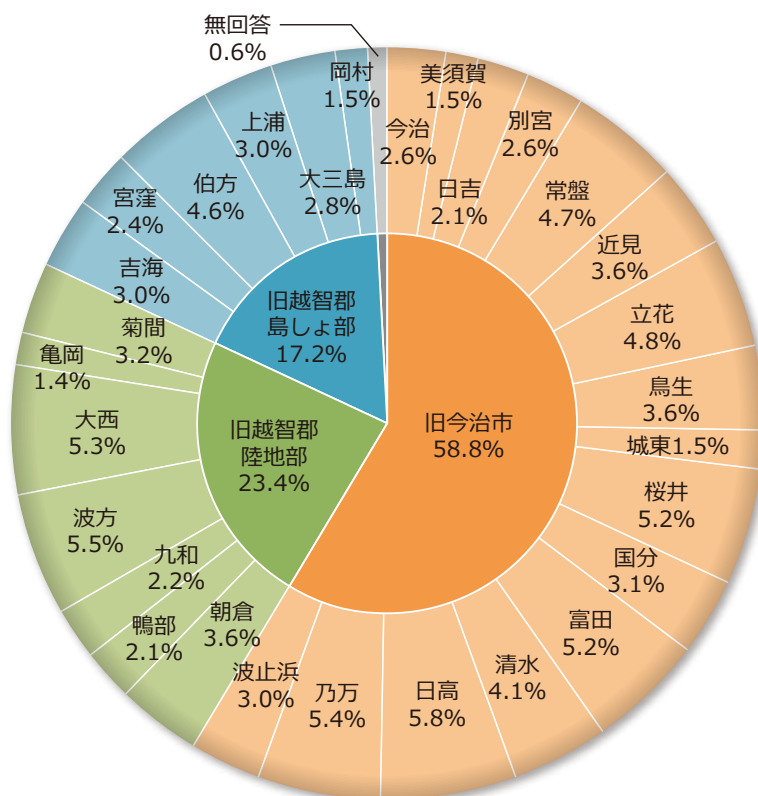
- ①調査対象 18歳以上の今治市民 3,500人（住民基本台帳から無作為抽出）
- ②調査方法 郵送による送付・回収
- ③実施時期 平成26年 8月11日～ 29日
- ④配布数 3,500
- ⑤回収数 1,709（回収率 48.8%）
- ⑥有効回答数 1,700（回答率 48.6%）
- ⑦地域別回答数 旧今治市 1,000（回答率 48.3%）、旧越智郡陸地部 397（回答率 49.8%）、旧越智郡島しょ部 293（回答率 46.4%）

2) 集計結果（抜粋）

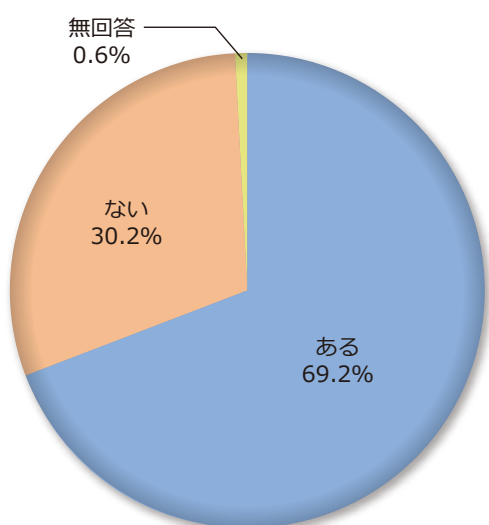
(1) 回答者の属性



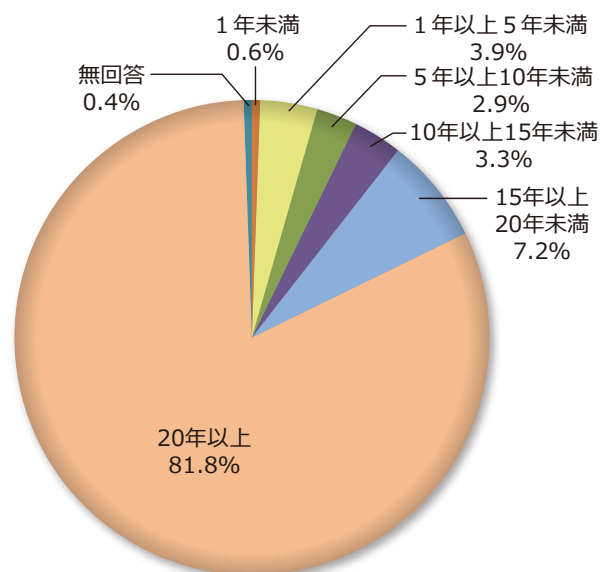
居住地域（小学校区別） (n=1700)



今治市以外での居住経験 (n=1700)



今治市での通算居住年数 (n=1700)



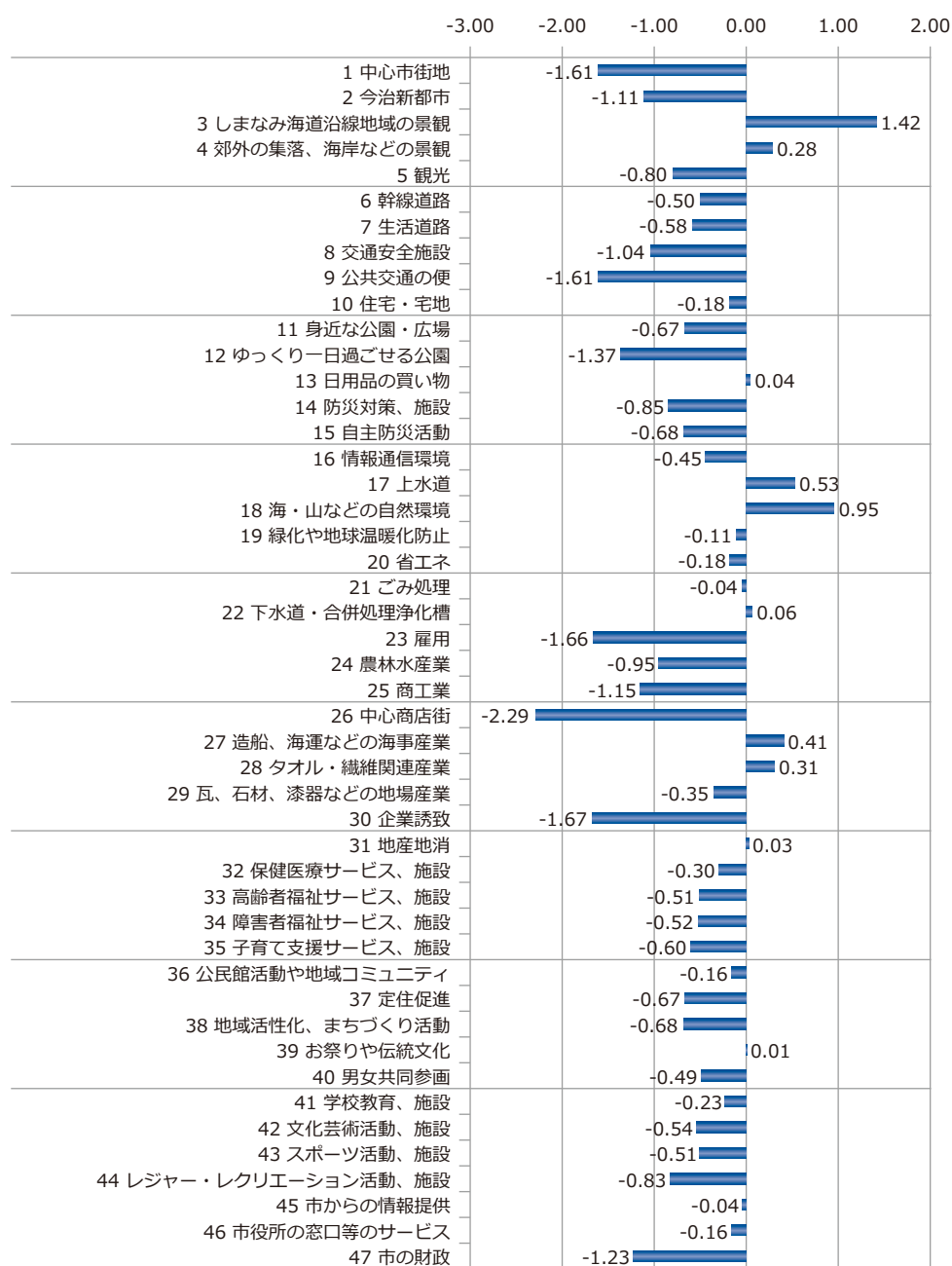
(2) 満足度の点数化

「中心市街地」や「今治新都市」などの47項目について、「満足」4点、「やや満足」2点、「普通」0点、「やや不満」-2点、「不満」-4点と点数配分し、その点数の合計値を「わからない」「無回答」を除いた各設問の回答総数で割り、点数化した。

最も点数が高かったのは「3 しまなみ海道沿線地域の景観」で1.42点、次いで「18 海・山などの自然環境」で0.95点、「17 上水道」で0.53点となっている。

一方で、点数が最も低かったのは「26 中心商店街」で-2.29点、次いで「30 企業誘致」で-1.67点、「23 雇用」で-1.66点となっている。

満足度の点数 ー全体ー

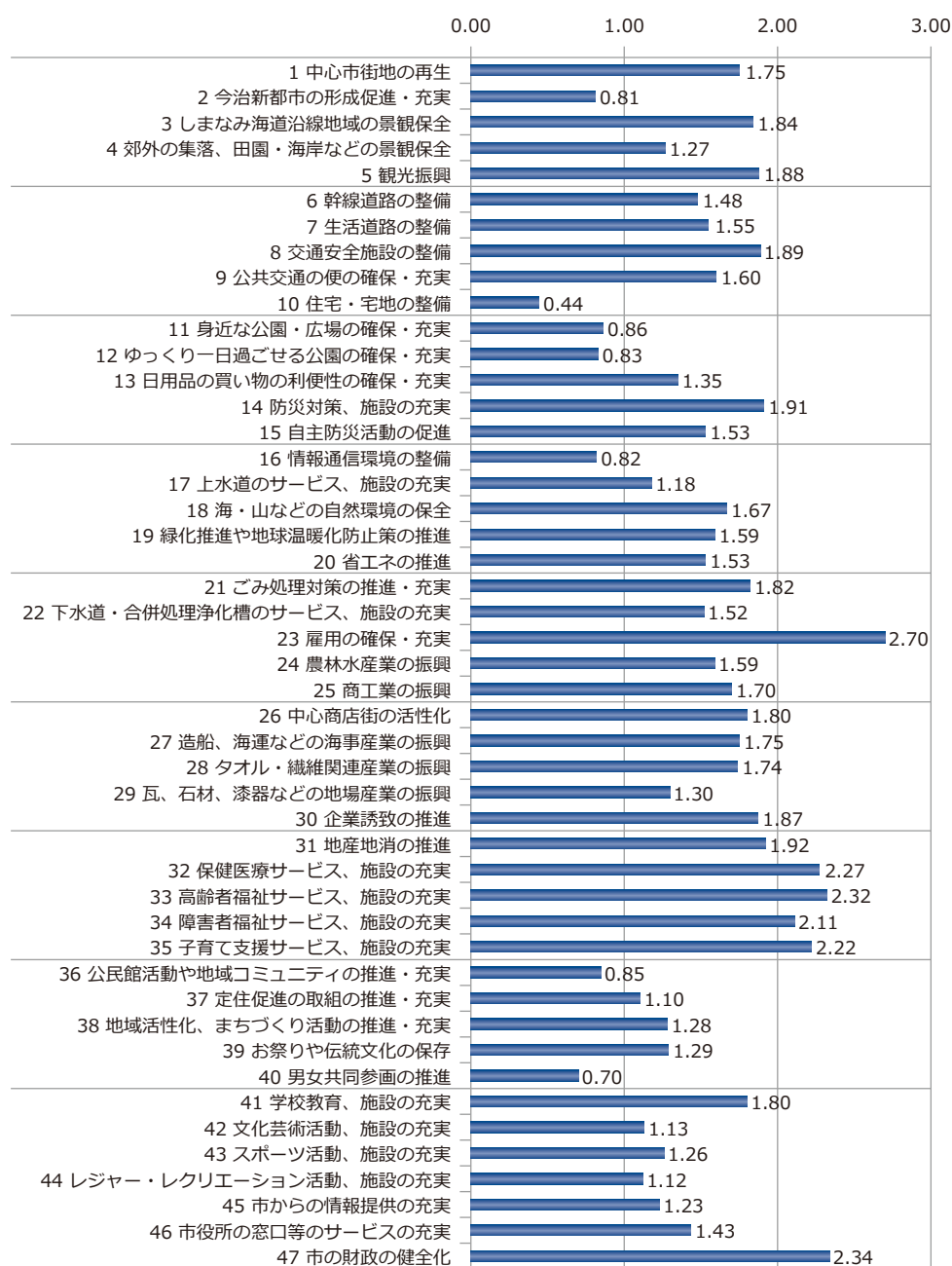


(3) 重要度の点数化

満足度の点数化と同様に、「中心市街地の再生」や「今治新都市の形成促進・充実」などの47項目について、「重要である」4点、「やや重要である」2点、「普通」0点、「あまり重要でない」-2点、「重要でない」-4点と点数配分し、その点数の合計値を「わからない」「無回答」を除いた各設問の回答総数で割り、点数化した。

すべての項目で点数はプラスになっている。最も点数が高かったのは「23 雇用の確保・充実」で2.70点、次いで「47 市の財政の健全化」で2.34点、「33 高齢者福祉サービス、施設の充実」で2.32点、「32 保健医療サービス、施設の充実」で2.27点、「35 子育て支援サービス、施設の充実」で2.22点である。

重要度の点数 ー全体ー



(4) 今後の今治市での居留意向

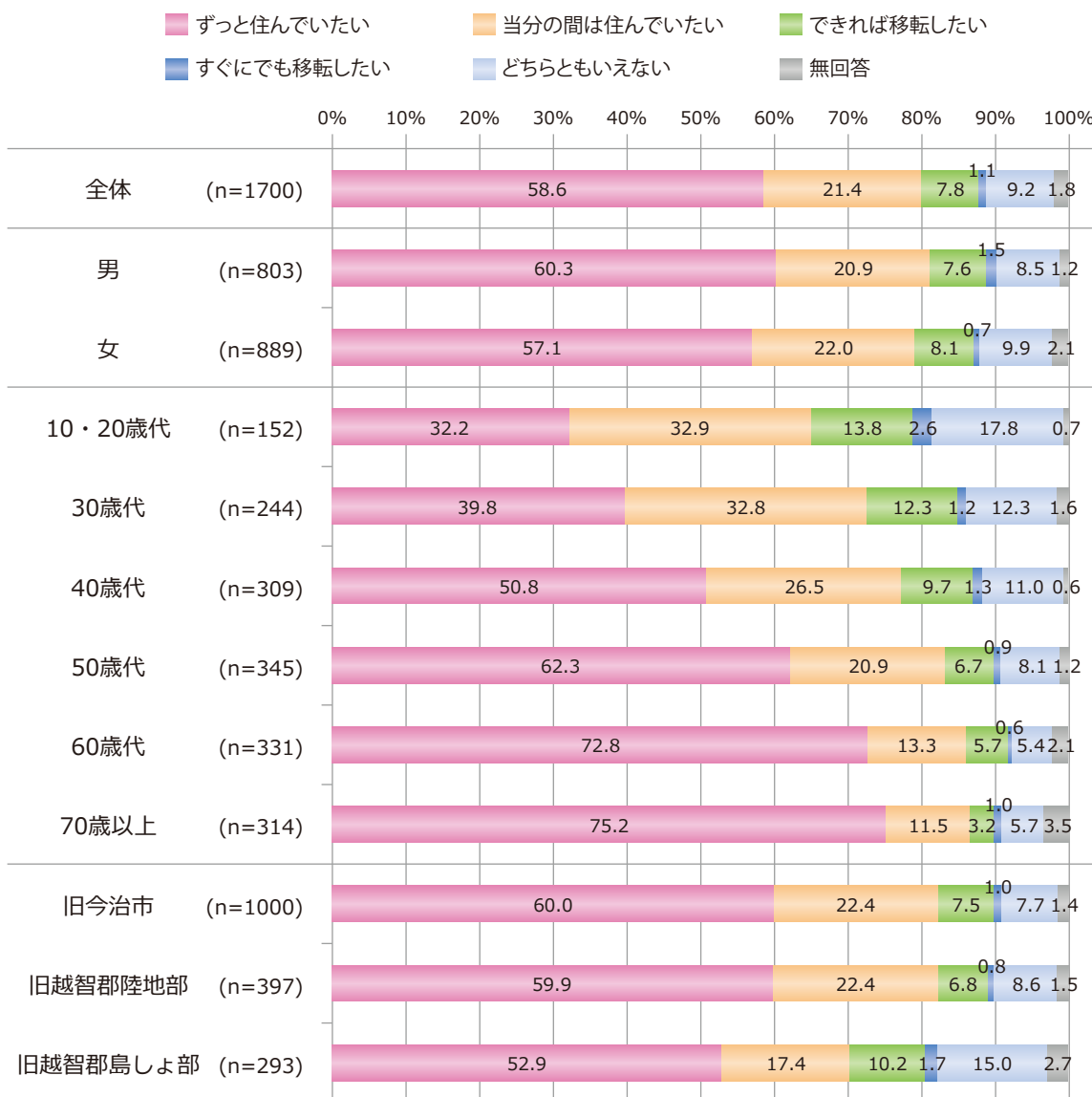
全体では、「ずっと住んでいたい」「当分の間は住んでいたい」を合わせて80.0%と8割を占めている。一方、「できれば移転したい」「すぐにでも移転したい」は合わせて8.9%と、「ずっと住んでいたい」「当分の間は住んでいたい」が70ポイント程度上回っている。

男女別では、「ずっと住んでいたい」「当分の間は住んでいたい」を合わせると大きな違いはみられないが、男性で「ずっと住んでいたい」が60.3%と、女性を3ポイント程度上回っている。

年代別では、年代が上がるほど「ずっと住んでいたい」が多くなっており、70歳以上で75.2%と、10・20歳代を43ポイント上回っている。

地域別では、旧今治市と旧越智郡陸地部では大きな違いはみられないが、「ずっと住んでいたい」「当分の間は住んでいたい」を合わせると、旧越智郡島しょ部を12ポイント程度上回っている。

今後の今治市での居留意向



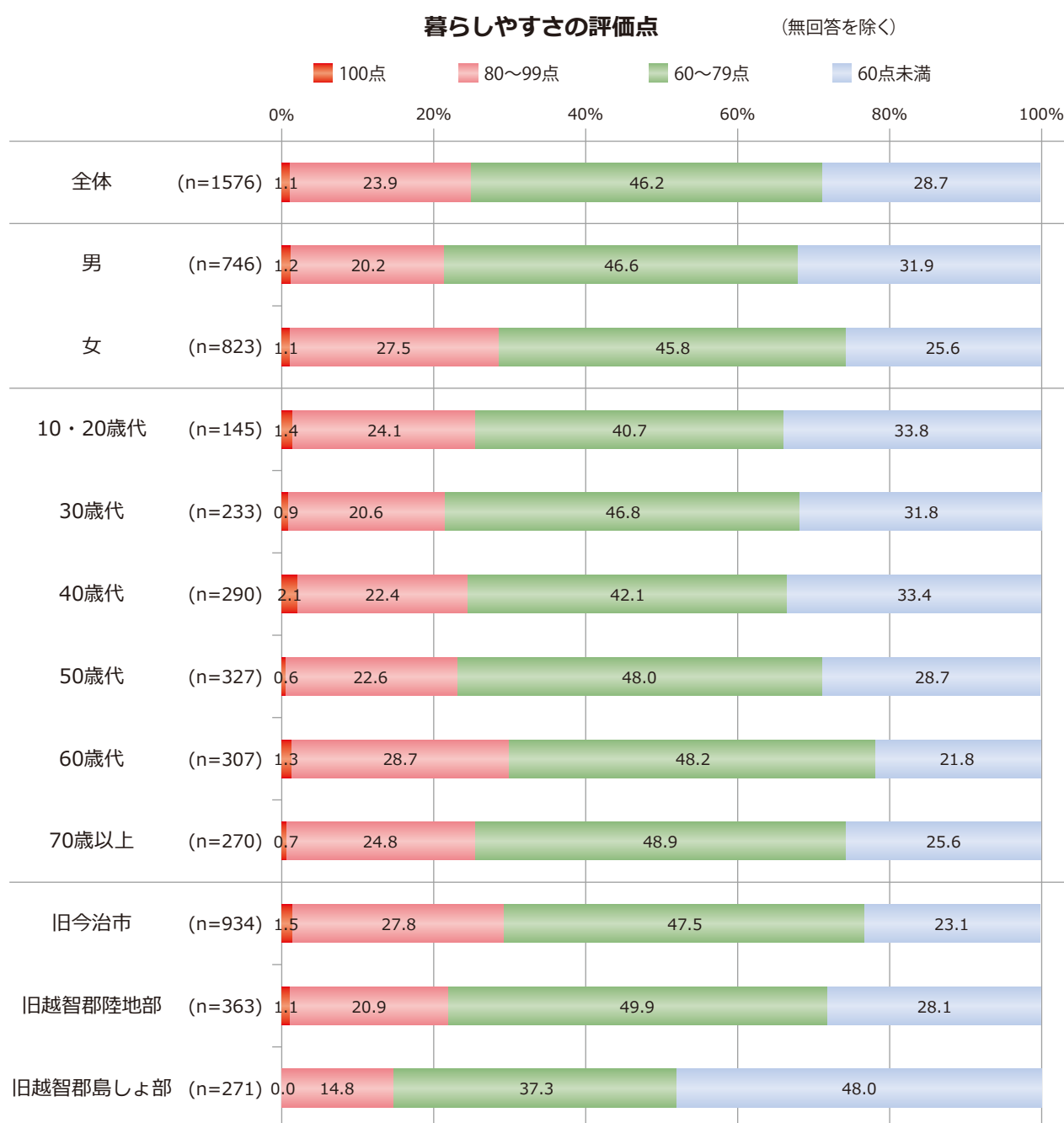
(5) 暮らしやすさの評価点

全体では、60点以上が71.2%と、7割を超えている。

男女別では、女性の80点以上で28.6%と、男性を7ポイント程度上回っている。

年代別では、すべての年代で60点以上が7割程度を占めている。また、60歳代で80点以上が30.0%と、30歳代を9ポイント程度上回っている。

地域別では、旧今治市で60点以上が76.8%と、他の地域を5～25ポイント上回っている。



(6) まちづくりへの参画意識

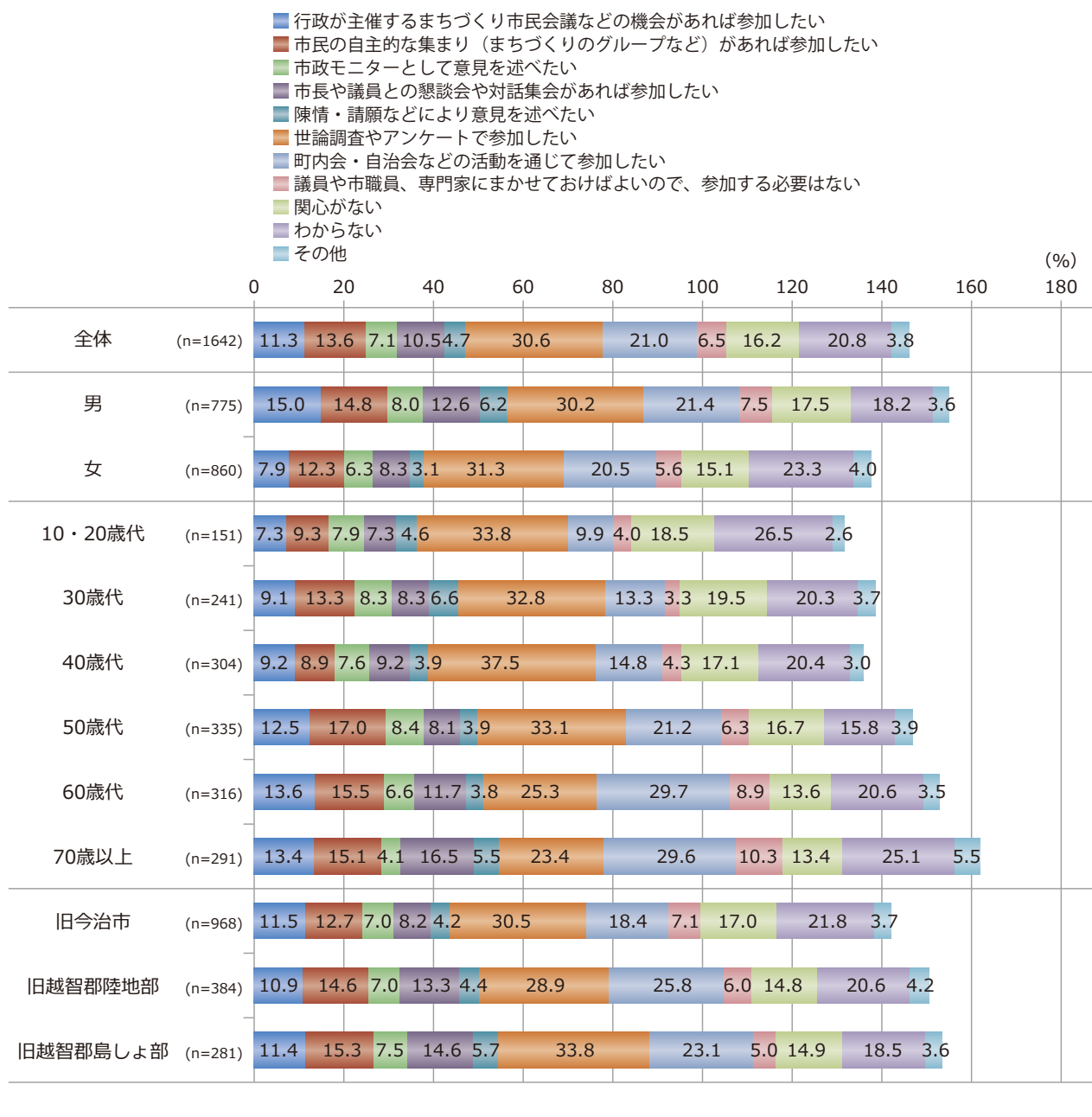
まちづくりへの参画意識については、全体では、「世論調査やアンケートで参加したい」で30.6%、「町内会・自治会などの活動を通じて参加したい」で21.0%と、他の回答を7～26ポイント上回っている。

男女別では、男性で「行政が主催するまちづくり市民会議などの機会があれば参加したい」が15.0%と、女性を7ポイント上回っている。

年代別では10・20歳代、30歳代、40歳代、50歳代で「世論調査やアンケートで参加したい」が32.8%～37.5%と多くなっており、3割を超えている。また、60歳代、70歳以上では「町内会・自治会などの活動を通じて参加したい」が29.6%～29.7%と、他の年代に比べて8～20ポイント程度上回っている。

地域別では、各地域ともに「世論調査やアンケートで参加したい」が28.9%～33.8%、「町内会・自治会などの活動を通じて参加したい」が18.4%～25.8%と多くなっている。

まちづくりへの参画意識 (3つ以内の複数回答、無回答を除く)



(7) まちづくりのテーマに関する意見

総合計画策定に向けてまちづくりのテーマとして思い浮かぶ言葉を尋ねたところ、752人から回答が寄せられた。

以下、回答内容の中から件数の多かったキーワードを掲載する。

| No. | キーワード | 件数 |
|-----------|-------------------|------------|
| 1 | 自然、海、山、緑 | 217 |
| 2 | 人 | 148 |
| 3 | タオル | 96 |
| 4 | 造船、海運、海事 | 61 |
| | しまなみ（海道） | 61 |
| 6 | やさしい、福祉 | 34 |
| 7 | 市民、住民 | 33 |
| 8 | 活気、産業 | 25 |
| 9 | 災害 | 22 |
| 10 | 住みやすい | 21 |
| 11 | 観光 | 20 |
| | 思いやり | 20 |
| 13 | 自転車、サイクリング | 16 |
| 14 | 魚 | 15 |
| | バリイさん | 15 |
| 16 | 安心、安全 | 13 |
| 17 | 子育て | 9 |
| | 伝統、歴史 | 9 |
| 19 | ミカン | 4 |
| 20 | 焼き鳥 | 3 |

4 高校生アンケート結果概要

1) 調査概要

(1) 調査目的

総合計画を策定するにあたり、今治市のイメージやまちづくりに関する高校生の意見や考えを把握するため実施した。

(2) 調査項目

- ① 回答者の属性
- ② 今治市への思いや今治市の印象、居留意向
- ③ まちづくりへの意見

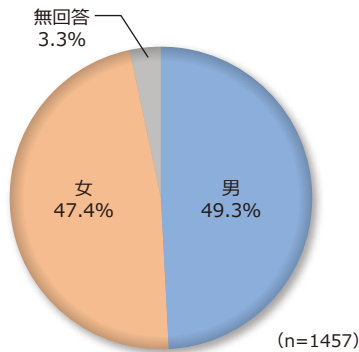
(3) 調査方法

- ① 調査対象 今治市内の高等学校等に通う第2学年の全生徒
- ② 調査方法 各学校を通じて調査票を配布・回収
- ③ 調査期間 平成26年8月25日～9月17日
- ④ 配布数 1,470
- ⑤ 回収数 1,459 (回収率99.3%)
- ⑥ 有効回答数 1,457 (回答率99.1%)

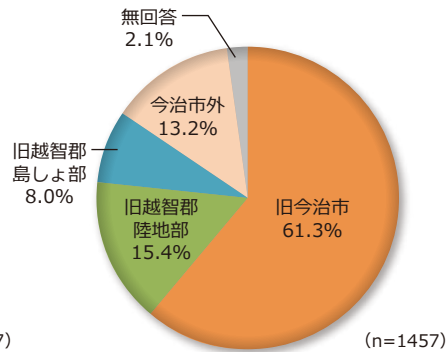
2) 集計結果 (抜粋)

(1) 回答者の属性

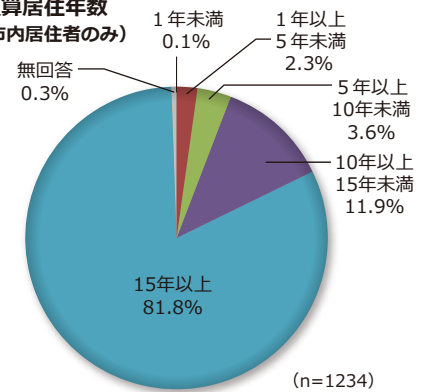
性別



居住地域



通算居住年数 (市内居住者のみ)

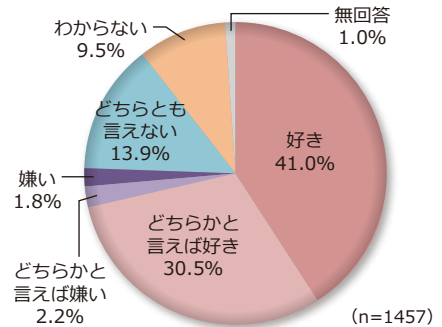


(2) 今治市が好きか (初回質問)

今治市が好きかどうか尋ねたところ、「好き」が41.0%で最も多く、次いで「どちらかと言えば好き」が30.5%とあわせて7割以上が今治市に好意的な印象を持っている。

「どちらとも言えない」(13.9%)や「わからない」(9.5%)と態度を保留した生徒は2割を超えている。また、「嫌い」(1.8%)や「どちらかと言えば嫌い」(2.2%)と回答した生徒もわずかながら存在する。

今治市が好きか (初回質問)



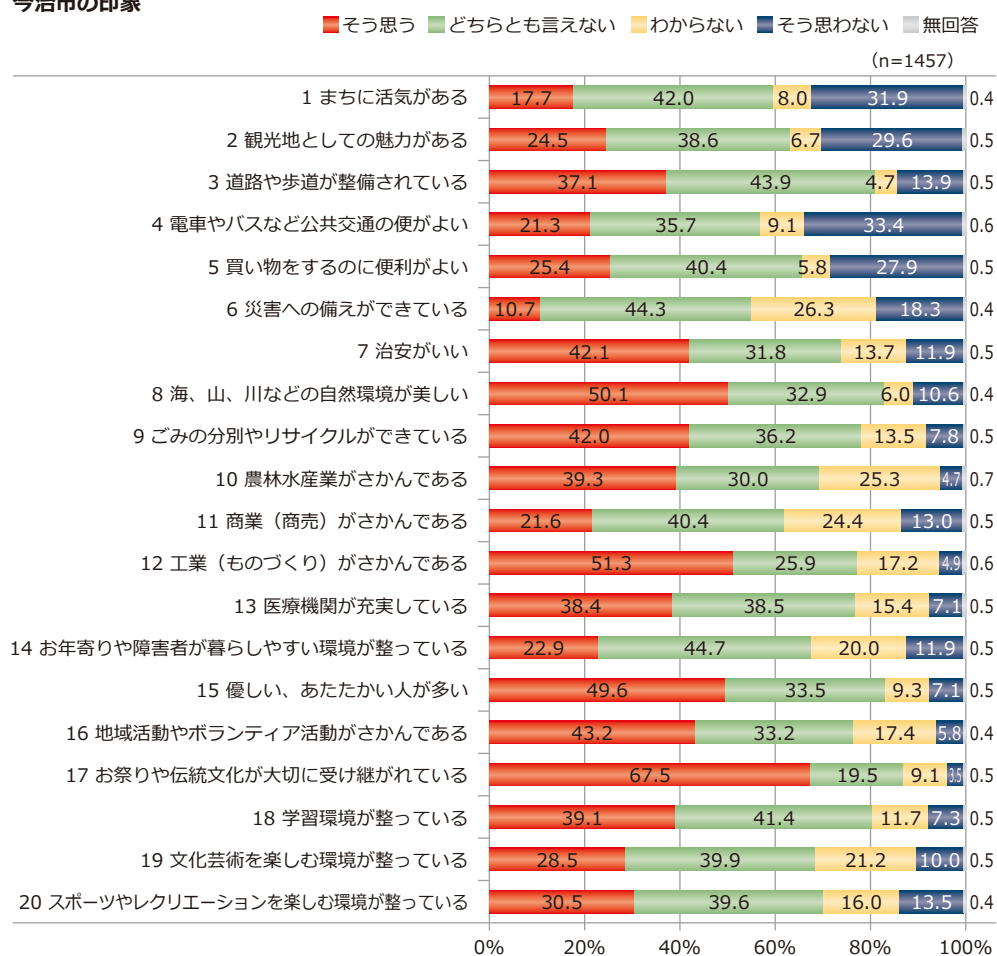
(3) 今治市の印象

今治市をどのようなまちだと思っているか、20の項目について尋ねた。

全体的に「そう思う」の回答割合が「そう思わない」の回答割合を上回る項目が多くなっている。特に「そう思う」の割合が高い項目として、「海、山、川などの自然環境が美しい」(50.1%)や「工業(ものづくり)がさかんである」(51.3%)、「優しい、あたたかい人が多い」(49.6%)「お祭りや伝統文化が大切に受け継がれている」(67.5%)などが挙げられる。

一方、「そう思わない」の回答割合が「そう思う」の回答割合よりも高い項目としては、「まちに活気がある」(31.9%)や「観光地としての魅力がある」(29.6%)、「電車やバスなど公共交通の便がよい」(33.4%)、「買い物をするのに便利がよい」(27.9%)が挙げられる。

今治市の印象

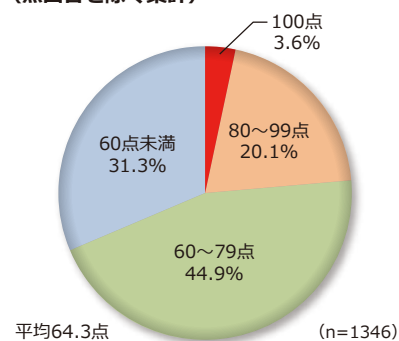


(4) 今治市の総合評価点

今治市の総合評価を100点満点で点数をつけてもらったところ、平均は64.3点であった。

点数分布をみると、最も多い点数分布は「60～79点」で、44.9%と半数近くを占めている。満点の「100点」は3.6%、「80～99点」が20.1%と、80点以上の高い点数をつけた生徒は全体の4分の1近くに達している。一方、「60点未満」は31.3%と、やや低い評価をした生徒は3分の1近くに達している。

今治市の総合評価点
(無回答を除く集計)



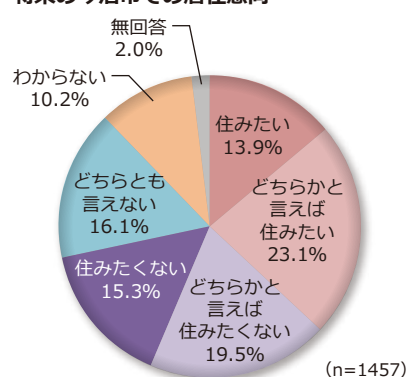
(5) 将来の今治市での居住意向

将来の今治市での居住意向を尋ねたところ、「どちらかと言えば住みたい」が23.1%で最も多く、次いで、「どちらかと言えば住みたくない」が19.5%と多くなっている。

「住みたい」「どちらかと言えば住みたい」の肯定的な回答が、合わせて37.0%となったのに対し、「住みたくない」「どちらかと言えば住みたくない」の否定的な回答は合わせて34.8%と、ほぼ同程度の結果となった。

また、「どちらとも言えない」(16.1%)や「わからない」(10.2%)との回答も少なくない。

将来の今治市での居住意向

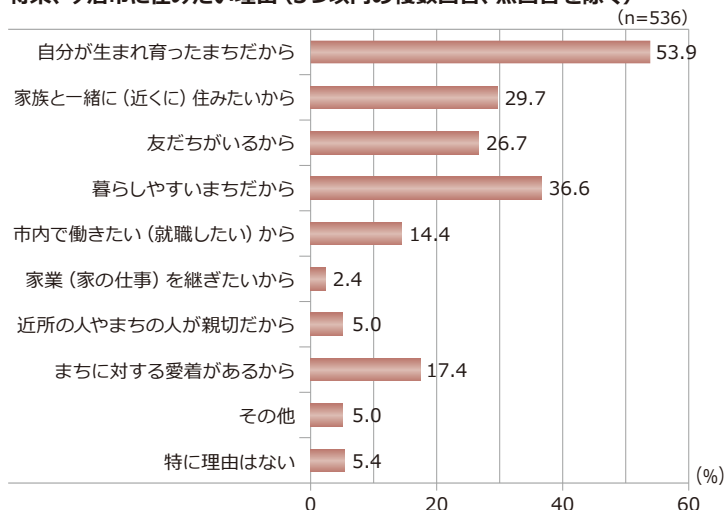


(6) 将来、今治市に住みたい理由

上記の将来の今治市での居住意向の問いに対し、「住みたい」「どちらかと言えば住みたい」と回答した生徒にその理由を尋ねたところ、最も多かったのは「自分が生まれ育ったまちだから」の53.9%であった。

次いで、「暮らしやすいまちだから」が36.6%、「家族と一緒に(近くに)住みたいから」が29.7%、「友だちがいるから」が26.7%の順で多くなっている。

将来、今治市に住みたい理由 (3つ以内の複数回答、無回答を除く)

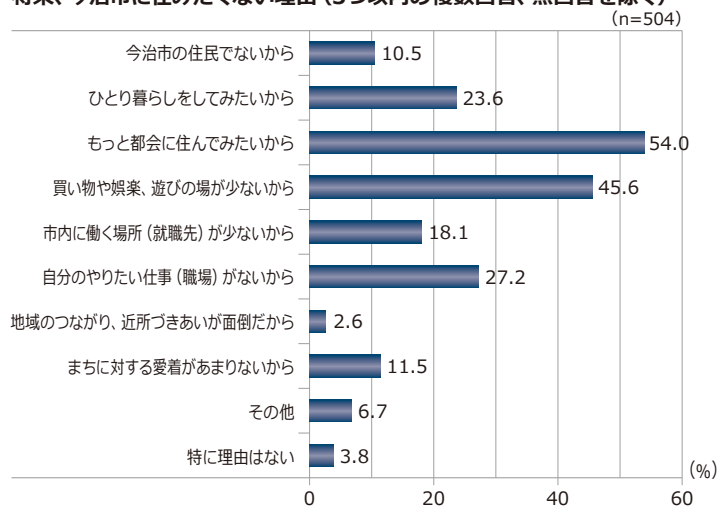


(7) 将来、今治市に住みたくない理由

同じく、将来の今治市での居住意向の問いに対し「住みたくない」「どちらかと言えば住みたくない」と回答した生徒にその理由を尋ねたところ、最も多かったのは「もっと都会に住んでみたいから」の54.0%であった。次いで、「買い物や娯楽、遊びの場が少ないから」が45.6%と多く、3番目に多かったのは、「自分のやりたい仕事(職場)がないから」の27.2%であった。

「ひとり暮らしをしてみたいから」(23.6%)といった理由や「市内に働く場所(就職先)が少ないから」(18.1%)といった理由を挙げた生徒も少なくない。

将来、今治市に住みたくない理由 (3つ以内の複数回答、無回答を除く)



(8) まちづくりのキャッチフレーズ

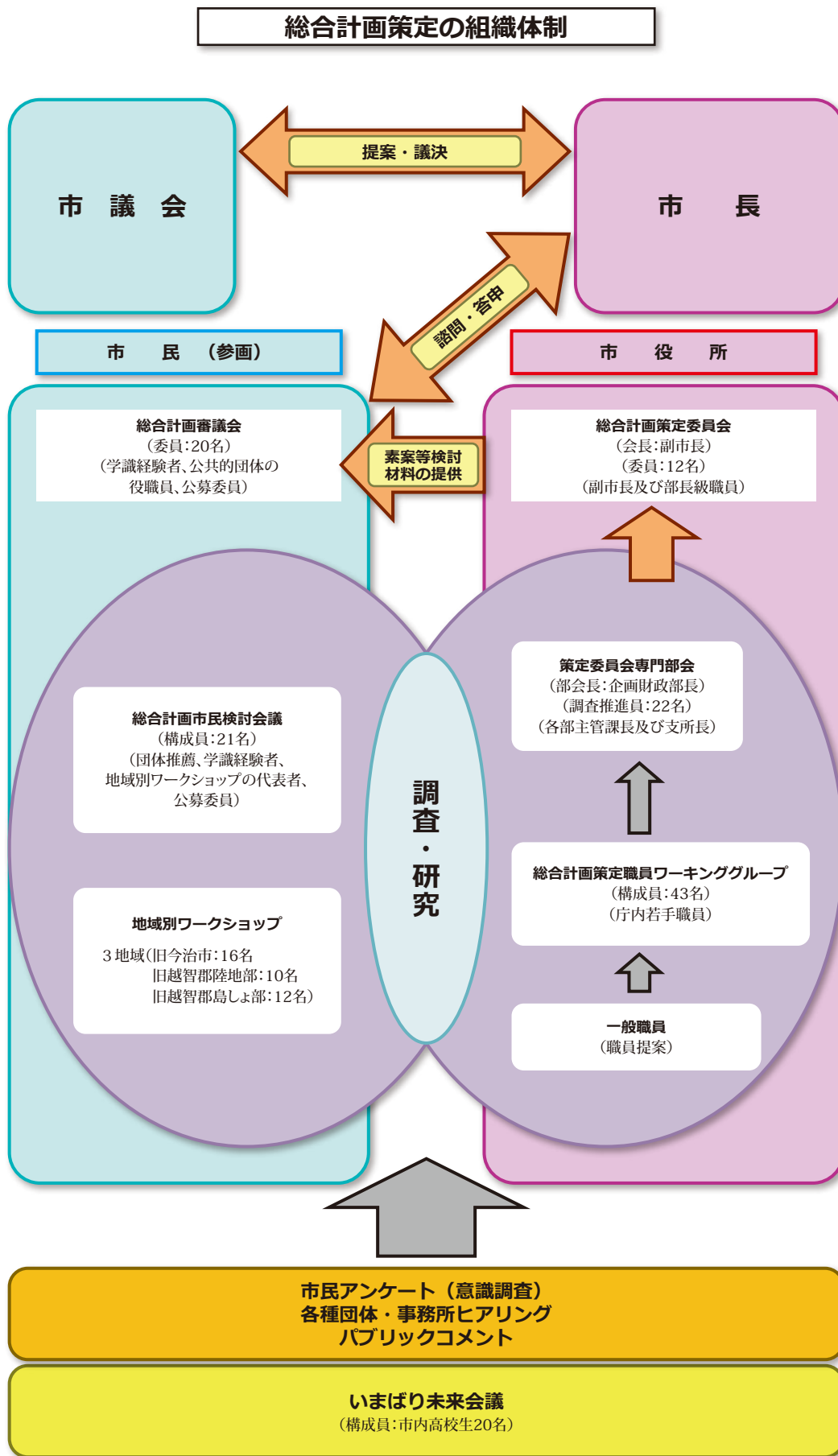
まちづくりのキャッチフレーズを自由回答形式で尋ねたところ、1156件の回答があった。キーワード別の上位項目は以下のとおり。

| No. | キーワード | 件数 |
|-----------|-------------------|------------|
| 1 | タオル | 264 |
| 2 | 造船 | 140 |
| 3 | バリィさん | 124 |
| 4 | 自然（海、山、緑） | 119 |
| 5 | 人 | 38 |
| 6 | 笑顔 | 37 |
| 7 | 住みやすい、暮らしやすい | 29 |
| | サイクリング、自転車、サイクリスト | 29 |
| 9 | みかん | 26 |
| 10 | 活気 | 19 |
| | しまなみ、しまなみ海道、橋 | 19 |
| | おいしい | 19 |
| | 優しい | 19 |
| | 温かい、あったかい、温もり | 19 |
| 15 | 伝統 | 16 |
| 16 | 安心、安全 | 15 |
| 17 | 楽しい | 14 |
| | 愛、愛情 | 14 |
| | 焼き鳥、トリ | 14 |
| 20 | 思いやり | 13 |
| | 災害が少ない | 13 |

5 策定の組織体制

5 策定の組織体制

6 策定の経緯



6 策定の経緯

| 年 | 月 | 市民等 | 市議会・市 | |
|-------|---------------|----------------|--------------------|----------------------|
| 平成26年 | 7月 | 総合計画審議会公募委員の募集 | | |
| | 8月 | 市民アンケート | | |
| | 8月～9月 | 高校生アンケート | | |
| | 9月 | | 22日 議会 総務委員協議会 | |
| | 9月～10月 | 各種団体・事業所ヒアリング | | |
| | 10月～11月 | | 職員提案の募集 | |
| | 10月～ 27年1月 | 地域別ワークショップ | 総合計画策定職員ワーキンググループ | |
| | 11月 | 14日 | 第1回総合計画市民検討会議 | |
| | | 20日 | 第1回総合計画審議会 諮問 | |
| 12月 | | 12日 議会 総務委員協議会 | | |
| 平成27年 | 1月 | 14日 | 総合計画市民検討会議 第1回生活部会 | |
| | | 15日 | 総合計画市民検討会議 第1回産業部会 | |
| | | 23日 | 総合計画市民検討会議 第1回総務部会 | |
| | 2月 | 5日 | 総合計画市民検討会議 第2回産業部会 | |
| | | 5日 | 総合計画市民検討会議 第2回生活部会 | |
| | | 12日 | 総合計画市民検討会議 第3回生活部会 | |
| | | 13日 | 総合計画市民検討会議 第3回産業部会 | |
| | 3月 | 16日 | 総合計画市民検討会議 第2回総務部会 | |
| | 4月 | 16日 | 第2回総合計画市民検討会議 | 17日 第1回総合計画策定委員会 |
| | | 23日 | 第3回総合計画市民検討会議 | |
| | 5月 | 20日 | 第2回総合計画審議会 | 8日 第2回総合計画策定委員会 |
| | 6月 | | | 4日～5日 部（局）長ヒアリング |
| | | | | 24日 議会 総務委員協議会 |
| | 7月 | 29日 | 総合計画市民検討会議 第4回産業部会 | 24日 第1回総合計画策定委員会専門部会 |
| | | 30日 | いまばり未来会議 | |
| | | 31日 | 総合計画市民検討会議 第4回生活部会 | |
| | 8月 | 5日 | 総合計画市民検討会議 第3回総務部会 | 19日 第3回総合計画策定委員会 |
| | | 6日 | 第4回総合計画市民検討会議 | |
| | | 12日 | 第5回総合計画市民検討会議 | |
| | 9月 | 2日 | 第3回総合計画審議会 | 11日 議会 総務委員協議会 |
| | | 15日～28日 | パブリックコメント | 15日 議会 議員協議会 |
| | 10月 | 6日 | 第6回総合計画市民検討会議 | 8日 第4回総合計画策定委員会 |
| | | 19日 | 第4回総合計画審議会 | 27日 議会 総務委員協議会 |
| | | | | 27日 議会 議員協議会 |
| | 11月 | 6日 | 第7回総合計画市民検討会議 | 11日 第5回総合計画策定委員会 |
| | | 26日 | 第5回総合計画審議会 答申 | |
| | 12月 | | | 11日 議会 総務委員会 |
| | | | 22日 議会 総合計画基本構想議決 | |

企 企 第 215 号

平成 26 年 11 月 20 日

今治市総合計画審議会会長 様

今治市長 菅 良 二

今治市総合計画について（諮問）

今治市総合計画の策定について、今治市執行機関の附属機関設置条例第 2 条の規定により諮問いたします。

1 諮問

今治市の総合的かつ計画的な市政運営を図るため、今治市総合計画を策定したいので、貴会の調査、審議を求めます。

2 諮問趣旨

現行の今治市総合計画が平成 27 年度に最終年度を迎えることとなるため、平成 28 年度を初年度とした今治市総合計画を策定する必要があります。

この総合計画の策定にあたりましては、今治市の将来にわたる長期展望に立って、市民福祉の向上と地域社会の繁栄を図るとともに、みんなが幸せに住み続ける“いまばり”の実現に向けた計画となるよう、貴審議会の意見を求めます。

平成 27 年 11 月 26 日

今治市長 菅 良二 様

今治市総合計画審議会
会長 柏谷 増男

今治市総合計画について（答申）

平成 26 年 11 月 20 日に諮問を受けた第 2 次今治市総合計画の基本構想及び基本計画の各素案について、以下のとおり答申します。

答 申

今治市は、平成 17 年 1 月の今治市及び越智郡 11 か町村の合併に伴い、平成 18 年に「ゆとり彩りものづくり みんなで奏でる 海響都市いまばり」を将来像とした総合計画を策定し、その実現に向けて体系的かつ具体的に施策を展開することで、総合的なまちづくりを推進してきたところです。

そうした中、ここ数年の間で、タオルや食の地域ブランド、またサイクリングを始めとしたスポーツなどによって今治の知名度は全国的に高まっているとともに、新都市地区への企業立地が促進されるなど、新たな都市発展の可能性が芽生えてきております。一方で、人口減少・少子高齢化の一層の進展や、合併後 10 年間の特例期間終了に伴い、今後、財政状況が厳しさを増すことが懸念されるなど、様々な課題にも直面しております。

これらの今治市を取り巻く環境に適切に対応し、将来にわたってみんなが幸せに住み続けるまちであるため、新たな総合計画を策定し、まちづくりの目標と施策の方向を定めることは、真に意義深いものがあると考えております。

本審議会は、このような状況の中で、市民の意思を総合計画に反映させるべく諮問を受け、昨年 11 月より 5 回の審議会を開催し、慎重な審議を重ねてまいりました。

素案については今治市の実状を的確に捉えたものであり、人口減少の抑制を最重要課題としたこれからの今治市のまちづくりの方向と、これを達成するための各般の施策が網羅されており、ずっと住み続けたい“ここちいい（心地好い）”まちづくりの指標となる新しい総合計画として妥当であると考えられるので、ここに答申いたします。

なお、答申にあたり別紙意見に十分留意し、着実な計画の推進が図られるよう要望いたします。

別紙

総合計画に対する意見

【I 総括的事項】

- 1 第2次今治市総合計画の目指す将来像を実現するため、市民と共に全市的な英知と創意と努力を結集し、各施策の実現に努められること。
- 2 恵まれた地域資源を活用し、今治市の発展に結びつけていくためのまちづくりを積極的に推進されること。
- 3 社会経済情勢の変化にスピード感を持って対応するため、早急に実施計画を策定し、施策を選択しながら、その優先的かつ重点的な推進に配慮されること。

【II 個別的事項】

1 基本構想について

(1) 将来像

今治市の目指す将来像「ずっと住み続けたい“ここちいい(心地好い)”まちいまばり あの橋を渡って世界へ 未来へ」を実現するため、恵まれた地域資源を最大限活用するとともに、市民と行政が一体となって、計画的な施策展開を図られること。

(2) 将来推計人口

少子化・高齢化が進む中、若い世代が定着するための諸施策を推進され、定住人口の減少抑制に向けた取組に努められること。

(3) ふるさと共創システム

人口減少の抑制と交流人口の拡大に向けて、地方創生の取組と連動しながら、あらゆる方面からの積極的かつ効果的な施策の展開に努められること。

(4) 施策の大綱

これからの今治市の基盤づくりのため、社会経済情勢に的確に対応するとともに、財政状況や各地域の状況にも配慮しながら、将来像の実現に向けて着実に施策を推進されること。

(5) 新たな行政改革への取組

今治市の持続的な発展と次世代まで続く豊かな市民生活の実現に向けて、効率的で効果的な行政運営に努められること。

2 基本計画について

(1) ふるさと共創システム

- ・安定した雇用の確保・創出を図り、市外への人口流出の抑制に努められること。
- ・出会い・結婚・妊娠・出産・子育て環境の充実を図り、出生数の増加に努められること。
- ・市民が誇れる今治の魅力を積極的に情報発信し、交流人口の拡大に努められること。

(2) 健やかに安心して暮らせるまちづくり

- ・ライフステージに応じた切れ目のない支援を推進し、社会全体で出会いから子育てまでを支えあえる体制の整備に努められること。
- ・健康づくりの推進や医療体制の維持・確保により、市民の健康が保たれる環境づくりに努められること。

- ・高齢者や障害のある方が、積極的に社会参加ができ、生きがいをもって生活ができる施策の充実に努められること。
- (3) 豊かな心と生きる力を育むまちづくり
- ・未来を担う子どもたちが、急速なグローバル化などの社会情勢の変化に対応できるよう、生きる力を育む教育環境の整備に努められること。
 - ・市民の豊かな心と地域の元気を育むため、文化芸術活動やスポーツ活動などの施策の充実に努められること。
- (4) みんながつながり支えあうまちづくり
- ・年齢や性別にかかわらず、だれもが住みやすく地域活動に参加しやすい環境の整備に努められること。
 - ・多様化する市民ニーズに的確に対応するため、より身近でわかりやすい行政運営に努められること。
 - ・だれもが住んでみたい、住み続けたいと思えるよう、移住・定住の促進のための施策を推進されること。
- (5) 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり
- ・公共交通の確保や社会基盤の整備により、市民が快適に暮らせるための施策の充実に努められること。
 - ・市民が安全・安心に暮らせるよう、消防・防災体制を充実するとともに自主防災力の向上に努められること。
- (6) 美しい地球を未来へつなぐまちづくり
- ・豊かな自然を次世代につなげるため、環境教育活動の充実に努めるとともに、環境保全に向けた取組を推進されること。
 - ・廃棄物の適正処理や下水道の整備など、環境負荷軽減に向けた施策を推進されること。
- (7) 誇りに思える魅力があふれるまちづくり
- ・中心市街地や今治新都市の魅力を高め、交流とにぎわいが創出される施策の充実に努められること。
 - ・魅力ある観光資源を活用し、市内外からの交流が促進される施策の充実に努められること。
- (8) 産業の飛躍と創造に満ちた活力あるまちづくり
- ・今治市の基幹産業である海事産業やタオル・繊維産業について、より一層世界で活躍するための施策を推進されること。
 - ・農林水産業や伝統的な地場産業、食品・エネルギー産業などのその他の主要産業について積極的に支援し、更なる振興に向けた施策を推進されること。
 - ・市外からの企業誘致と併せて、市内企業の流出防止のための施策を推進されること。
 - ・産業の担い手の確保・育成に向けた支援に努められるとともに、だれもがいきいきと働くことができる労働環境の整備促進に向けた施策を推進されること。
- (9) 行政改革の推進に向けて
- ・将来像の実現に向けて、人事面、財政面、行政経営面の3つ観点から効率的で効果的な行政運営のための行政改革の取組を推進されること。

8 総合計画審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

| | | |
|-----|--------------------|--------------------------------------------|
| 会 長 | 柏谷 増男 | 愛媛大学名誉教授 |
| 副会長 | 川上 昭一 | 今治商工会議所 会頭 |
| 委 員 | 赤尾 宣宏 | 芸予汽船株式会社 代表取締役社長 |
| ” | 井手 克彦 | 今治明德短期大学 特任准教授、特定非営利活動法人 今治NPOサポートセンター 理事長 |
| ” | 織田 芳美 | (公 募) |
| ” | 片上修二郎 | 社会福祉法人 今治市社会福祉協議会 会長 |
| ” | 河上 貴之(~H 27.5.11) | 今治市P T A連合会 会長 |
| ” | 田中 健司(H 27.5.11 ~) | 同上 |
| ” | 川本登倭子 | 今治市連合婦人会 会長 |
| ” | 木本 眞 | 一般社団法人 今治市医師会 会長 |
| ” | 黒川 俊継 | 越智今治農業協同組合 代表理事理事長 |
| ” | 近藤 聖司 | 四国タオル工業組合 代表理事 |
| ” | 白石 道子 | (公 募) |
| ” | 高取 武則 | 今治地区漁業協同組合協議会 理事 |
| ” | 瀧山 正史 | 瀬戸内運輸株式会社 代表取締役社長 |
| ” | 新居田哲理 | 今治商店街協同組合 理事長 |
| ” | 檜垣 幸人 | 今治市海事都市交流委員会 会長 |
| ” | 福岡 照子(~H 27.4.10) | えひめ消費生活センター友の会今治支部 支部長 |
| ” | 渡邊美登里(H 27.4.10 ~) | 同上 |
| ” | 福田 安民 | 今治市連合自治会 会長 |
| ” | 三宅 育子 | 主任児童委員 |
| ” | 森 恒雄 | 公益社団法人 今治地方観光協会 代表理事 |

8

9

9 総合計画市民検討会議構成員名簿

(五十音順、敬称略)

| | | |
|-----|-------------------|--------------------------------------------|
| 会長 | 井手 克彦 | 今治明德短期大学 特任准教授、特定非営利活動法人 今治NPOサポートセンター 理事長 |
| 副会長 | 三宅 育子 | 主任児童委員 |
| 構成員 | 稲本 征彦 | 芸予汽船株式会社 運航管理者 |
| 〃 | 今井 健 | 一般社団法人 今治市医師会 理事 |
| 〃 | 小田 雅人 | 今治市海事都市交流委員会 副会長 |
| 〃 | 越智 直樹 | 地域別ワークショップ 旧越智郡島しょ部地域 代表者 |
| 〃 | 越智 広美 | 特定非営利活動法人 今治おやこ劇場 理事長 |
| 〃 | 織田 芳美 | (公 募) |
| 〃 | 垣添 宗保 | 地域別ワークショップ 旧越智郡陸地部地域 代表者 |
| 〃 | 金尾 憲明 | 今治商工会議所 指導課 課長代理 |
| 〃 | 菊川 良明 | 越智今治農業協同組合 総合企画部 企画管理課長 |
| 〃 | 白石 道子 | (公 募) |
| 〃 | 田窪 康史 | 地域別ワークショップ 旧今治市地域 代表者 |
| 〃 | 田中 良史 | 四国タオル工業組合 理事、四国タオル工業組合 青年部会長 |
| 〃 | 丹下 真也(～H 27.5.11) | 今治市P T A連合会 副会長 |
| 〃 | 南條 高輝(H 27.5.11～) | 同上 顧問 |
| 〃 | 丹下 貴啓 | 今治市青年農業者協議会 会長 |
| 〃 | 寺尾 諭 | 今治商店街協同組合 理事 |
| 〃 | 南條 仁 | 公益社団法人 今治地方観光協会 主任 |
| 〃 | 山本 要介 | 公益社団法人 今治青年会議所 直前理事長 |
| 〃 | 渡邊 和秀 | 瀬戸内運輸株式会社 総務部長 |
| 〃 | 渡部 輔 | 社会福祉法人 今治市社会福祉協議会 福祉活動専門員 |

10 地域別ワークショップ開催概要

■ 地域別ワークショップの概要

役割 | 市民アンケートで得られた課題やニーズに対し、地域の実情を踏まえた対応策や市民と行政の係わりについて提案する。

討議テーマ | 市民アンケート結果のうち、地域別に、満足度が低く、重要度が高い上位3項目等

■ 地域別開催概要

【旧今治市地域】

| | | |
|-----|-----|-------------|
| 開催日 | 第1回 | 平成26年10月23日 |
| | 第2回 | 11月6日 |
| | 第3回 | 11月18日 |
| | 第4回 | 11月27日 |

| 参加者（五十音順、敬称略） |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 伊藤 雅章、大澤 靖彦、岡田 泰司、加地 一成、加藤 一郎、金平 千穂、小松 正義、田窪誠一郎、田窪 康史、土岐 辰紀、豊島 廣志、中川 豊和、檜垣 浩一、正岡 裕志、八木 省吾、山本 敦司 |

| 討議テーマ | 提案内容（これからやるべきことの優先上位3項目） |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 中心商店街 | <ul style="list-style-type: none">● 商店街のあり方・役割の見直し● 駐車場の確保● 商店街を観光エリアに |
| (2) 雇用 | <ul style="list-style-type: none">● 地域資源を活用した新たな雇用の創出● 地域ブランド向上のための行政支援● 子どもの職業観教育 |
| (3) 中心市街地 | <ul style="list-style-type: none">● あるもの、まちの魅力の再評価● 空き地利用・空き家利用の促進● 中心市街地への移住・定住促進 |
| (4) 観光・イベント | <ul style="list-style-type: none">● 「食」をテーマにした観光振興● サイクリングによる地域振興● イベント・地域行事の担い手育成 |



【旧越智郡陸地部地域】

| | | |
|-----|-----|-------------|
| 開催日 | 第1回 | 平成26年10月27日 |
| | 第2回 | 11月5日 |
| | 第3回 | 11月25日 |
| | 第4回 | 12月2日 |

| |
|------------------------------------------------------------|
| 参加者（五十音順、敬称略） |
| 岡本 誠篤、小澤ふじみ、越智 巧、越智 良司、垣添 宗保、菊間 裕子、三宅 泰士、森川 慶一、安永 功典、渡部 修三 |

| 討議テーマ | 提案内容（これからやるべきことの優先上位3項目） |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 雇用 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域資源を活用した新たな雇用の創出 ● 地域に根ざした職業体験や職業観教育 ● 企業誘致 |
| (2) 中心商店街 | <ul style="list-style-type: none"> ● 外部の視点を取り入れた話し合いの場づくり ● 新たな買い物客・利用客の呼び込み ● リーダーづくり、まちづくり人材の養成 |
| (3) 市の財政 | <ul style="list-style-type: none"> ● わかりやすい財政情報、伝わりやすい広報活動 ● 税の適正な徴収と使い道のチェック ● 産業振興による自主財源の増加 |



【旧越智郡島しょ部地域】

| | | |
|-----|-----|-------------|
| 開催日 | 第1回 | 平成26年10月27日 |
| | 第2回 | 11月13日 |
| | 第3回 | 11月26日 |
| | 第4回 | 平成27年1月7日 |



| |
|----------------------------------------------------------------------|
| 参加者（五十音順、敬称略） |
| 越智 崇光、越智 直樹、織田 宇人、門岡 照佳、菅 正矢、小池 由貴、神野 恵、中司 泰史、野間 章吾、美藤 寛典、真城 義麿、森 貴大 |

| 討議テーマ | 提案内容（これからやるべきことの優先上位3項目） |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 雇用 | <ul style="list-style-type: none"> ● 企業誘致〔工場、サービス業（海の駅など）〕の推進 ● 地域資源を活用した雇用の創出 ● 移住支援の取組推進 |
| (2) 公共交通の便 | <ul style="list-style-type: none"> ● 西瀬戸自動車道の実質的な利用負担軽減 ● コミュニティバス等の運行（高齢者や子育て世帯の移動支援） ● 路線バスの利用促進 |
| (3) 市の財政 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域特性に応じた予算の配分と行政サービスの提供 ● より実感できる広報活動・情報伝達の工夫 ● 地域資源を活用した観光振興 |

11 「いまばり未来会議」開催概要

未来を担う高校生の、今治市のまちづくりに対する意見、考えを聞く場として「いまばり未来会議」（ワークショップ）を開催し、これからのまちづくりについて討議してもらった。

■ 日時及び場所

- ・日時：平成27年7月30日（木） 14：00～18：00
- ・場所：今治市民会館 大会議室

■ 討議テーマ

「ずっと住み続けたい“ここちいい(心地好い)”まち いまばり あの橋を渡って 世界へ 未来へ」
（総合計画の将来像）の実現に向けて

■ 議長（ワークショップ進行役）

愛媛大学 社会連携推進機構 教授 前田 眞

■ 議員（参加者）

- ・対象：市内の高等学校に通う第3学年（中等教育学校の第6学年）の生徒
- ・人数：各校2名（男女各1名）、計20名
- ・議員（参加者）及び所属（学校名）：以下のとおり

| 議員（参加者） | | 所属（学校名） |
|---------|---------|--------------|
| 武 澤 遼 | 山 本 亜里沙 | 今治東中等教育学校 |
| 柳 原 慎 平 | 木 村 伊 織 | 今治西高等学校 |
| 徳 永 拓 也 | 曾 我 梓 | 今治南高等学校 |
| 浅 海 恒 成 | 矢 野 優 佳 | 今治北高等学校 |
| 城 戸 基 輝 | 菅 雅 | 今治工業高等学校 |
| 阿 部 慶 太 | 大 田 智 代 | 伯方高等学校 |
| 小 池 聖 波 | 木 村 明日香 | 今治北高等学校大三島分校 |
| 山 田 隆 大 | 山 下 愛 梨 | 今治明德高等学校 |
| 林 誠一郎 | 重 松 百 花 | 今治明德高等学校矢田分校 |
| 田 窪 凌 | 三 宅 英莉奈 | 今治精華高等学校 |



■ 討議方法及び討議結果（抜粋）

1 グループ5人で4グループに分かれ、グループごとに以下の議題1から3までを模造紙と付箋紙を使って意見を出し合い、各グループの討議結果をとりまとめた。

- ・ 議題1 「今治のここはいい！」
- ・ 議題2 「今治のここを変えたい！」
- ・ 議題3 「これからやるべきこと」

○ 「これからやるべきこと」で出された意見のうち「私（たち）にできること」に挙げられたもの

| |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 今治の人柄・気質 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 人柄がいいのにマナーが悪いとイメージが悪いのでマナー強化 ● とりあえず笑う ● あいさつ |
| 自然・環境保護 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 清掃活動で海をより楽しめるように ● ゴミを捨てない 見つけたら拾う ● それぞれの学校で市内清掃の機会をつくる ● まちのごみひろい |
| 観光・イベント・お祭り |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 観光ツアーで自分たちがガイド ● 地域の行事やお祭りに参加する |
| 情報発信・P R |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 自分たちが他の地域でP R ● まずは自分が今治を好きになることから始める ● 今治市民自身が今治の良さを知ることができる宣伝活動を ● 友達をつくる（県外） ● 自分から情報発信（自分たちの進路） ● 地元の魅力をP Rする 高校生がガイドとか ● まずは今治の良さを知ってもらう ● SNSなどで今治を広めていく |
| サイクリング・スポーツ |
| <ul style="list-style-type: none"> ● サイクリングロードとかをサイクリスト等といっしょに掃除する |
| 移住・定住 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● やさしい人がいることを誇りに思って今治に残る人が増えたらいい ● お年寄りに移住者のことを理解してもらう |
| まちづくり全般 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 地域についてもっと知る ● 地域行事がすたれないように若い人たちが進んで参加する |

12 用語集

| 通番 | 用語 | 説明 |
|----|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 共働 | 目的や立場だけでなくすべての面において、関わるすべての団体が主体となって、共に（一緒に）取り組むこと。 |
| 2 | 南海トラフ巨大地震 | 日本列島の太平洋沖、「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されているマグニチュード9級の巨大地震。 |
| 3 | 自主防災組織 | 町内会や自治会などで住民が結成する任意団体で、大規模な災害が発生した場合、地域住民が的確に行動し被害を最小限にとどめるため、日頃から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など、災害に対する備えを行う。 |
| 4 | 再生可能エネルギー | 自然環境の中で繰り返し起こる現象を利用して持続的に利用可能な非枯渇性のエネルギー源。太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、波力、潮流などを指し、自然エネルギーともいう。 |
| 5 | 交流人口 | 外部からその地域に観光、レジャー、通勤・通学、ショッピング、スポーツなど様々な目的で訪れる人の数のこと。 |
| 6 | 都市フレーム | 計画的なまちづくりを進めるための将来の都市の規模を想定した基本的な指標となるもの。 |
| 7 | U I J ターン | 地方から進学などにより都市部に移住した者が再び地方に戻って定住することをUターン、別の地方に定住することをJターン、都市部居住者が地方に移住することをIターンという。 |
| 8 | 地域包括ケアシステム | 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。 |
| 9 | 今治自然塾宣言 | 今治自然塾がオープンした平成23年4月17日に、今治に広がる豊かな自然と共存することによって、「心の豊かさ」と「本当の幸せ」を感じられるまちづくりを目指して行った宣言。 |
| 10 | まちなか | 中心市街地のこと。その区域は、今治市中心市街地再生基本構想において指定。 |
| 11 | 自転車新文化 | 愛媛県下の風光明媚なサイクリングスポット（資源）を活用し、自転車がスポーツやレジャーのツールとして、私たちに「健康」「生きがい」「友情」をプレゼントしてくれるという考え方。 |
| 12 | グリーン・ツーリズム | 都市住民が農山漁村に訪れ、滞在型の余暇活動をする事。 |
| 13 | 海事クラスター | 海運、船員、造船、船用工業、港湾運送、海運仲立業、船級、船舶金融、海上保険、海事法律事務などの業種を含む、産・官・学などやその連携からなる複合体・総合体。 |

| 通番 | 用語 | 説明 |
|----|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 14 | 6次産業化 | 第1次産業の農林水産業が、第2次産業（加工業）や第3次産業（流通業）に進出したり、これらと提携したりして、「1+2+3=6次」の産業となること。「1×2×3=6次産業」ということもある。 |
| 15 | キャリア教育 | 望ましい職業観・勤労観と職業に関する知識や技能を身に付け、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。 |
| 16 | 今治市食と農のまちづくり条例 | 多様な農作物、良質な木材、豊富な魚介類を生かした「食と農のまちづくり」に市民と行政が一体となって取り組むため、平成18年9月に制定された条例。地産地消、食育、有機農業を3つの柱としている。 |
| 17 | 地域子育て支援拠点 | 0歳から概ね3歳までの子育て親子の交流の場であり、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、子育ての相談や情報交換をしたり、子育てサークルなどの援助など地域に出向いた活動を行ったりする。 |
| 18 | 不育症 | 妊娠はするが、流産や早産を繰り返し、生児を得られない病態の総称。反復・習慣流産のほか、死産・早期新生児死亡を繰り返す場合なども含まれる。 |
| 19 | キャリアカウンセリング | その個人にとって望ましい職業選択やキャリア開発を支援するプロセス。 |
| 20 | 重点「道の駅」 | 地域活性化の拠点となる優れた企画があり、今後の重点支援で効果的な取組が期待できるものとして、国土交通大臣が選定した道の駅。 |
| 21 | 総合型地域スポーツクラブ | 幅広い世代の人々が、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、身近な地域でスポーツに親しむことができる生涯スポーツの場として、地域住民が主体的に運営する地域スポーツクラブ。 |
| 22 | OKADA・METHOD | 育成段階からトップチームと共通の哲学、トレーニング方法論を基に、技術・戦術・体力・精神力の成長を目指すことでトップアスリートを養成する手法。 |
| 23 | スポーツツーリズム | プロスポーツの観戦者やスポーツイベントの参加者と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取組。 |
| 24 | 地域おこし協力隊 | 都市部から過疎地などへ住民票を移し、地域ブランドや地域産品の開発・販売・PRや農林水産業への従事、住民の生活支援などを行う地方公共団体が委嘱した者。 |
| 25 | 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) | 国民一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といったライフステージに応じて多様な生き方が選択・実現できるという考え方。 |

| 通番 | 用語 | 説明 |
|----|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 26 | 要保護児童対策地域協議会 | 虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童やその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行うため地方公共団体が設置する組織。平成 16 年児童福祉法の改正により、法的に位置づけられた。 |
| 27 | 幼保連携型認定こども園 | 認定こども園の 4 類型の 1 つ。教育・保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を実施する幼稚園や保育所などが「認定こども園」として認定されている。幼保連携型認定こども園は、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。 |
| 28 | データヘルス | 保険者が保有するレセプト（診療報酬明細書）や特定健康診査・特定保健指導などのデータを活用して行う保健事業のこと。 |
| 29 | 応急手当普及員 | 事業所や防災組織などにおいて、当該事業所の従業員又は防災組織などの構成員に対して普通救命講習の指導ができる認定資格。市の消防本部が行う講習を修了すると認定される。 |
| 30 | 地域包括支援センター | 高齢者が住み慣れた地域で暮らしていけるように、高齢者やその家族を医療や保健、介護、福祉など様々な面で必要な支援が提供されるように調整する機関。 |
| 31 | 認知症ケアパス | 認知症の人とその家族が、地域の中で本来の生活を営むために、認知症の人と家族や地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組み。 |
| 32 | 合理的な配慮 | 障害のある人にとって日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、過度の負担にならない範囲で状況に応じて行われる配慮。 |
| 33 | 人権都市宣言 | 基本的人権尊重の精神が市民全体に浸透し、差別のない明るく住みやすい豊かなまちづくりを実現するため、平成 17 年 6 月 24 日に「人権都市宣言」を行った。 |
| 34 | 今治市人権尊重のまちづくり条例 | 人権都市宣言を基本的理念として、市や市民の役割を明らかにするとともに、人権施策を総合的かつ計画的に推進するための枠組みを設けることを目的として、平成 17 年 6 月 30 日に制定。 |
| 35 | 空き家バンク | 県や市町村などが定住対策などのために行う空き家情報を提供するための制度。 |
| 36 | シティクライヤー | 我がまち自慢を行う人のこと。まだ新聞もテレビもなかった中世のイギリスにおいて、街の人々へ大声でニュースを伝えていた人（タウンクライヤー：街で叫ぶ人）がいた。 |
| 37 | シティプロモーション | 地域の売り込みや自治体名の知名度向上のほか、自らの地域のイメージを高め経営資源の獲得を目指す活動。 |

| 通番 | 用語 | 説明 |
|----|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 38 | ふるさと納税 | 納税者が自分で選んだ自治体に寄附をした場合に、所定の自己負担額を除く全額が所得税や住民税から控除される制度。 |
| 39 | 特殊詐欺 | 不特定の者に対して、対面することなく、電話、FAX、メールを使って行う詐欺。 |
| 40 | アセットマネジメント | 資産を効率よく管理・運営すること（アセット＝資産、マネジメント＝管理、運用）。公共施設のアセットマネジメントとは、施設・設備を資産としてとらえ、その損傷・劣化などを将来にわたり予測することで、効率的で効果的な維持管理を行うための手法。 |
| 41 | 応急給水体制 | 災害時や緊急時に、仮設水槽や給水車などによって飲料水や生活水を給水するための体制。 |
| 42 | ハザードマップ | 地震・洪水などの災害をもたらす自然現象を予測して、想定される被害の種類・程度とその範囲を示した地図。災害予測地図。 |
| 43 | 避難行動要支援者名簿 | 災害対策基本法で作成が義務付けられている、高齢者や障害のある人、乳幼児などの防災施策において、特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する者の名簿。 |
| 44 | 予防査察 | 多くの者が利用する防火対象物（デパートやホテル、集会場など）や危険物施設（ガソリンスタンドなど）などに立ち入って、火災管理、消防用設備の維持管理などの状況を検査すること。 |
| 45 | 特殊災害 | 一般的な消防施設又は通常の装備品では対応することが困難である、原子力・化学・生物災害を始め、毒物・劇物の流出事故、火薬類などの爆発火災、航空機火災などのこと。 |
| 46 | 緊急消防援助隊 | 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、迅速で効果的な消防の広域応援のため創設された部隊で、消防庁長官の要請により出動し、都道府県単位の部隊編成がなされ災害活動を行う。 |
| 47 | 森育 | 今治自然塾で提供される幼児を対象とした自然体験型の環境教育。 |
| 48 | 新エネルギー | 太陽光発電や風力発電などの自然エネルギーなど、化石燃料に代わる新しいエネルギー。 |
| 49 | 今治市緑のまちづくり基金 | 市民参加による緑豊かな住みよいまちづくりを目指し、都市緑化の資金に充てることを目的として、今治市基金条例により設置されている基金。 |
| 50 | 公德心 | 社会生活における道徳を重んじる心。 |
| 51 | 長期優良住宅 | 構造躯体などの劣化対策や耐震性への配慮などがなされ、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅。 |

| 通番 | 用語 | 説明 |
|----|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 52 | ストックマネジメント | 既存の建物（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法。 |
| 53 | 台湾日月潭サイクリングコース | 台湾中部にある台湾最大の湖「日月潭」の湖畔を周回するサイクリングコース。平成 26 年 10 月に姉妹自転車道協定を締結。 |
| 54 | サイクルスタンド | 自立するためのスタンドがついていない自転車を駐輪するための設備。 |
| 55 | サイクルツーリズム | 自転車に乗って地形・自然・景色を楽しむ観光旅行。自転車観光。 |
| 56 | プラットフォーム | 基盤・基礎となるもの。受入れ体制。 |
| 57 | ゆめしま海道 | 上島町内の 4 島（弓削島、佐島、生名島、岩城島）を 3 橋（弓削大橋、生名大橋、岩城橋）で結ぶ県道岩城弓削線（上島架橋）の愛称。平成 33 年度の全線開通を目指し、岩城橋は整備が進められている。 |
| 58 | 安芸灘とびしま海道 | 広島県呉市の本土と安芸灘諸島を 7 つの橋で結ぶ安芸灘大橋から岡村大橋までの陸路の愛称。 |
| 59 | 中国やまなみ街道 | 瀬戸内海沿岸の広島県尾道市から日本海側の島根県松江市を結ぶ、中国横断自動車道尾道松江線の愛称。 |
| 60 | 広域観光周遊ルート | 複数の都道府県をまたがる観光地をテーマやストーリー性でまとめた観光ルート。平成 27 年 6 月には国土交通大臣が、外国人観光客向けの広域周遊観光ルートとして全国 7 地域を認定した。 |
| 61 | フィルムコミッション | 映画、テレビドラマ、CM などのあらゆるジャンルのロケーション撮影を誘致し、実際のロケをスムーズに進めるための非営利公的機関。 |
| 62 | 観光プロモーション | 観光地や観光商品の販売促進のために行う宣伝。 |
| 63 | モーダルシフト | 陸上のトラック輸送から海上のフェリー輸送へというように、経費削減と環境保護の要請に応じて行う交通・輸送手段の転換。 |
| 64 | バリシップ | 平成 21 年に初開催した西日本唯一の国際海事展。 |
| 65 | 雇用のミスマッチ | 職種や技能、年齢などで、求人側のニーズと求職者のニーズが一致しないこと。 |
| 66 | 産学官金労言 | （産）産業界、（学）大学などの高等教育機関、（官）地方公共団体や国の関係機関、（金）金融機関、（労）労働団体、（言）メディアのこと。 |
| 67 | ジョブローテーション | 人事異動により職場を定期的に変え、様々な職務を経験させることにより、職員の職能を高め、将来必要な人材へと育成する制度。 |

| 通番 | 用語 | 説明 |
|----|----------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 68 | ゼネラリスト | 高度に多様化する市民ニーズに、迅速かつ効率的、効果的に対応するため、幅広くどの部門でも活躍できる者。 |
| 69 | エキスパート | 専門的知識に基づいた政策形成能力や業務遂行能力を有し、高い付加価値を創造することができる者。 |
| 70 | 人事考課制度 | 職員の職務遂行上における勤務成績、意欲・態度、能力を客観的に把握することにより、職員の能力開発と勤労意欲の高揚を促進するとともに、公平かつ公正な人事管理を行うための制度。 |
| 71 | 投資的経費 | 道路や学校の整備など、その支出の効果が長期にわたる経費。普通建設事業費、災害復旧事業費など。 |
| 72 | 市債 | いわゆる市の借金。市が発行する地方債をいう。 |
| 73 | 公会計制度 | 現在の地方自治体の現金主義・単式簿記を特徴とする会計制度に対して、発生主義・複式簿記・連結会計などの企業会計手法を導入しようとするもの。 |
| 74 | 義務的経費 | 歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減できない、極めて硬直性の強い経費。一般的には人件費、扶助費、公債費で構成されている。 |
| 75 | 公の施設 | 住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設ける施設。 |
| 76 | 指定管理者制度 | 多様化する市民ニーズに効率的、効果的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、サービスの向上を図るとともに、経費の節減などを目的とした制度。 |
| 77 | P F I 手法 | 公共施設等の建設、維持管理、運営などを行うにあたって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、効率的で質の高いサービスを提供する手法。 |
| 78 | 第三セクター | 国や地方公共団体と民間との共同出資による事業体。 |

総合計画施策体系図

将来像

施策の展開方向

施策の大綱

あ
ず
つ
と
住
み
続
け
た
い
〃
こ
こ
ち
い
い
（
心
地
好
い
）
〃
ま
ち
い
ま
ば
り
未
来
へ

心
を
育
む

1 健やかに安心して暮らせるまちづくり

2 豊かな心と生きる力を育むまちづくり

3 みんながつながり支えあうまちづくり

この
地
を
思
う

4 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

5 美しい地球を未来へつなぐまちづくり

まちを
好
き
に
な
る

6 誇りに思える魅力があふれるまちづくり

7 産業の飛躍と創造に満ちた活力あるまちづくり

施策の方向

主要な施策

① 安心して子どもを産み、育てていける基盤づくり

- ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援の充実
- 子育て家庭への経済的支援
- 母子の健康づくりへの支援
- 教育・保育環境の充実

② いつまでも健やかに暮らしていける基盤づくり

- 健康づくりの促進
- 医療サービスの充実
- 医療体制の維持・確保
- 各種保険制度・社会保障制度の適正な運用

③ 支えあい、いきいきと暮らしていける基盤づくり

- 介護予防・健康づくりの総合的な促進 ● 高齢者の社会参加・生きがいづくりの推進
- 高齢者を地域で支える体制整備 ● 高齢者の住まいの確保
- 障害のある人の地域生活の支援と生活環境の整備 ● 障害のある人への保健・医療の充実
- 障害のある人の教育・交流の充実 ● 障害のある人の雇用、就労、経済的自立の促進
- 障害のある人への差別の解消・権利擁護の推進

④ 子どもたちの生きる力を育む基盤づくり

- 特色ある教育環境の整備
- 学校教育施設・設備の整備
- 安全・安心な給食と食育の推進

⑤ 豊かな心と地域の元気を育む基盤づくり

- 文化芸術の振興
- スポーツの振興
- 文化財の保存・活用
- 文化やスポーツを通じた国内外交流の促進

⑥ 世代を超えて、みんながつながる地域の基盤づくり

- 地域の和を広げる多様な学習機会の充実
- 人権意識の高揚と人権問題解決への取組の推進 ● 男女共同参画の推進
- 移住・定住の促進 ● お祭りや伝統文化の保存・継承
- 地域の担い手確保と地域活性化の取組への支援の充実
- 地域における市民の生活と活動への支援の充実

⑦ 身近で、わかりやすい市政の基盤づくり

- 市民にわかりやすい市政情報の共有化の推進
- 市民にやさしい行政機能の充実
- 将来につなげる効率的・効果的な行政運営

⑧ 地域の和を広げ、安全・安心・快適に暮らしていける基盤づくり

- 幹線道路、生活道路、交通安全施設の整備 ● 適正な土地利用の推進
- 交通体系の維持・確保 ● 港湾・海岸保全施設の整備
- 安心・快適な住環境づくり ● 公園の整備
- 防犯の推進と市民相談の充実 ● 情報通信環境の整備
- 墓地・火葬場の整備 ● 上水道の整備

⑨ みんなで災害に備える、安全・安心の基盤づくり

- 防災体制の充実
- 自主防災力の向上
- 防災拠点の整備
- 河川整備、砂防、海岸保全の推進
- 消防体制の充実

⑩ 豊かな自然を守り、育て、次代に返すための基盤づくり

- 環境教育活動の推進
- 緑化意識の高揚
- 地球温暖化防止の推進
- 環境保全の推進
- 森林整備の推進

⑪ 環境に配慮した暮らしの基盤づくり

- 循環型社会の実現に向けた取組の推進
- 廃棄物の適正処理や減量化の推進
- 環境負荷軽減の取組の推進
- 廃棄物処理施設の整備
- 下水道・合併処理浄化槽の整備

⑫ 交流とにぎわいを創造する、魅力あふれる都市（まち）の基盤づくり

- 今治港周辺の整備・活用の推進
- まちなかの魅力を高める取組の推進
- 中心市街地の機能強化と市街地空間の有効利用
- 新都市への高等教育機関の誘致
- 今治新都市の形成促進

⑬ 魅力ある観光資源をいかした、交流とにぎわいの基盤づくり

- サイクルシティ構想の推進 ● 景観の形成・保全と観光交流資源の形成
- 誘客イベントの実施と魅力ある旅行商品の企画、販売
- スポーツを核としたまちづくりの推進
- 広域観光周遊ルートの形成と外国人観光客の受入れ環境の整備
- 観光情報発信力の強化

⑭ 世界で活躍する産業のさらなる飛躍の基盤づくり

- 海産物の次世代の人材育成 ● 海事クラスターの充実
- 海事文化の振興と交流の促進
- 繊維産業の人材確保と技能伝承 ● タオルブランドの保護・育成
- タオル産業の海外展開の支援

⑮ いきいきと働ける活力ある産業の基盤づくり

- 農林水産物の担い手育成と従事者確保の取組の支援
- 農林水産物の生産環境の整備
- 食の安全・安心と農林水産物活性化の促進 ● 地場産業の振興
- 産業振興の取組への支援 ● 企業誘致
- 今治での就職促進と働きやすい環境整備の促進

ずっと住み続けたい“ごこちいい”（心地好い）“まち
あの橋を渡って 世界へ 未来へ
いまばり

共に働く

元気にこぎだせ！ 地域共働システム

主要な施策

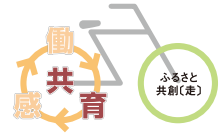
- 1 海事とタオルのまちづくり
- 2 地域の企業・産業が成長するまちづくり



共に育む

未来へこぎだせ！ 子ども共育システム

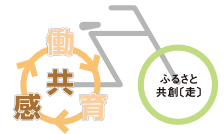
- 3 少子化対策の強化
- 4 女性がいきいきと輝くまちづくり



共に感じる

世界へこぎだせ！ 魅力共感システム

- 5 サイクルシティ構想の推進
- 6 スポーツのまちづくり
- 7 広域観光周遊ルートの形成
- 8 移住・定住の促進
- 9 獣医大学の誘致



新たな行政改革への取組

基本理念

～豊かな地域社会を次世代につなげるために～

| 基本姿勢 | | 改革の柱 | 重点目標 |
|------|-----------------|----------------|-----------------|
| I | 市民の視点に立った行政運営 | 組織・職員の改革(人事面) | 1 組織体制及び定員の適正化 |
| | | | 2 給与の適正化 |
| II | 行政経営の視点に立った行政運営 | 財政運営の改革(財政面) | 3 職員の人財開発 |
| | | | 4 持続可能な財政基盤の確立 |
| | | 行政経営の改革(行政経営面) | 5 事務事業の効率化と質の向上 |
| | | | 6 民間活力の活用 |

第2次 今治市総合計画

発行 今治市
編集 今治市 企画財政部 企画課
印刷 原印刷株式会社
平成28年3月発行

今治市役所 企画財政部 企画課
〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1
電話：0898-36-1503（直通） FAX：0898-22-3441
E-mail：kikaku@imabari-city.jp

<http://www.city.imabari.ehime.jp>

 **今治市携帯サイト**



QRコードを
読み取って
アクセスして
ください。



今治市